

# 袋井市第4次障がい者計画

(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)



令和6年3月  
袋井市



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって.....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要.....	4
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く環境.....</b>	<b>6</b>
1 人口・世帯の構造.....	6
2 障がいのある人の状況.....	7
3 身体障がいのある人の状況.....	8
4 知的障がいのある人の状況.....	9
5 精神障がいのある人の状況.....	10
6 アンケート調査結果からみえる現状.....	11
7 本市の障がい者を取り巻く現状と課題.....	31
8 第3次障がい者計画の施策の評価・実績.....	44
<b>第3章 本計画の目指すもの.....</b>	<b>72</b>
1 基本理念.....	72
2 基本目標.....	72
3 計画の体系.....	74
4 重点的な取り組み.....	75
<b>第4章 施策の展開.....</b>	<b>77</b>
基本目標1 共生する地域づくり（啓発・広報）.....	77
基本目標2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）.....	85
基本目標3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）.....	94
基本目標4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）.....	96
基本目標5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）....	103
基本目標6 地域での参加を促す環境づくり（生涯学習・コミュニケーション）....	111
基本目標7 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境・防災） .....	115
<b>第5章 計画の推進体制.....</b>	<b>121</b>
1 計画を推進するための各々の役割.....	121
2 計画の進行管理と評価.....	122
<b>資料.....</b>	<b>123</b>





# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されました。また、令和元年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が制定、令和2年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が改正されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

袋井市（以下「本市」）では、平成29年度に策定された「袋井市第3次障がい者計画」と、令和2年度に策定された「袋井市第6期障がい福祉計画・袋井市第2期障がい児福祉計画」により、各種の障がい福祉施策に取り組んで参りました。これらの計画が令和5年度をもって終了することから、障がい者施策の基本的な方向性を示す袋井市第4次障がい者計画と本計画を推進するための目指すべき数値目標として障害福祉サービス等の見込量を定めた第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を新たに一体的に策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の性格

「袋井市第4次障がい者計画（袋井市第7期障がい福祉計画・袋井市第3期障がい児福祉計画）」（以下「本計画」）は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

3つの計画を一体的に策定することで、障害福祉サービスや障がい福祉施策などを総合的に把握し、障がい者のニーズや課題に対して、事業や施策を計画し、実施することが可能になります。

### (2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

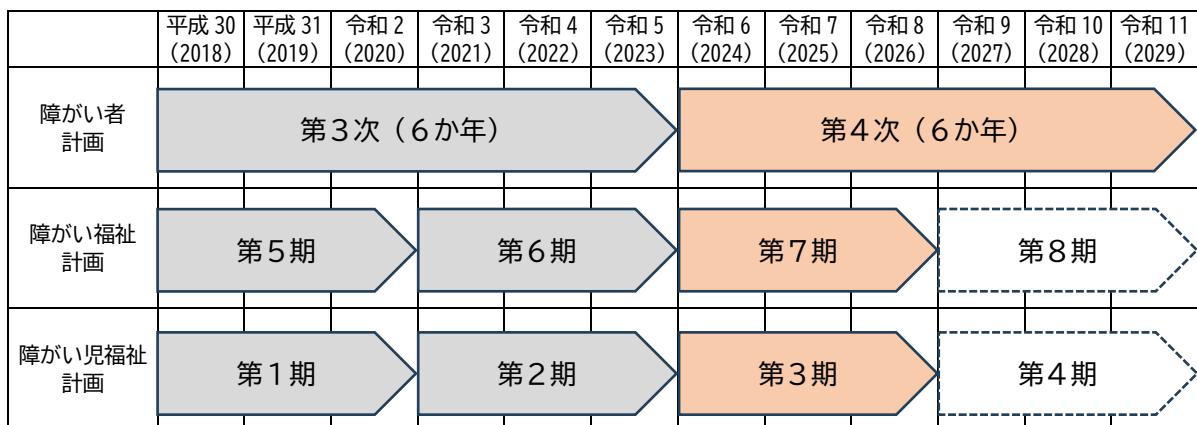
項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	6年	3年	3年
基本的な考え方	国の障害者基本計画 (第5次計画 令和5年度～令和9年度) の内容と本市の現行計画 (平成30年度～令和5年度) の進捗状況を確認し、見直しを行う。	国の基本指針の見直しの内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	障がいを有する児童の健やかな育成ための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。

### (3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「袋井市総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した「袋井市地域福祉計画」、「袋井市长寿しあわせ計画」、「袋井市健康づくり計画」、「袋井市子ども読書活動推進計画」等の関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

## || 3 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とし、計画策定後3年を目安に障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値目標、障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込量等の更新及び見直しを図っていきます。



## || 4 計画の対象

本計画は、障がいのある人を中心に、介助者、援助者、ボランティア、地域住民などすべての人を対象者とします。

障がいのある人とは、障害者基本法によって定義されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」、また、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上の障がいを有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」をいい、療育の必要な乳幼児、児童・生徒、発達障害のある人、自立支援医療費の支給を受けている人、難病患者など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を含みます。

## || 5 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要

### (1) 計画の概要

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の各規程に基づき、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本市は、令和3年3月に「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるように、様々な支援を行ってまいりました。

6期にわたる計画期間中に施設整備も進み、利用者数も年々増加しておりますが、さらなる福祉資源、サービスの提供体制の充実を図るために、第6期までの進捗状況の分析や国・県の指針を踏まえ、令和8年度までの各目標値及びサービスの見込量などを示した、「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

### (2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的指針

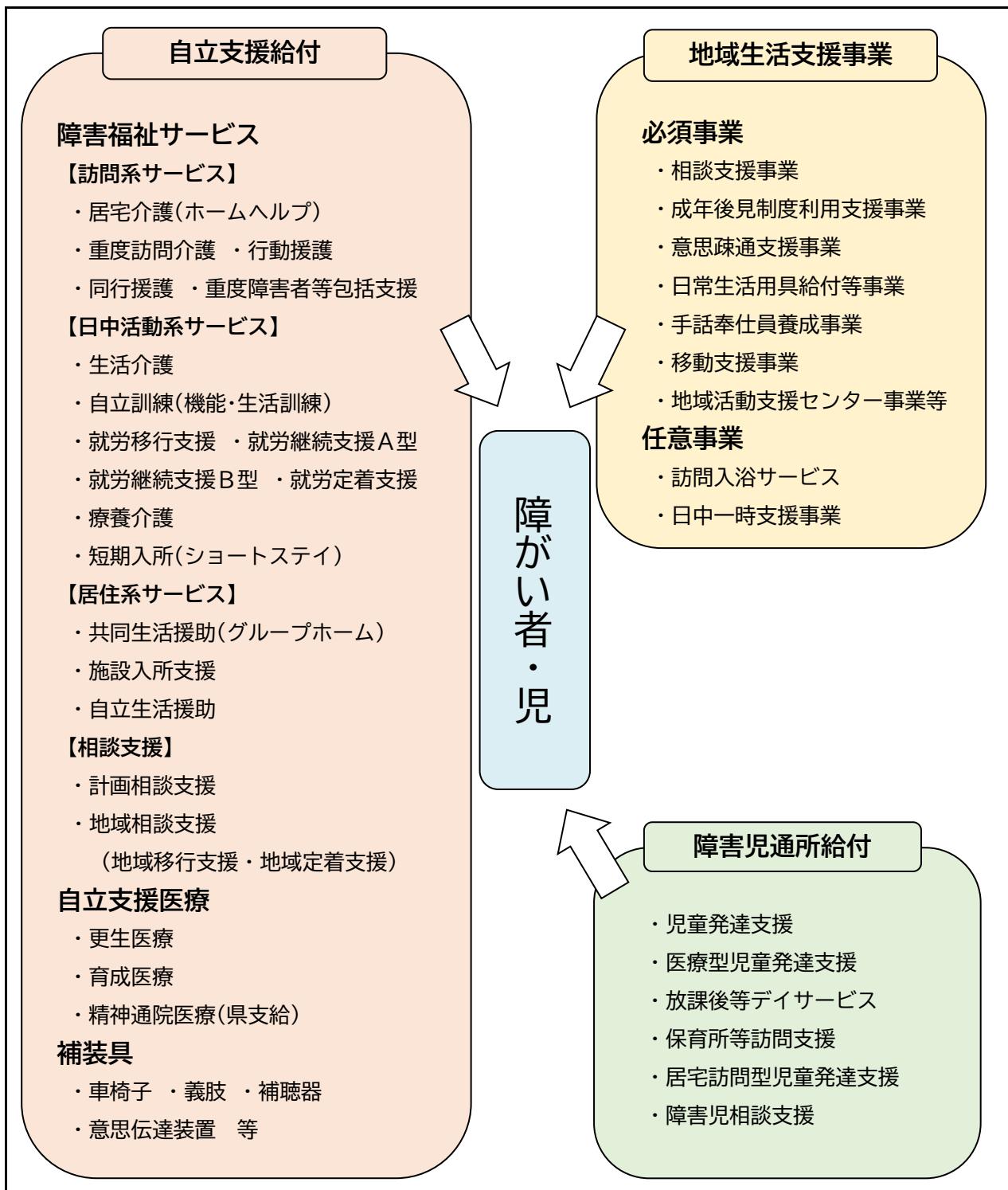
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第三百九十五号）の改正に伴い、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について、次のポイントが見直されました。

#### (1) 指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

### (3) 事業の体系

障がい者（児）を対象にした福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により市が実施する「地域生活支援事業」及び児童福祉法に基づく「障害児通所給付」に大別され、「自立支援給付」は、「障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）」、「自立支援医療」及び「補装具」に分けられます。





## 障がいのある人を取り巻く環境

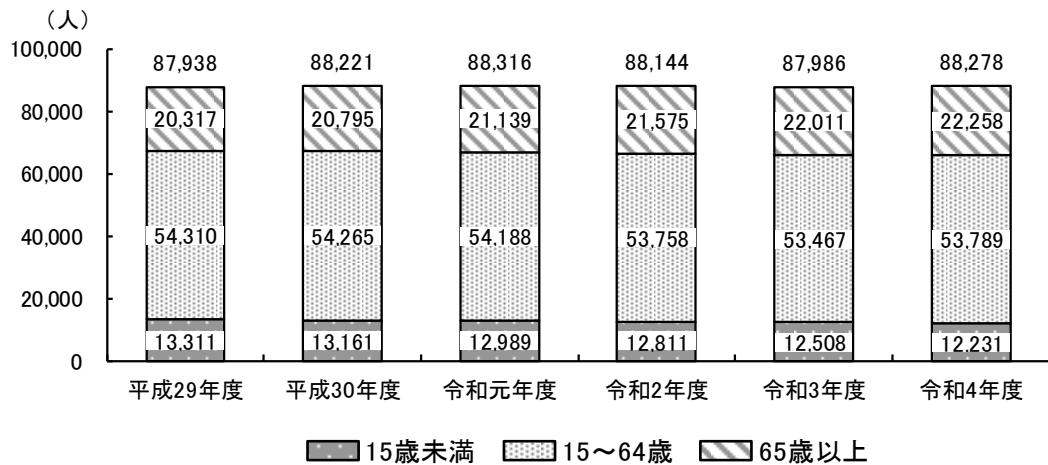
### 1 人口・世帯の構造

#### (1) 年齢別3区分人口

人口総数は、各年度間でほぼ横ばいとなっており、令和4年度末では88,278人となっています。

年齢別の3区分をみると、0～14歳までの年少人口は横ばいとなっています。15歳未満の年少人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

【年齢別3区分人口】



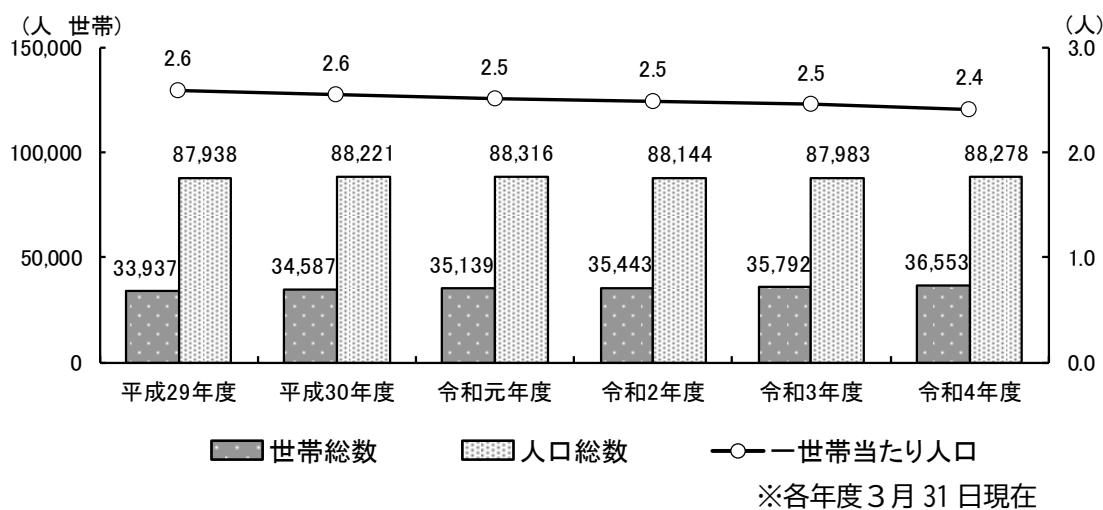
※各年度3月31日現在

## (2) 世帯数及び一世帯当たり人口

世帯総数は、増加傾向となっており令和4年度末では36,553世帯となっています。

一世帯当たり人口は、減少傾向となっており令和4年度末は2.4人となっています。

【世帯数及び一世帯当たり人口】



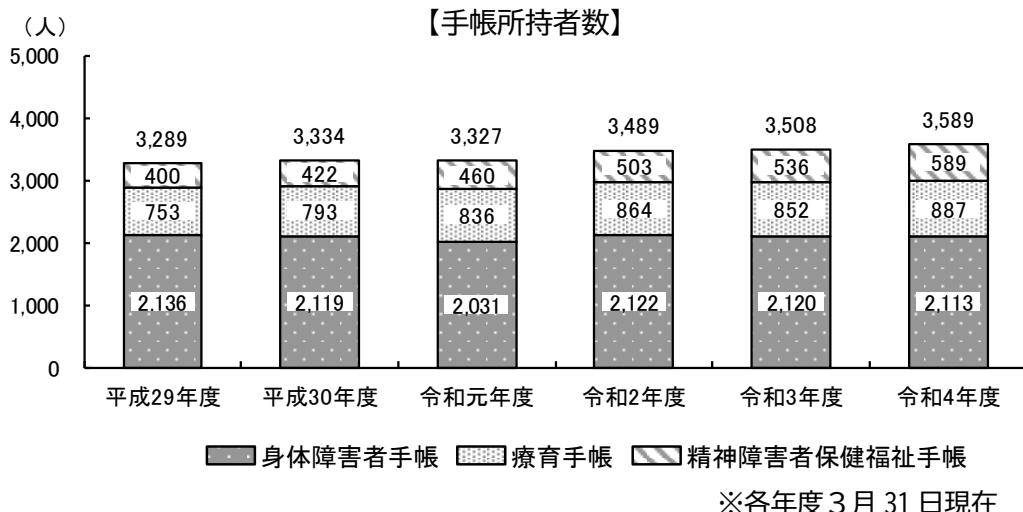
## 2 障がいのある人の状況

### (1) 手帳所持者数

令和4年度の障害者手帳所持者総数は3,589人となっています。

内訳は、身体障害者手帳所持者数は2,113人、療育手帳所持者数は887人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は589人となっています。

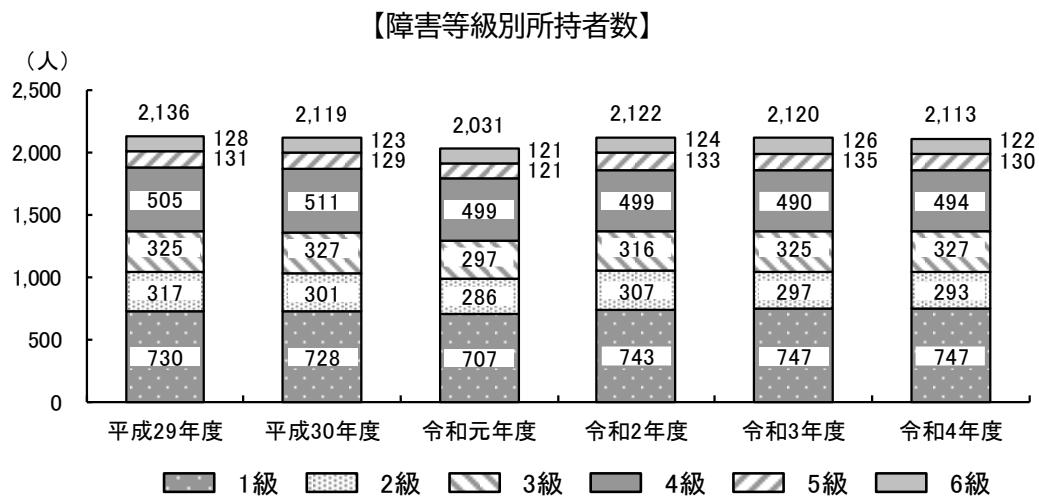
【手帳所持者数】



### 3 身体障がいのある人の状況

#### (1) 障害等級別所持者数

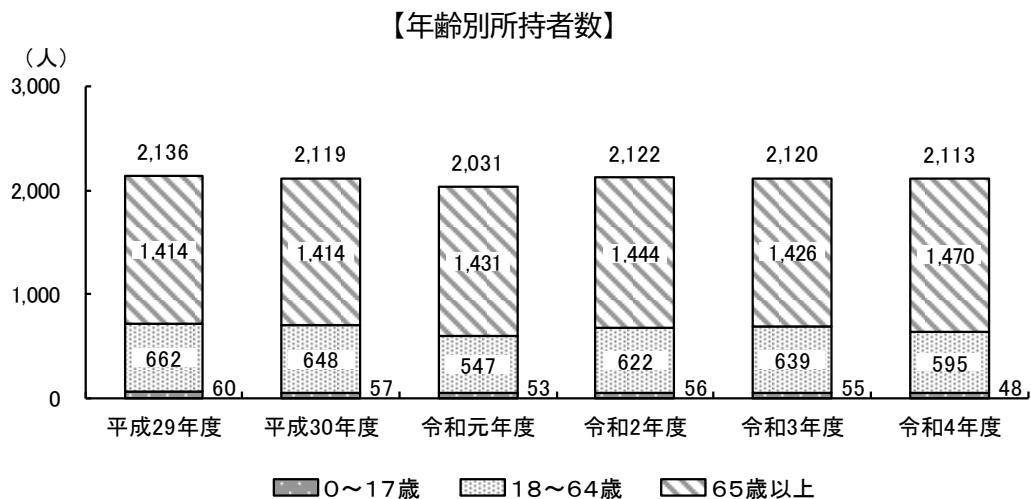
令和4年度の身体障害者手帳所持者の等級別の人数は、1級が747人と最も多く、次いで4級が494人、3級が327人などとなっています。



※各年度3月31日現在

#### (2) 年齢別所持者数

令和4年度の身体障害者手帳所持者の年齢別の人数は、65歳以上が1,470人と最も多く、次いで18~64歳が595人、0~17歳が48人などとなっています。

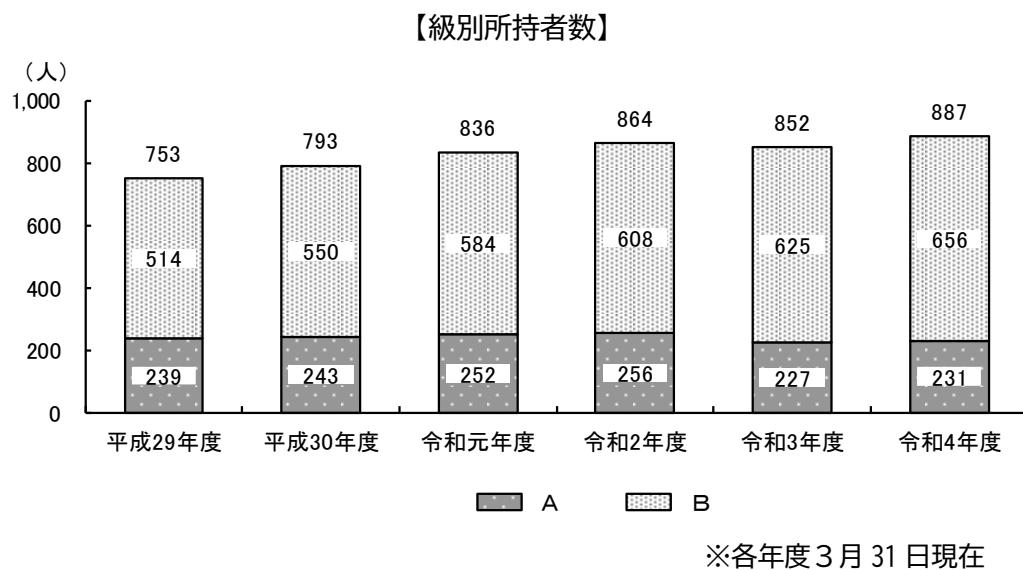


※各年度3月31日現在

## 4 知的障がいのある人の状況

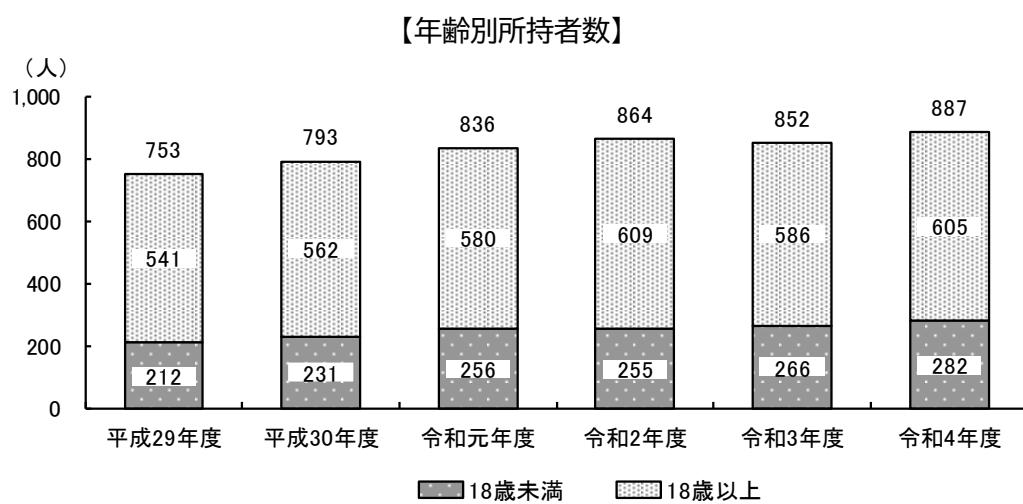
### (1) 級別所持者数

令和4年度の療育手帳所持者の等級別の人数は、Aが231人、Bが656人となっています。



### (2) 年齢別所持者数

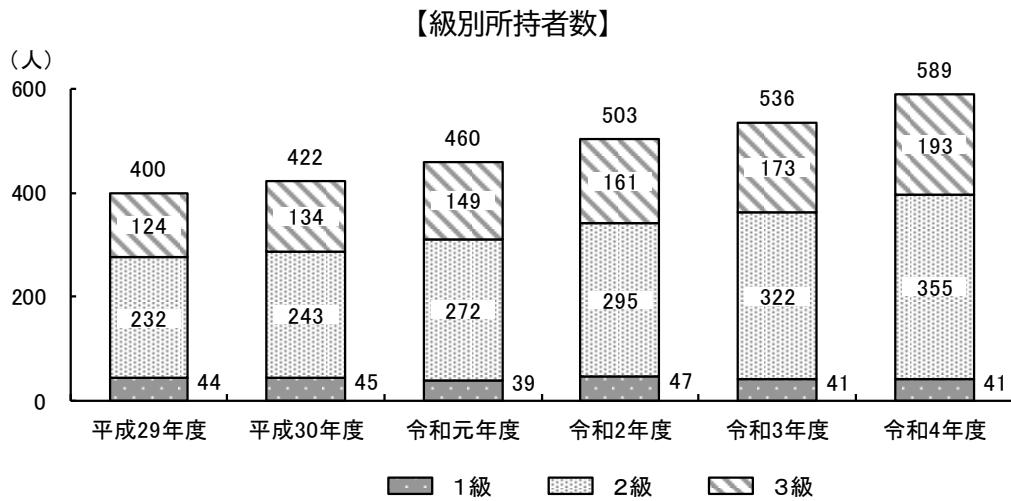
令和4年度の療育手帳所持者の年齢別の人数は、18歳以上が605人、18歳未満が282人となっています。



## || 5 精神障がいのある人の状況

### (1) 級別所持者数

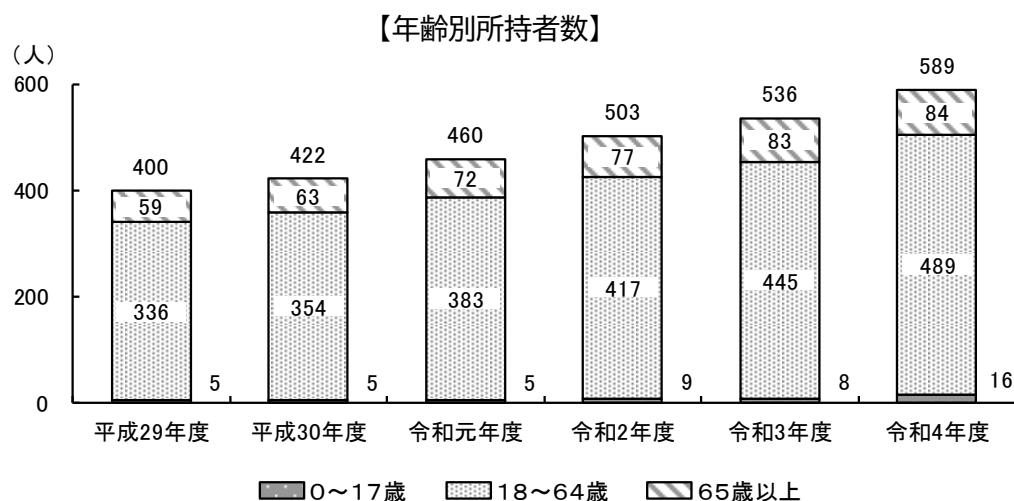
令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数は、2級が355人、3級が193人、1級が41人となっています。



※各年度3月31日現在

### (2) 年齢別所持者数

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別的人数は、18～64歳が489人と最も多く、次いで65歳以上が84人、0～17歳が16人となっています。



※各年度3月31日現在

## 6 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) アンケート調査の実施概要

#### ①調査対象

市内在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳の所持者（無作為抽出）

#### ②調査方法

郵送配付・郵送回収方式

#### ③実施期間

令和5年4月19日～5月8日

#### ④回収状況

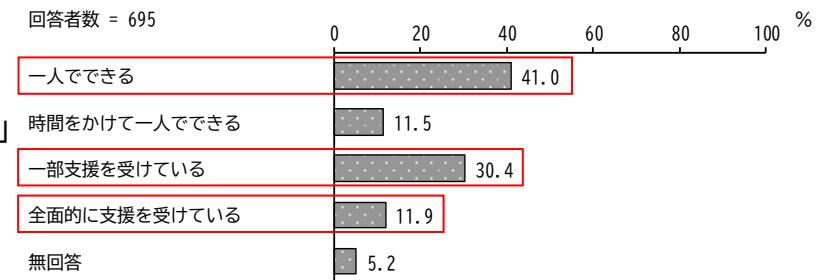
配布数	有効回答数	有効回答率
1,500 通	695 通	46.3%

### (2) アンケート調査の主な結果

#### ●生活面での支援の程度

「一人でできる」の割合 回答者数 = 695

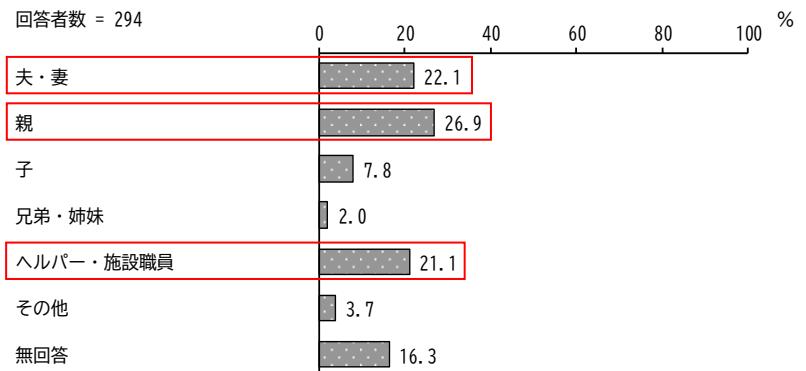
が41.0%と最も高く、次いで「一部支援を受けている」の割合が30.4%、「全面的に支援を受けている」の割合が11.9%となっています。



#### ●支援してくれる人

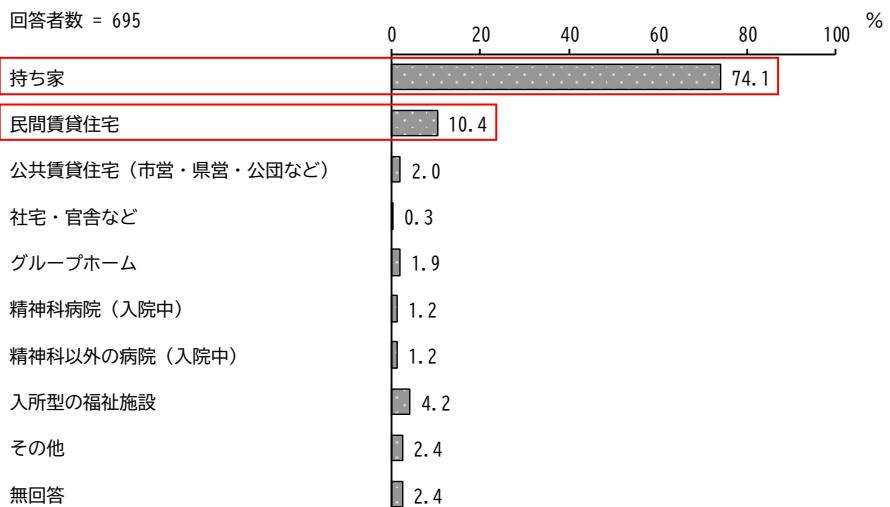
「親」の割合が26.9%と

最も高く、次いで「夫・妻」の割合が22.1%、「ヘルパー・施設職員」の割合が21.1%となっています。



## ●現在の住まい

「持ち家」の割合が74.1%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅」の割合が10.4%となっています。



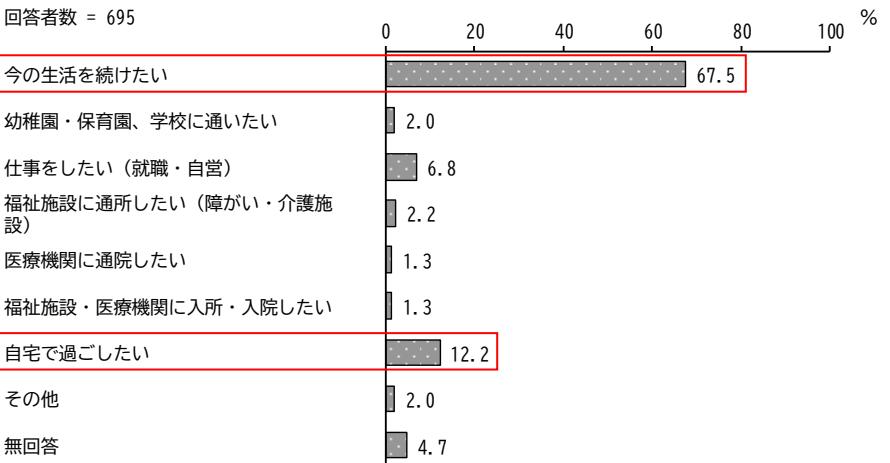
## 【障がい種別】

単位：%

区分	回答者数 (件)	持ち家	民間賃貸住宅	公共賃貸住宅 （市営・ 県営・公団など）	社宅・官舎など	グループホーム	精神科病院 (入院中)	精神科以外の病院 (入院中)	入所型の福祉施設	その他	無回答
全 体	695	74.1	10.4	2.0	0.3	1.9	1.2	1.2	4.2	2.4	2.4
身体障がい	466	79.4	8.6	1.3	—	0.9	0.6	1.7	3.0	1.7	2.8
知的障がい	168	68.5	12.5	0.6	0.6	4.2	—	0.6	8.3	3.6	1.2
精神障がい	110	60.0	13.6	7.3	0.9	3.6	5.5	0.9	2.7	3.6	1.8

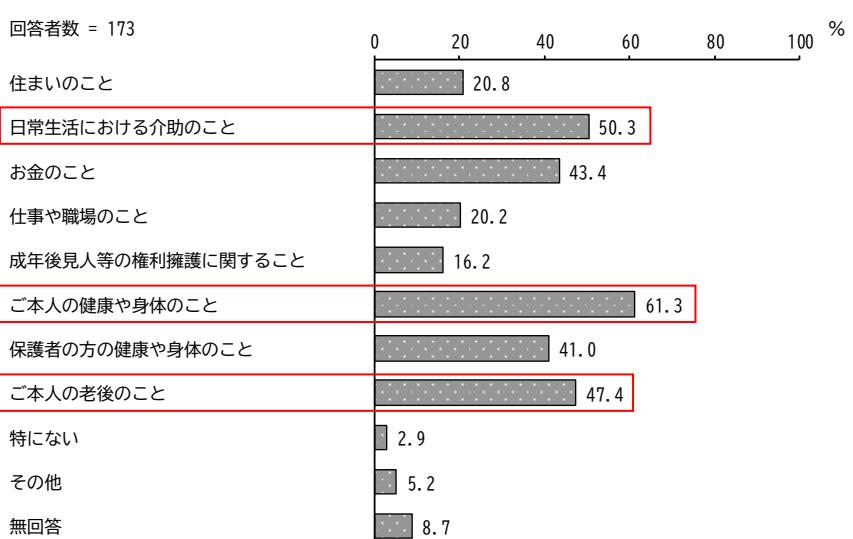
## ●望んでいる日常生活について

「今の生活を続けたい」の割合が67.5%と最も高く、次いで「自宅で過ごしたい」の割合が12.2%となっています。



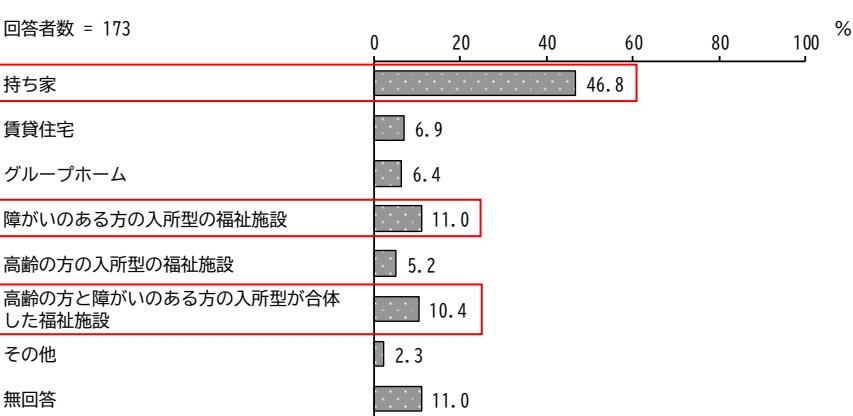
## ●生活していく上で今後心配なことについて

「ご本人の健康や身体のこと」の割合が61.3%と最も高く、次いで「日常生活における介助のこと」との割合が50.3%、「ご本人の老後のこと」の割合が47.4%となっています。



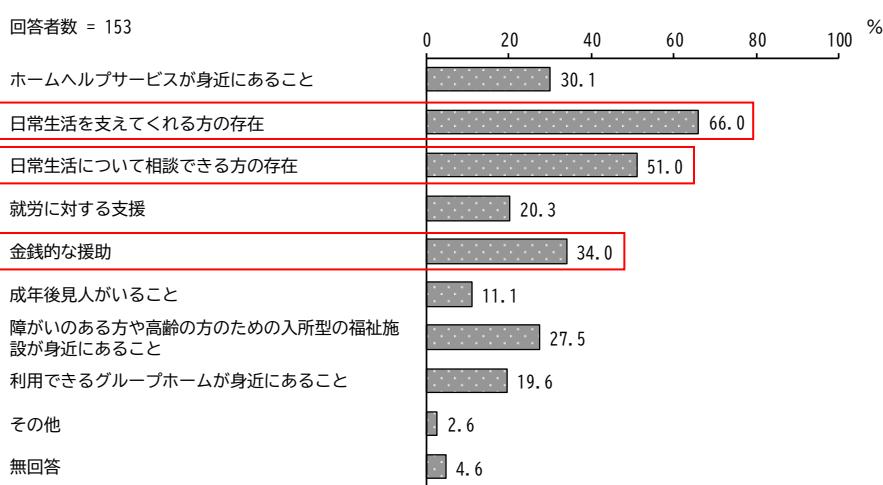
## ●今後どんな住まいが適しているかについて

「持ち家」の割合が46.8%と最も高く、次いで「障がいのある方の入所型の福祉施設」の割合が11.0%、「高齢の方と障がいのある方の入所型が合体した福祉施設」の割合が10.4%となっています。



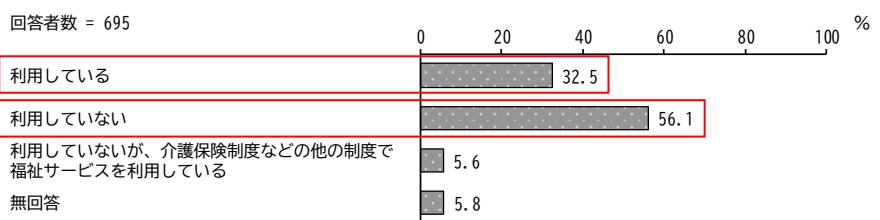
## ●今後住まいで暮らすために必要なことについて

「日常生活を支えてくれる方の存在」の割合が66.0%と最も高く、次いで「日常生活について相談できる方の存在」の割合が51.0%、「金銭的な援助」の割合が34.0%となっています。



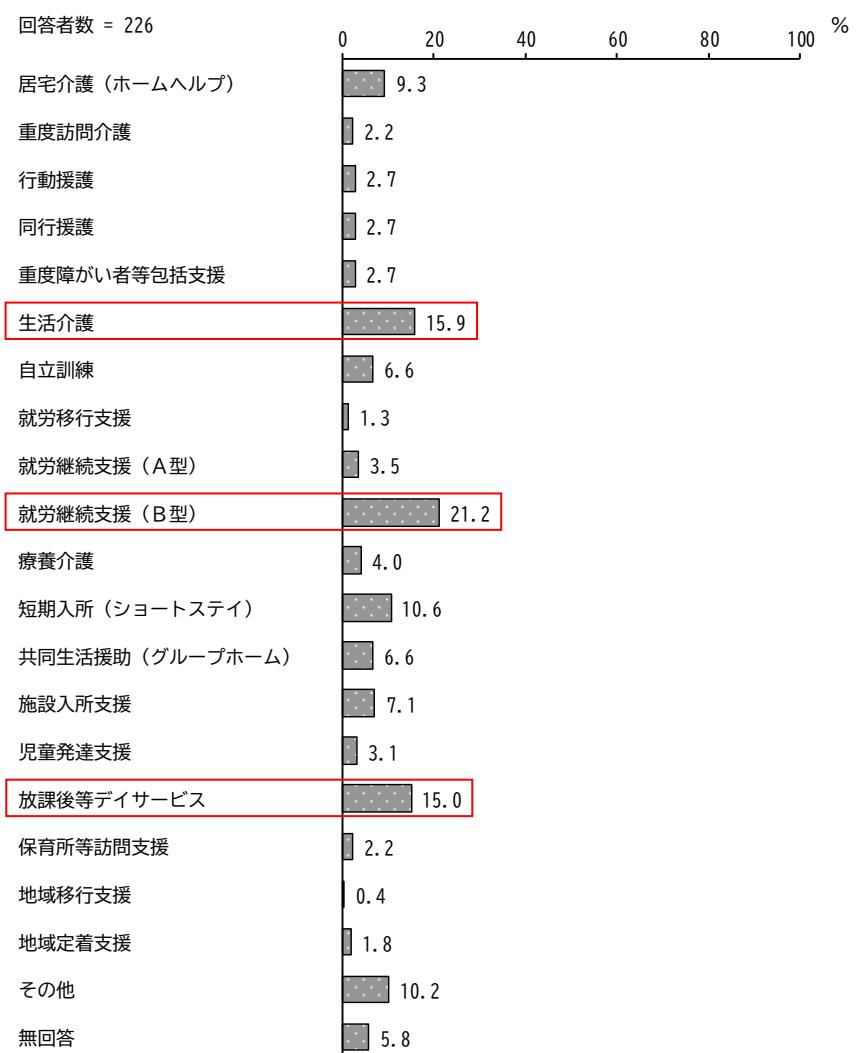
## ●障害福祉サービス等の利用状況について

「利用していない」の割合が56.1%と最も高く、次いで「利用している」の割合が32.5%となっています。



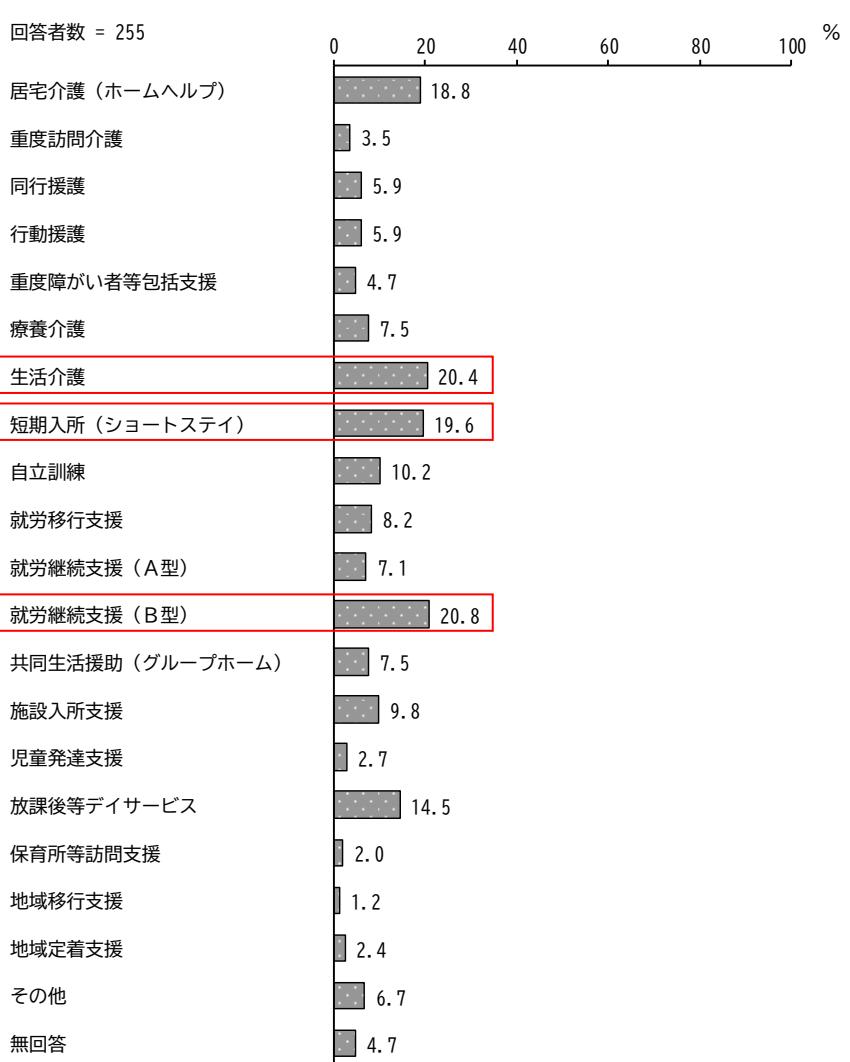
## ●障害福祉サービス等の利用内容について

「就労継続支援（B型）」の割合が21.2%と最も高く、次いで「生活介護」の割合が15.9%、「放課後等デイサービス」の割合が15.0%となっています。



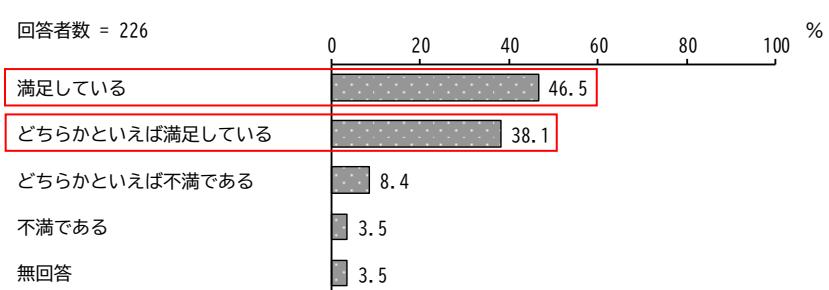
## ●今後利用したい障害福祉サービス等の利用内容について

「就労継続支援（B型）」の割合が20.8%と最も高く、次いで「生活介護」の割合が20.4%、「短期入所（ショートステイ）」の割合が19.6%となっています。



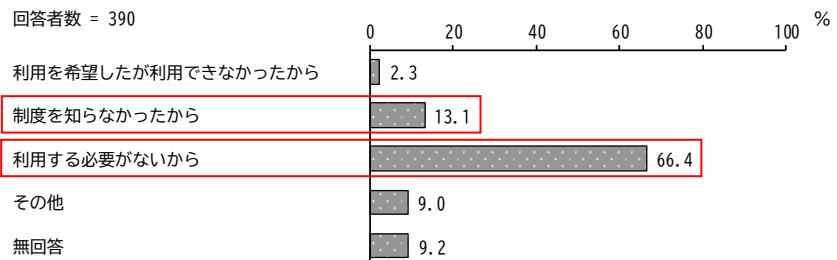
## ●利用しているサービスの満足度について

「満足している」の割合が46.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば満足している」の割合が38.1%となっています。



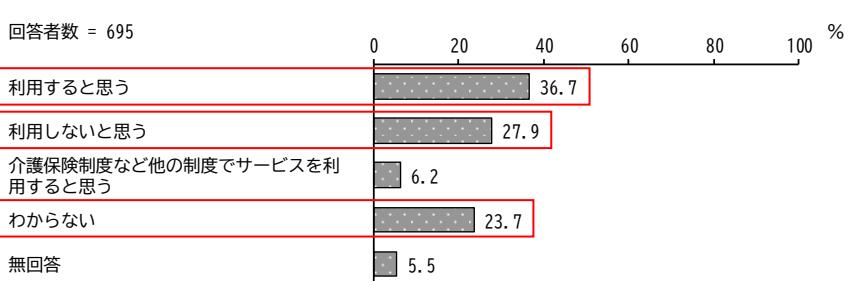
## ●サービスを利用していない理由について

「利用する必要がないから」の割合が66.4%と最も高く、次いで「制度を知らなかったから」の割合が13.1%となっています。



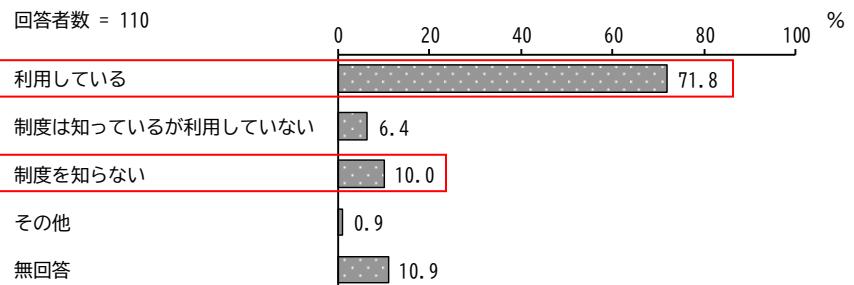
## ●今後（おおむね3年以内に）の障害福祉サービス等の利用希望について

「利用すると思う」の割合が36.7%と最も高く、次いで「利用しないと思う」の割合が27.9%、「わからない」の割合が23.7%となっています。



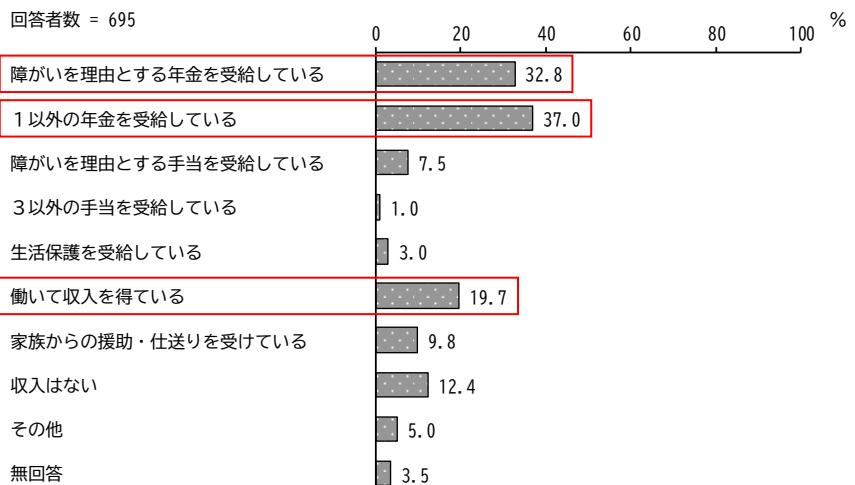
## ●自立支援医療（精神通院）の利用について

「利用している」の割合が71.8%と最も高く、次いで「制度を知らない」の割合が10.0%となっています。



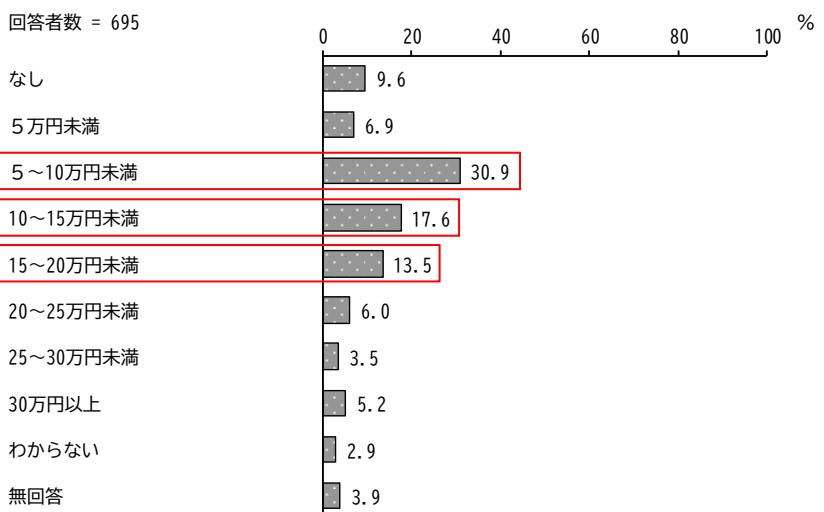
## ●主な収入について

「1以外の年金を受給している」の割合が37.0%と最も高く、次いで「障がいを理由とする年金を受給している」の割合が32.8%、「働いて収入を得ている」の割合が19.7%となっています。



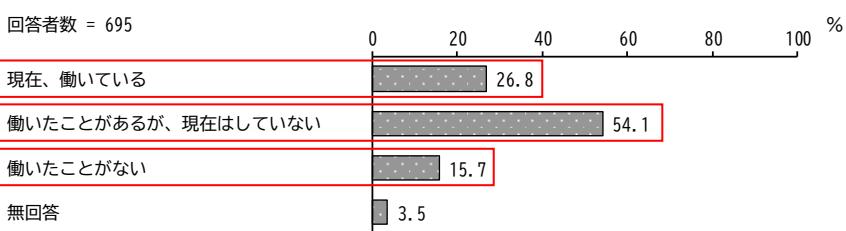
## ●月平均の収入について

「5～10万円未満」の割合が30.9%と最も高く、次いで「10～15万円未満」の割合が17.6%、「15～20万円未満」の割合が13.5%となっています。



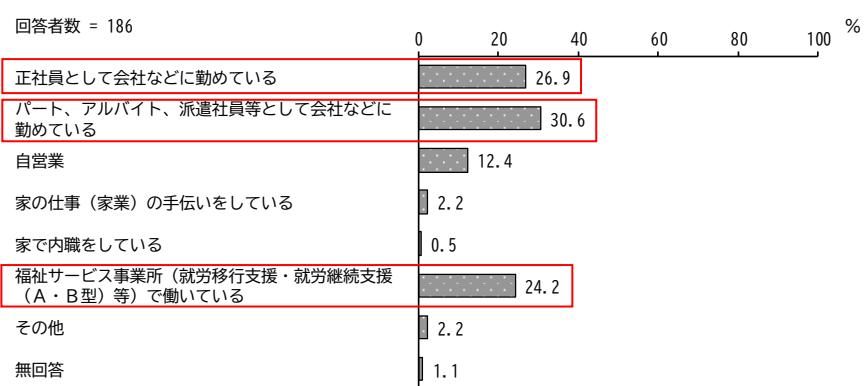
## ●これまでの就労経験の有無

「働いたことがあるが、現在はしていない」の割合が54.1%と最も高く、「現在、働いている」の割合が26.8%、「働いたことがない」の割合が15.7%となっています。



## ●現在の就労形態について

「パート、アルバイト、派遣社員等として会社などに勤めている」の割合が30.6%と最も高く、次いで「正社員として会社などに勤めている」の割合が26.9%、「福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援（A・B型）等）で働いている」の割合が24.2%となっています。



### 【障がい種別】

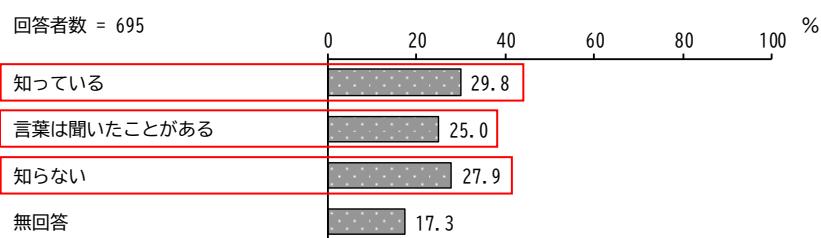
障がい種別にみると、知的障がい、精神障がいで「福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援（A・B型）等）で働いている」の割合が、身体障がいで「正社員として会社などに勤めている」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数（件）	正社員として会社などに勤めている	パート、アルバイト、派遣社員等として会社などに勤めている	自営業	家の仕事（家業）の手伝いをしている	家で内職をしている	福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援（A・B型）等）で働いている	その他	無回答
全 体	186	26.9	30.6	12.4	2.2	0.5	24.2	2.2	1.1
身体障がい	109	38.5	22.0	21.1	3.7	—	11.9	0.9	1.8
知的障がい	55	10.9	38.2	—	—	—	47.3	3.6	—
精神障がい	34	8.8	35.3	—	—	2.9	44.1	2.9	5.9

## ●療育や発達支援という言葉の認知度について

「知っている」の割合が29.8%と最も高く、次いで「知らない」の割合が27.9%、「言葉は聞いたことがある」という割合が25.0%、「言葉は聞いたことがある」の割合が25.0%となっています。



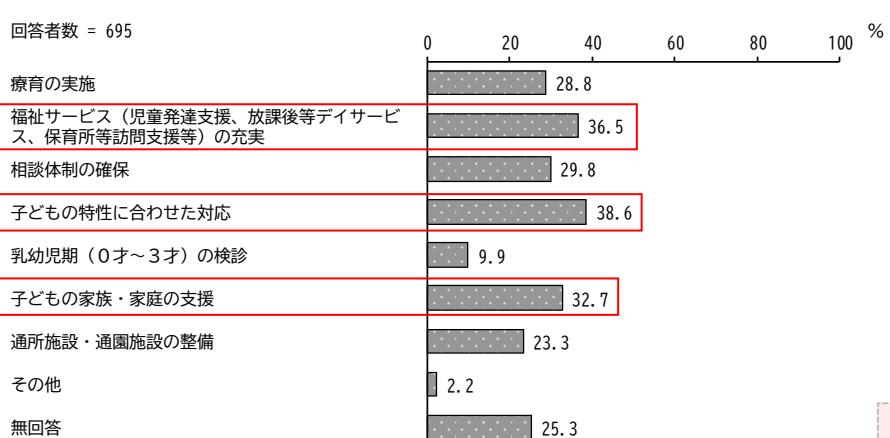
### 【障がい種別】

単位：%

区分	回答者数（件）	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
全 体	695	29.8	25.0	27.9	17.3
身体障がい	466	22.1	25.1	29.6	23.2
知的障がい	168	61.3	16.1	19.6	3.0
精神障がい	110	19.1	32.7	34.5	13.6

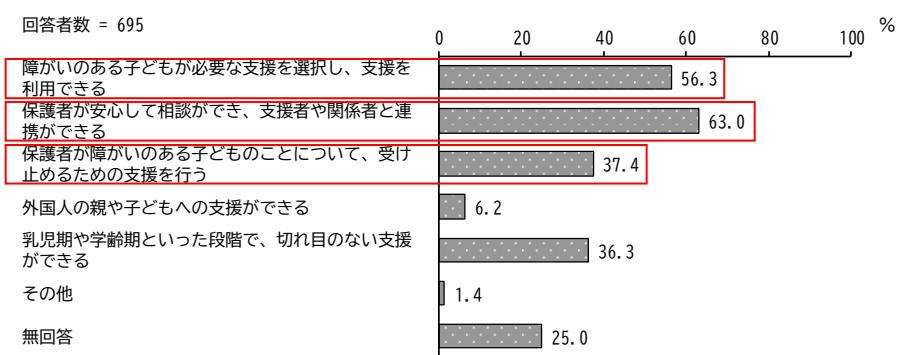
## ●障がいのある子どもの発達を支援するのに必要なものについて

「子どもの特性に合わせた対応」の割合が38.6%と最も高く、次いで「福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）の充実」の割合が36.5%、「子どもの家族・家庭の支援」の割合が32.7%、「子どもの特性に合わせた対応」の割合が32.7%となっています。



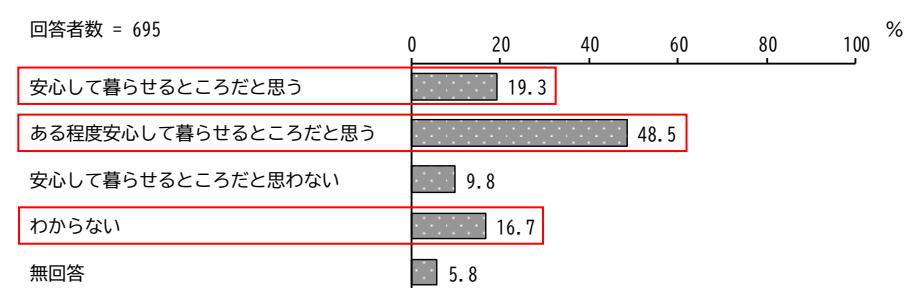
## ●障がいのある子どもの発達の支援体制で重要なことについて

「保護者が安心して相談ができ、支援者や関係者と連携ができる」の割合が63.0%と最も高く、次いで「障がいのある子どもが必要な支援を選択し、支援を利用できる」の割合が56.3%、「保護者が障がいのある子どものことについて、受け止めるための支援を行う」の割合が37.4%となっています。



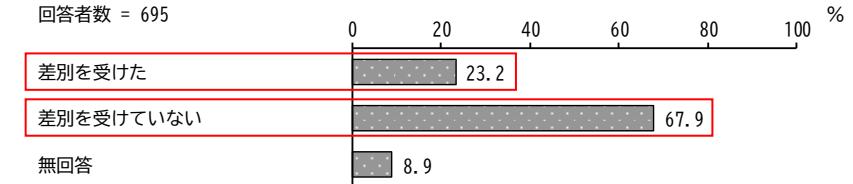
## ●障がいのある人にとって安心して暮らせる地区かについて

「ある程度安心して暮らせるところだと思う」の割合が48.5%と最も高く、次いで「安心して暮らせるところだと思う」の割合が19.3%、「わからない」の割合が16.7%となっています。



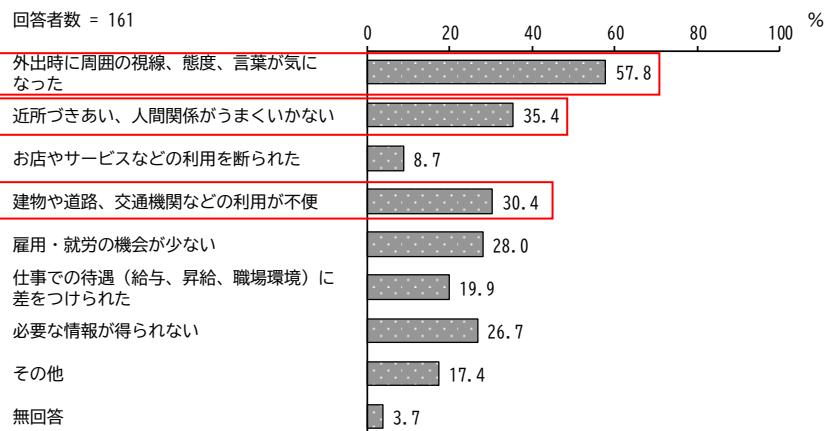
## ●日常生活の中での障がいを理由に差別を受けたことがあるかについて

「差別を受けた」の割合が23.2%、「差別を受けていない」の割合が67.9%となっています。



## ●差別を受けた内容について

「外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった」の割合が57.8%と最も高く、次いで「近所づきあい、人間関係がうまくいかない」の割合が35.4%、「建物や道路、交通機関などの利用が不便」の割合が30.4%となっています。



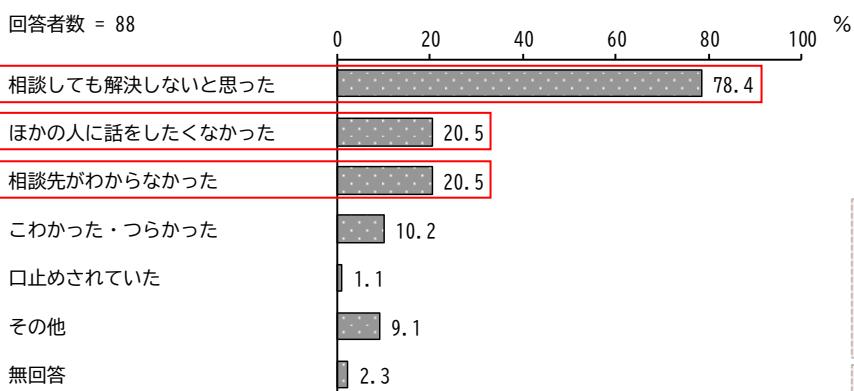
### 【障がい種別】

単位：%

区分	回答者数(件)	外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった	近所づきあい、人間関係がうまくいかない	お店やサービスなどの利用を断られた	建物や道路、交通機関などの利用が不便	雇用・就労の機会が少ない	(給与、昇給、職場環境)に差をつけられた	仕事での待遇	必要な情報が得られない	その他	無回答
全体	161	57.8	35.4	8.7	30.4	28.0	19.9	26.7	17.4	3.7	
身体障がい	77	59.7	26.0	9.1	39.0	22.1	16.9	26.0	10.4	5.2	
知的障がい	72	65.3	33.3	8.3	30.6	22.2	11.1	22.2	19.4	1.4	
精神障がい	32	53.1	56.3	9.4	25.0	46.9	34.4	25.0	21.9	3.1	

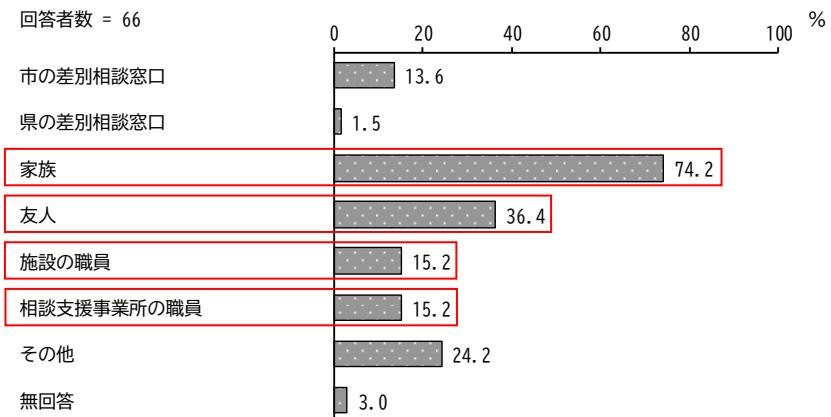
## ●差別を受けた時に相談をしなかった理由について

「相談しても解決しないと思った」の割合が78.4%と最も高く、次いで「ほかの人に話をしたくなかった」「相談先がわからなかった」の割合が20.5%となっています。



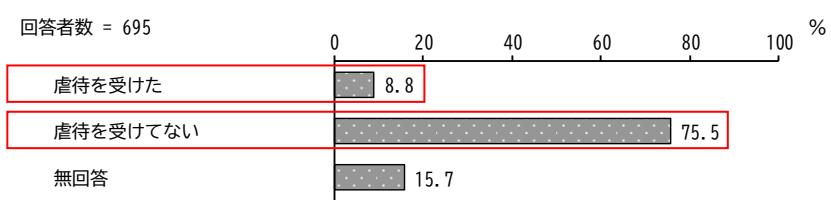
## ●差別を受けた時の相談場所について

「家族」の割合が74.2%と最も高く、次いで「友人」の割合が36.4%、「施設の職員」、「相談支援事業所の職員」の割合が15.2%となっています。



## ●日常生活の中での虐待を受けたことはあるかについて

「虐待を受けた」の割合が8.8%、「虐待を受けない」の割合が75.5%となっています。



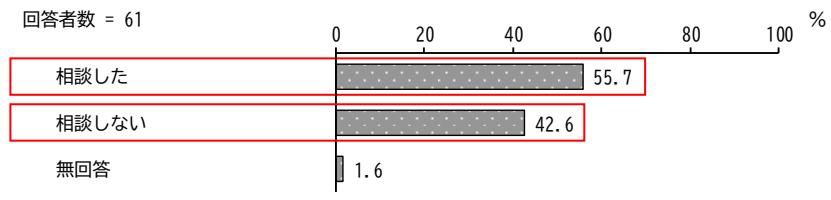
### 【障がい種別】

単位：%

区分	回答者数(件)	虐待を受けた	虐待を受けてない	無回答
全 体	695	8.8	75.5	15.7
身体障がい	466	4.7	75.3	20.0
知的障がい	168	10.7	80.4	8.9
精神障がい	110	20.9	63.6	15.5

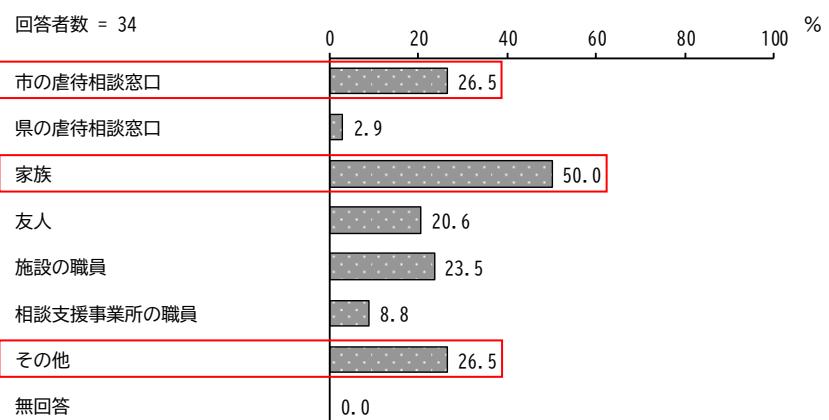
## ●虐待を受けた時の相談について

「相談した」の割合が55.7%、「相談しない」の割合が42.6%となっています。



## ●虐待を受けた時の相談場所について

「家族」の割合が50.0%と最も高く、次いで「市の虐待相談窓口」の割合が26.5%、「施設の職員」の割合が23.5%となっています。



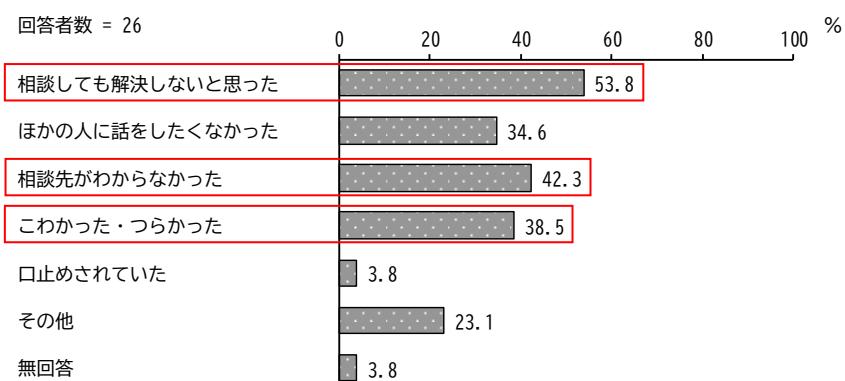
## 【障がい種別】

単位：%

区分	回答者数（件）	市の虐待相談窓口	県の虐待相談窓口	家族	友人	施設の職員	相談支援事業所の職員	その他	無回答
全 体	34	26.5	2.9	50.0	20.6	23.5	8.8	26.5	—
身体障がい	12	8.3	—	33.3	25.0	16.7	25.0	16.7	—
知的障がい	11	45.5	—	54.5	9.1	27.3	—	27.3	—
精神障がい	13	15.4	7.7	38.5	7.7	46.2	7.7	23.1	—

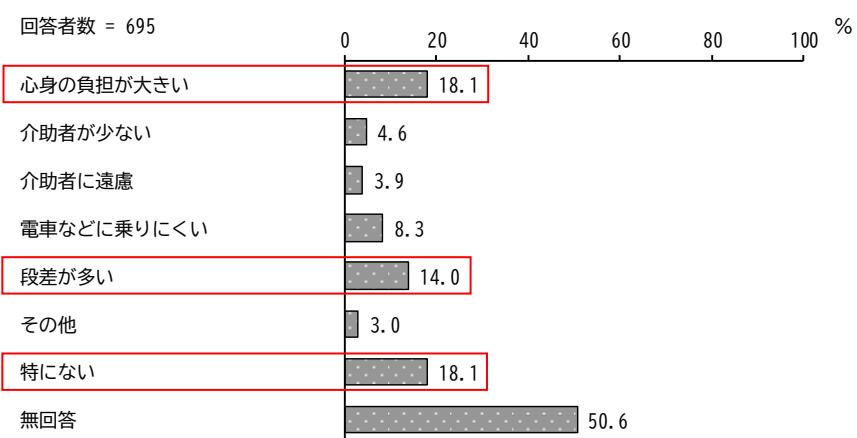
## ●虐待の相談をしなかった理由について

「相談しても解決しないと思った」の割合が53.8%と最も高く、次いで「相談先がわからなかった」の割合が42.3%、「こわかった・つらかった」の割合が38.5%となっています。



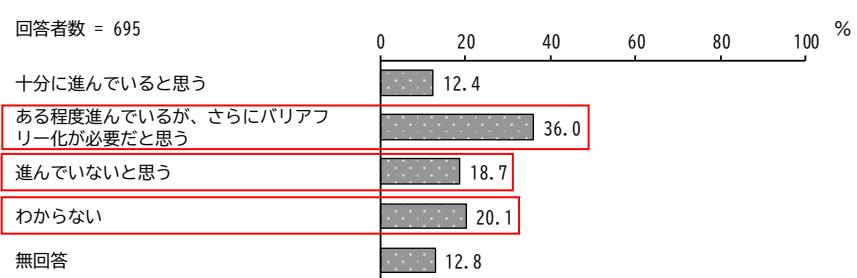
## ●外出する際、不安や不便に感じることについて

「心身の負担が大きい」、  
「特になし」の割合が  
18.1%と最も高く、次い  
で「段差が多い」の割合  
が14.0%となっています。



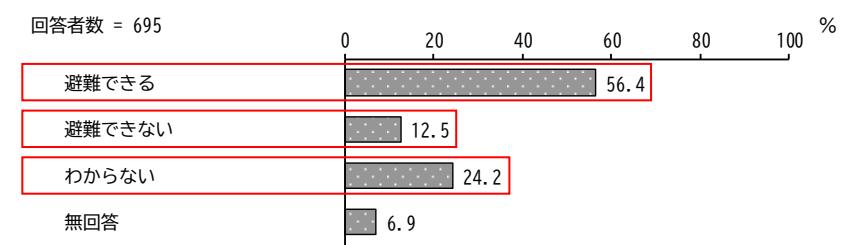
## ●バリアフリー化の現状について

「ある程度進んでいる  
が、さらにバリアフリー  
化が必要だと思う」の割  
合が36.0%と最も高く、  
次いで「わからない」の  
割合が20.1%、「進んでい  
ないと思う」の割合が  
18.7%となっています。



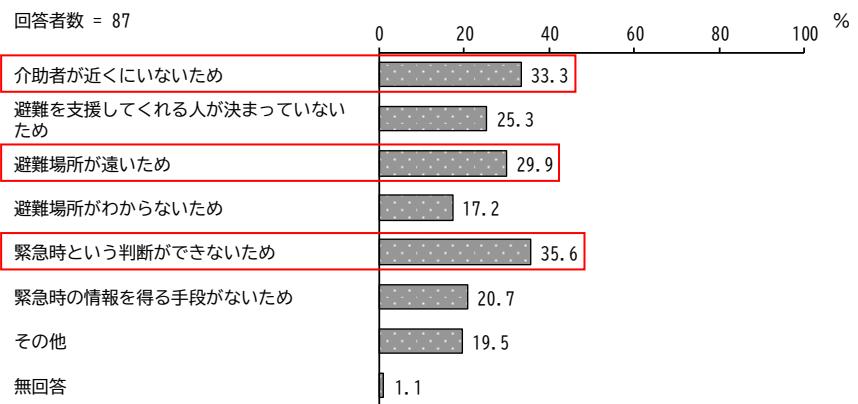
## ●災害等の緊急時に自宅または施設から一人でまたは支援を受けながら避難で きる環境にあるかについて

「避難できる」の割合  
が56.4%と最も高く、次  
いで「わからない」の割  
合が24.2%、「避難できな  
い」の割合が12.5%とな  
っています。



## ●避難できない理由について

「緊急時という判断ができないため」の割合が35.6%と最も高く、次いで「介助者が近くにいなため」の割合が33.3%、「避難場所が遠いため」の割合が29.9%となっています。



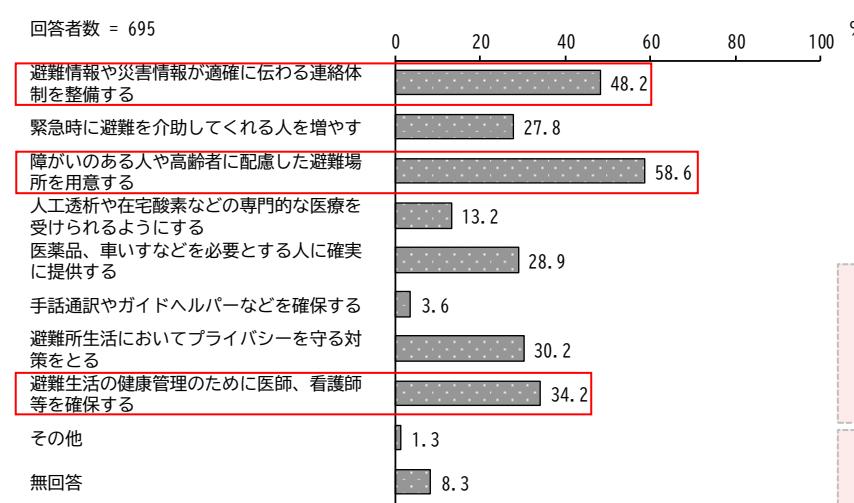
## 【障がい種別】

単位：%

区分	回答者数（件）	介助者が近くにいなため	避難を支援してくれる人が決まっていないため	避難場所が遠いため	避難場所がわからなため	緊急時という判断ができるないため	緊急時の情報を得る手段がないため	その他	無回答
全 体	87	33.3	25.3	29.9	17.2	35.6	20.7	19.5	1.1
身体障がい	56	37.5	23.2	37.5	8.9	23.2	12.5	23.2	—
知的障がい	25	40.0	24.0	12.0	28.0	80.0	44.0	16.0	—
精神障がい	13	15.4	30.8	23.1	30.8	15.4	23.1	7.7	7.7

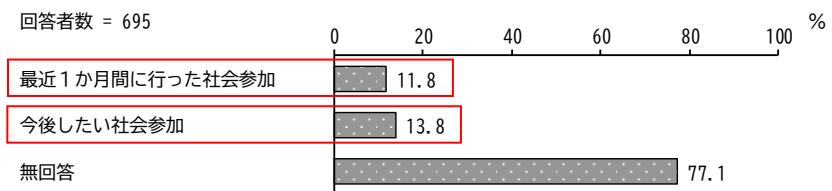
## ●地震や台風などの災害が発生した時に必要なことについて

「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」の割合が58.6%と最も高く、次いで「避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制を整備する」の割合が48.2%、「避難生活の健康管理のために医師、看護師等を確保する」の割合が34.2%となっています。



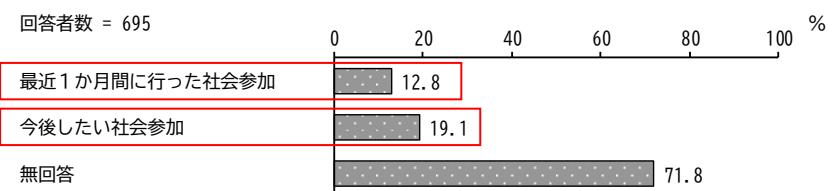
## ●スポーツ活動への参加状況について

「最近1か月間に行つた社会参加」の割合が11.8%、「今後したい社会参加」の割合が13.8%となっています。



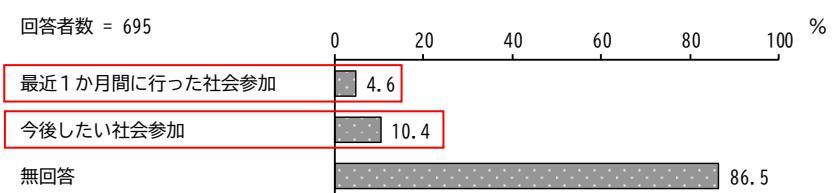
## ●趣味などの文化・芸術活動などの参加状況について

「最近1か月間に行つた社会参加」の割合が12.8%、「今後したい社会参加」の割合が19.1%となっています。



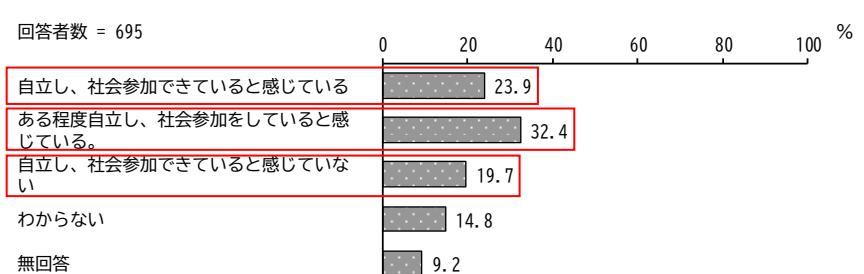
## ●ボランティア活動の参加状況について

「最近1か月間に行つた社会参加」の割合が4.6%、「今後したい社会参加」の割合が10.4%となっています。



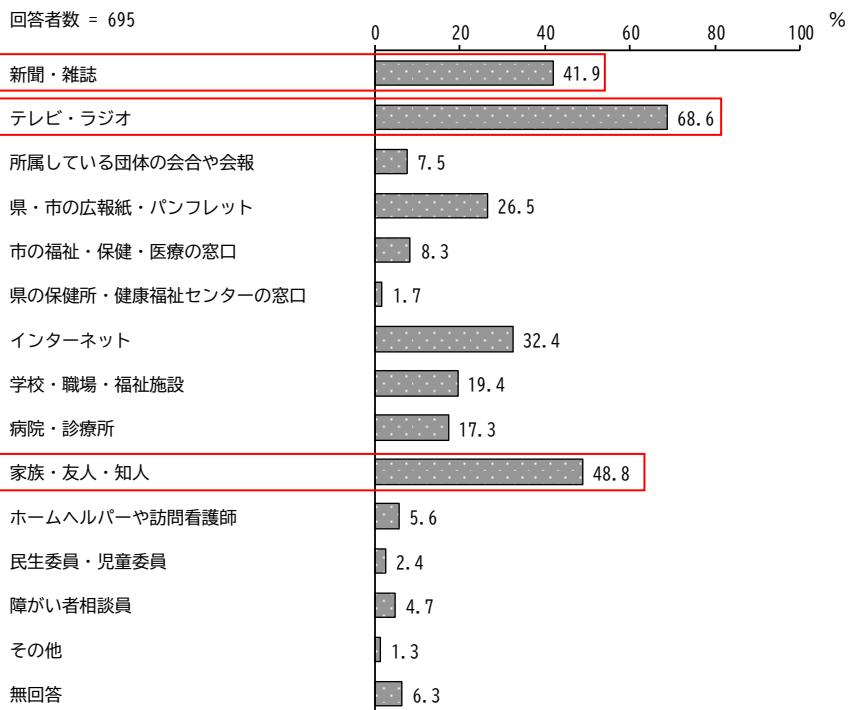
## ●日常生活において自立し、社会参加をしていると感じているかについて

「ある程度自立し、社会参加をしていると感じている」の割合が32.4%と最も高く、次いで「自立し、社会参加できていると感じている」の割合が23.9%、「自立し、社会参加できていない」と感じている」の割合が19.7%となっています。



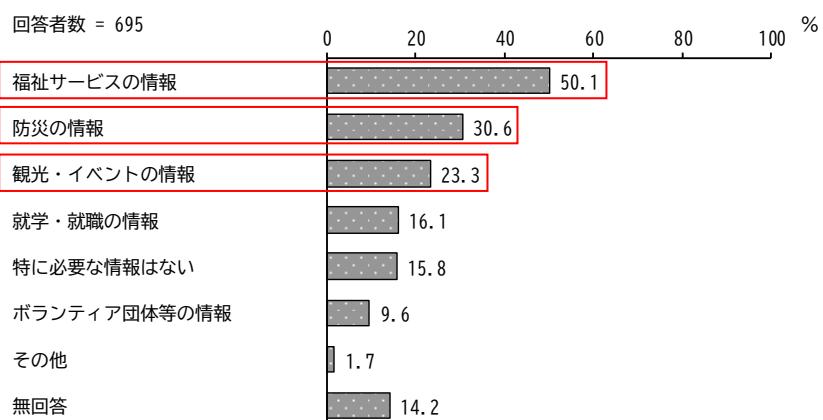
## ●必要な情報の入手方法について

「テレビ・ラジオ」の割合が68.6%と最も高く、次いで「家族・友人・知人」の割合が48.8%、「新聞・雑誌」の割合が41.9%となっています。



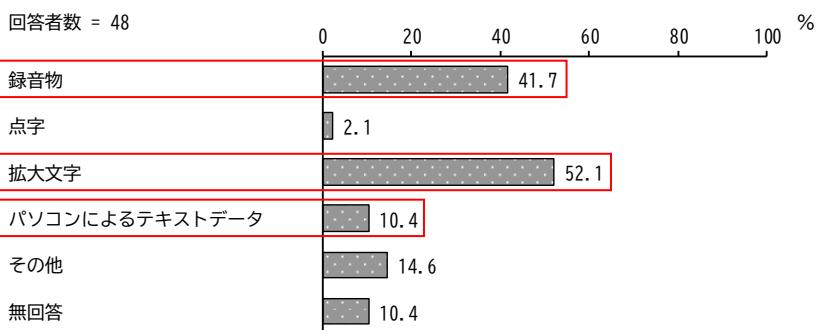
## ●社会参加の機会を増やすために充実してほしい情報について

「福祉サービスの情報」の割合が50.1%と最も高く、次いで「防災の情報」の割合が30.6%、「観光・イベントの情報」の割合が23.3%となっています。



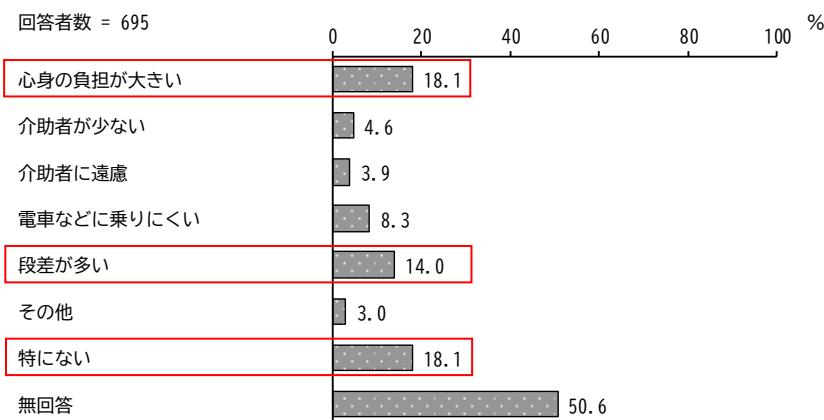
## ●視覚障がいのある方が望む情報提供の方法について

「拡大文字」の割合が52.1%と最も高く、次いで「録音物」の割合が41.7%、「パソコンによるテキストデータ」の割合が10.4%となっています。



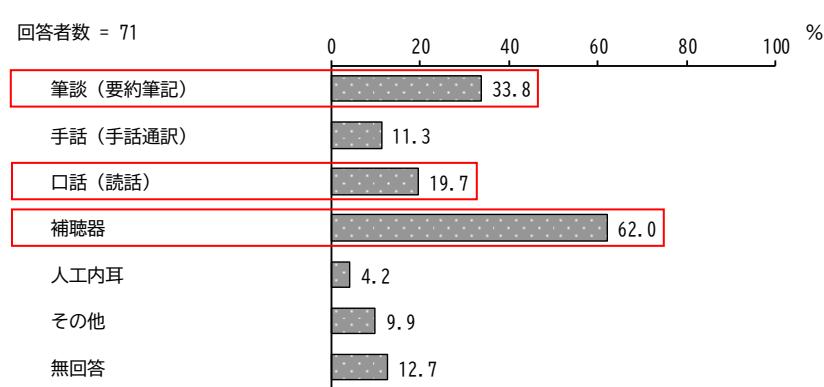
## ●外出する際の不安・不便を感じることについて

「心身の負担が大きい」、「特にない」の割合が18.1%と最も高く、次いで「段差が多い」の割合が14.0%となっています。



## ●聴覚障がいのある方のコミュニケーション手段について

「補聴器」の割合が62.0%と最も高く、次いで「筆談（要約筆記）」の割合が33.8%、「口話（読話）」の割合が19.7%となっています。



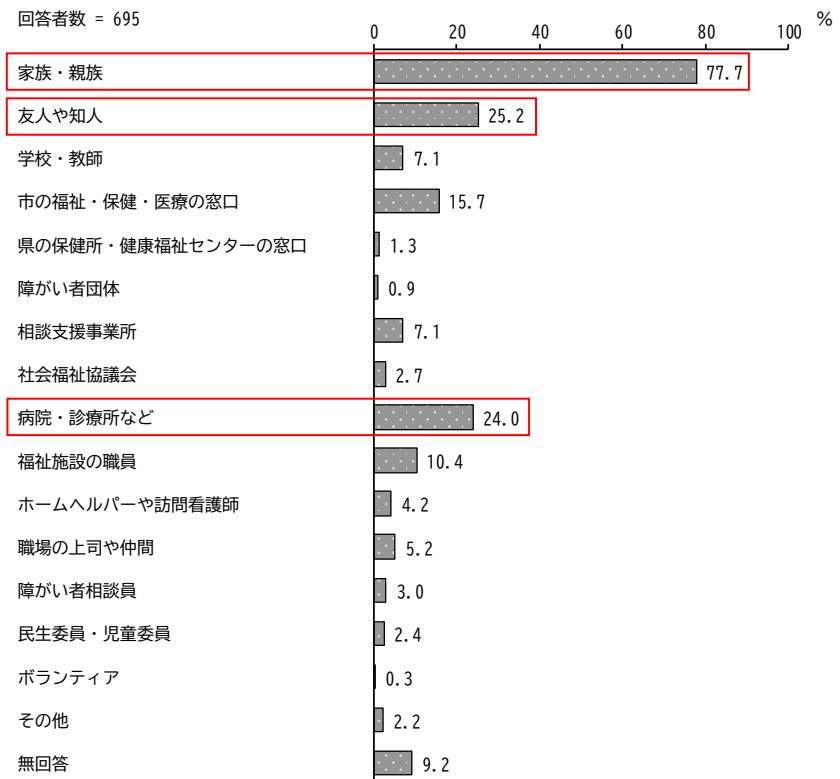
## ●現在の悩み事について

「健康や身体のこと」の割合が39.3%と最も高く、次いで「自分の老後のこと」の割合が36.1%、「お金のこと」の割合が26.9%となっています。



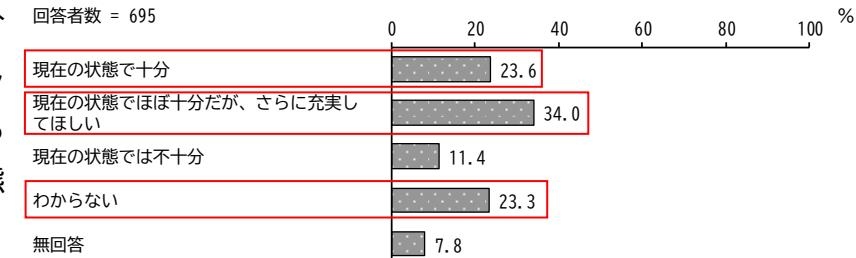
## ●困った時の主な相談先について

「家族・親族」の割合が77.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が25.2%、「病院・診療所など」の割合が24.0%となっています。



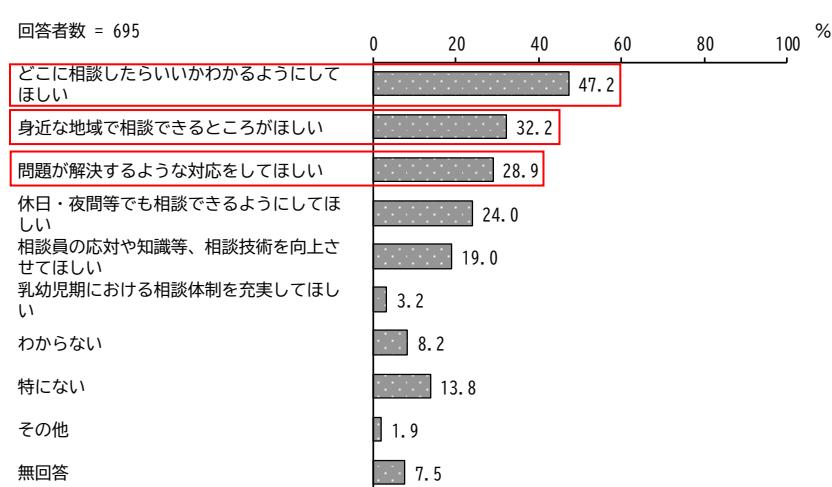
## ●困った時の相談支援体制の現在の状態について

「現在の状態でほぼ十分だが、さらに充実してほしい」の割合が34.0%と最も高く、次いで「現在の状態で十分」の割合が23.6%、「わからない」の割合が23.3%となっています。



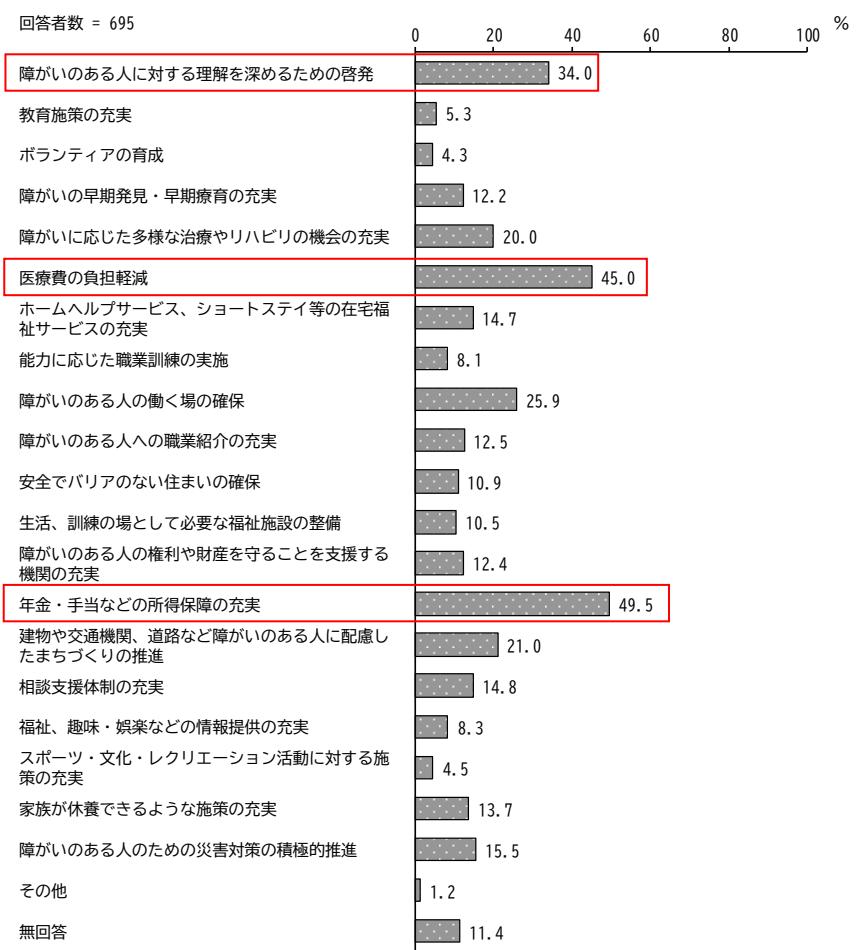
## ●今後、福祉や生活に関する相談の支援体制に希望すること

「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」の割合が47.2%と最も高く、次いで「身近な地域で相談できるところがほしい」の割合が32.2%、「問題が解決するような対応をしてほしい」の割合が28.9%となっています。



## ●今後、行政に力を入れてほしいことについて

「年金・手当などの所得保障の充実」の割合が49.5%と最も高く、次いで「医療費の負担軽減」の割合が45.0%、「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」の割合が34.0%となっています。



## Ⅱ 7 本市の障がい者を取り巻く現状と課題

ここでは、アンケート調査結果や国の動向を踏まえ、前計画の基本目標ごとに現状と課題を整理しました。

### 1 共生する地域づくり（啓発・広報）について

#### （1）障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。

アンケート調査によると、日常生活をしている中で、障がいを理由に差別を受けた人が2割います。また、どのような差別を受けたかについて、知的障がいで「外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった」が65.3%、精神障がいで「近所づきあい、人間関係がうまくいかない」が56.3%、身体障がいで「建物や道路、交通機関などの利用が不便」が39.0%と高くなっています。

差別を受けたことを誰かに相談したかについて、「相談した」が41.0%、「相談しない」が54.7%となっており、どこに相談したかについて、「家族」が74.2%と最も高く、次いで「友人」が36.4%、「施設の職員」、「相談支援事業所の職員」が15.2%と身近な人に相談する人の割合が高くなっています。

一方、相談しなかった理由について、「相談しても解決しないと思った」が78.4%と最も高く、次いで「ほかの人に話をしたくなかった」、「相談先がわからなかった」が20.5%となっています。

アンケート調査より、差別を受けたことについて、相談しやすい環境が十分に整備されていないことや差別を受けた時の対応について認知がされていないことが挙げられます。

困った時にいつでも相談できる場所やどこに相談しても適切に対応できる体制の整備を一層進めるとともに障がい者差別の解消に向けた情報の周知が必要となります。

## (2) 人権の尊重と権利擁護の促進

---

障がいのある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが必要となります。

アンケート調査によると、日常生活をしている中で虐待を受けたことがある人が、精神障がいで2割となっています。虐待を受けたことを誰かに相談したかについて、「相談した」が55.7%、「相談しない」が42.6%となっており、どこに相談したかについて、知的障がいで「家族」が54.5%、「市の虐待相談窓口」が45.5%、精神障がいで「施設の職員」が46.2%、身体障がいで「友人」が25.0%と高くなっています。一方、相談しなかった理由について「相談しても解決しないと思った」が53.8%と最も高く、次いで「相談先がわからなかった」が42.3%、「こわかった・つらかった」が38.5%となっています。

また、今後生活していく上で、保護者の方が心配することについて、知的障がいで「成年後見人等の権利擁護に関するこ」が41.5%と高くなっています。

アンケート調査より虐待を受けたことがある方が、相談がしやすい環境を整備するために、相談先を明確化し、周知を行う必要があります。

また、障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、障がいのある人の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

## (3) 地域福祉の推進

---

核家族化や単身世帯の増加等の世帯状況の変化やIT技術の発展による生活領域の拡大、住民の価値観の多様化などによって地域のつながりが弱まり、これまで家庭や地域が対応してきた身近な生活課題に対する支援の必要性が高まっています。

アンケート調査によると、自分の住んでいる地区が、障がいのある人にとって安心して暮らせるところだと思うかについて、「安心して暮らせるところだと思わない」とする人が約1割います。

共生社会の実現に向けて、地域住民がお互いに支え合って暮らしていくことができるような地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、ともに生きる社会をつくっていくために、障がいのある人とない人が交流する機会が求められています。そのためには、地域で福祉活動に参加できる人材を支援していくことが必要であり、ボランティアを行う人材の確保を図ることが必要です。

## (4) 福祉教育等の推進

障がいのある人との交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組が必要です。

幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

## (5) 交流機会の拡大

障がいに対する理解を促進するために、障がいのある人との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。

アンケート調査によると、今後、行政に力を入れてほしいことについて、「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」が3割を超えており、障がいに対する理解促進や啓発活動が求められています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

## 2 「地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）」について

### (1) 総合的な生活支援体制の構築（情報提供・総合相談体制の充実）

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとするとき、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

アンケート調査によると、ふだん必要な情報を主にどこから得ているかについて、「テレビ・ラジオ」が68.6%と最も高く、次いで「家族・友人・知人」が48.8%、「新聞・雑誌」が41.9%となっています。

困った時の主な相談先について、「家族・親族」が77.7%と最も高く、次いで「友人や知人」が25.2%、「病院・診療所など」が24.0%となっています。また、困った時の相談支援体制について、「現在の状態でほぼ十分だが、さらに充実してほしい」が34.0%と最も高く、「現在の状態では不十分」が11.4%となっており、相談支援体制のさらなる充実が求められています。

今後、福祉や生活に関する相談の支援体制として、どのようなことを希望するかについて、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が47.2%と最も高く、次いで「身近な地域で相談できるところがほしい」が32.2%、「問題が解決するような対応をしてほしい」が28.9%となっています。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、「年金・手当などの所得保障の充実」が49.5%と最も高く、「相談支援体制の充実」が14.8%、「ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの充実」が14.7%となっています。

地域における情報について、身近に知ることができる必要があり、広報ふくろいや市のホームページ等を利用して、情報の周知を行っていきます。

また、障がいのある人のニーズの多様化により、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

また、ニーズや課題等にも対応する相談支援体制の構築が重要になってくることから、基幹相談支援センターの設置の検討や相談支援専門員の育成、適正配置等を進めます。

### (2) 発達障害のある人への支援

発達障害のある人に対して、悩んでいることや不安なことなどを受け入れられる相談支援を行っていくことが重要です。

また、発達障害のある人の家族についても、障がいや発達の遅れについて理解を深めるとともに、家族、医療機関、相談支援機関が連携し、支援を行っていくことが必要です。

### (3) 精神保健福祉施策の推進

現代社会ではライフスタイルの多様化により、家庭、学校、職場などのストレスが増大し、心の問題を抱えている人が増えています。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気であること、また適切な治療により症状の安定や<sup>ちゆう</sup>治癒が可能であることを啓発するとともに、相談体制の充実など、心のケアに関する施策の実施も必要となります。

### (4) 難病施策の推進

難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めるとともに、難病患者の生活支援のため、必要な障害福祉サービスの利用支援等の充実が必要です。

### 3 「健康で安心できる環境づくり（保健・医療）」について

#### （1）健康づくり支援体制の充実

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応ができることが重要です。

アンケート調査によると、今後生活していく上で、保護者の方が心配することについて、「ご本人の健康や身体のこと」が61.3%と最も高くなっています。また、現在の悩み事について、「健康や身体のこと」が39.3%と最も高くなっています。健康や身体のことについて心配する人が多くみられます。

地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。

#### （2）適切な治療が受けられる環境づくり

保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

アンケート調査によると、自立支援医療（精神通院）について、「利用している」が71.8%と最も高く、次いで「制度を知らない」が10.0%、「制度は知っているが利用していない」が6.4%となっています。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、「医療費の負担軽減」が45.0%、「障がいに応じた多様な治療やリハビリの機会の充実」が20.0%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、保健・医療・福祉の関係機関の連携強化が必要となります。

## 4 「個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり (雇用・就労)」について

### (1) 障がいのある人の就労に対する理解促進

障がいのある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。

アンケート調査によると、保護者の方が住まいで暮らすために必要なことについて、「就労に対する支援」が20.3%となっています。

一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。

### (2) 多様な雇用・就労の促進

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。

アンケート調査によると、これまでに働いたことがあるかについて、「現在、働いている」人が26.8%、「働いたことがあるが、現在はしていない」人が54.1%と最も高くなっています。また、どのような仕事をしているかについて、全体でみると「パート、アルバイト、派遣社員等として会社などに勤めている」が3割と最も高く、障がい種別でみると、身体障がいで「正社員として会社などに勤めている」が38.5%、

「福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援（A・B型）等）で働いている」が知的障がいで47.3%、精神障がいで44.1%と最も高くなっています。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、「障がいのある人の働く場の確保」が25.9%、「障がいのある人への職業紹介の充実」が12.5%、「能力に応じた職業訓練の実施」が8.1%となっています。

障がい者が就労することは、一人ひとりがもつ能力を発揮し、経済的自立や生きがいづくり、地域や社会に貢献することにつながります。

また、障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいのある人への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

### (3) 就労定着支援

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

障害福祉サービスにおける就労定着支援については、一般企業の障害者雇用の就職者数に対して、利用者が少ない状況にあります。

企業と障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

## 5 「子どもの健やかな発達を支援する体制づくり

### (療育・保育・教育)について

#### (1) 発達・療育支援環境の充実

子どもの障がいには、発達障害、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査によると、療育や発達支援という言葉を「知っている」人が知的障がいで61.3%、「知らない人」が身体障がいで29.6%、精神障がいで34.5%とそれぞれ高くなっています。今後も、療育・発達支援について周知していく必要があります。

療育を始めるのに、望ましい年齢は何才だと思うかについて、「1才」が36.2%と最も高く、次いで「3才」が25.1%、「2才」が13.5%となっており、早くから療育を希望する人が多くみられます。

障がいのある子どもの発達を支援するのに必要なものについて、「子どもの特性に合わせた対応」が38.6%と最も高く、次いで「福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）の充実」が36.5%、「子どもの家族・家庭の支援」が32.7%となっています。また、障がいのある子どもの発達の支援体制で重要なことについて、「保護者が安心して相談ができる、支援者や関係者と連携ができる」が63.0%と最も高く、次いで「障がいのある子どもが必要な支援を選択し、支援を利用できる」が56.3%、「保護者が障がいのある子どものことについて、受け止めるための支援を行う」が37.4%となっています。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、知的障がいで「障がいの早期発見・早期療育の充実」が2割を超えています。子どもの発達への家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげることが必要です。

乳幼児期における健康診査等において、疾病や障がい、育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

## (2) 保育・教育環境の充実

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、現在の日常生活の様子について、知的障がいで「幼稚園・保育園、学校に通っている」人が3割を超えています。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、知的障がいで「教育施策の充実」が13.7%となっています。

特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。

支援ニーズや地域資源の現状を踏まえ、障がいの特性に応じて必要な支援を受けながら、教育、保育や子育て支援の場で、障がいのある児童と障がいのない児童がともに学び成長する機会の推進が求められます。

また障害児通所給付については、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者が年々増加しており、この傾向は続くことが見込まれます。

今後についても、児童発達支援や保育所等訪問支援等と合わせ、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが求められます。

## (3) 切れ目のない支援の仕組みづくり

障がいのある児童が、地域で安心して暮らし続けるためには、乳幼児期から就園・就学・就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

アンケート調査によると、子どもの発達の支援体制で重要なことについて、「乳児期や学齢期といった段階で、切れ目のない支援ができる」と回答した方が36.3%となっています。

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

## 6 「地域での参加を促す環境づくり (生涯学習・コミュニケーション)」について

### (1) 生涯学習の推進

平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加への促進が示されました。

アンケート調査によると、趣味などの文化・芸術活動を最近1か月間に行った人が12.8%、今後活動したい人が19.1%となっています。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、「福祉、趣味・娯楽などの情報提供の充実」が8.3%となっています。

芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障がいの理解について、啓発を図る必要があります。

### (2) 生涯スポーツ活動の推進

障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション、障がいのない人と交流したりすることは、非常に大切なこととなります。

アンケート調査によると、スポーツを最近1か月間に行った人が11.8%、今後活動したい人が13.8%となっています。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、「スポーツ・文化・レクリエーション活動に対する施策の充実」が4.5%となっています。

このため、パラスポーツの推進及びパラスポーツを行う環境整備をすることで、障がいのある人とない人の相互の理解と交流が深まり、障がい者の生きがいづくりや社会参加の促進につながることが重要です。

### (3) 情報コミュニケーション支援の充実

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

アンケート調査によると、視覚障がいのある方で、どのような媒体での情報提供を希望するかについて、「拡大文字」が52.1%と最も高く、次いで「録音物」が41.7%となっています。

また、聴覚障がいのある方のコミュニケーション手段について、「補聴器」が62.0%と最も高く、次いで「筆談（要約筆記）」が33.8%、「口話（読話）」が19.7%となっています。

視覚障がいや聴覚障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

また、近年の情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

## 7 「すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）」について

### (1) 生活環境の整備

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加を困難にしている様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことが必要となります。

アンケート調査によると、外出する際、どのようなことが不安・不便に感じるかについて、「心身の負担が大きい」が18.1%、「段差が多い」が14.0%となっています。また、バリアフリー化の現状について、「十分に進んでいると思う」が12.4%、「ある程度進んでいるが、さらにバリアフリー化が必要だと思う」が36.0%と最も高くなっています。外出の際に、段差が多い等の意見もあることから、今後も引き続き、バリアフリー化を進めていく必要があります。

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

## (2) 住環境の整備

---

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

アンケート調査によると、現在、どこで暮らしているかについて、「持ち家」が74.1%と最も高くなっています。また、望んでいる日常生活について、「今の生活を続けたい」が67.5%と最も高くなっています。

保護者の方が住まいで暮らすために必要なことについて、「日常生活を支えてくれる方の存在」が66.0%と最も高く、次いで「日常生活について相談できる方の存在」が51.0%、「ホームヘルプサービスが身边にあること」が30.1%となっています。

障がいのある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを引き続き進めていかなければなりません。

施設入所については、入所者本人の意思を尊重しながら、施設における集団生活から地域移行を進めてきました。地域移行後、地域で自立した生活を送るために、多くの支援が必要になる状態にあります。今後も地域移行の推進を図るため、地域移行後の生活について課題等の把握を行い、事業者と連携を強化していくことが求められます。

また、共同生活援助(グループホーム)については、障がいのある人が住み慣れたまちで、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、施設の整備に取り組んできました。今後も、施設整備について、必要に応じ知的障がいや精神障がいの専門性を持った法人等と協議を進めます。

### (3) 防災・防犯対策の充実（災害時の避難体制）

平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられ、令和3年の改正では、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

アンケート調査によると、災害等の緊急時に、自宅または施設から一人でまたは支援を受けながら、安全に避難できる環境にあるかについて、「避難できない」が12.5%います。また、避難できない理由について、知的障がいで「緊急時という判断ができないため」が80.0%、身体障がいで「介助者が近くにいなかったため」、「避難場所が遠いため」が37.5%、精神障がいで「避難を支援してくれる人が決まっていなかったため」、「避難場所がわからなかったため」が30.8%とそれぞれ高くなっています。

地震や台風などの災害が発生した時に何が必要かについて、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」が58.6%と最も高く、次いで「避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制を整備する」が48.2%、「避難生活の健康管理のために医師、看護師等を確保する」が34.2%となっており、福祉避難所の整備や災害時の適切な情報提供が求められます。

今後、行政に力を入れてほしいことについて、「障がいのある人のための災害対策の積極的推進」が15.5%となっています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

今後、福祉避難所の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

## 8 第3次障がい者計画の施策の評価・実績

### 【評価の基準】

A = 順調に取り組めている

B = 概ね取り組めている

C = 予定通りに取り組めなかつた

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
<b>1 共生する地域づくり（啓発・広報）</b>				
<b>(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進</b>				
① ノーマライ ゼーション の理念の 普及	<p>広報ふくろいへ各種障がい福祉事業を掲載した。</p> <p>知的障害啓発事業 「障がい者アート・障がい啓発展示会」を実施した。</p> <p>※作品のカレンダーを作成し、1,000部配布した。</p> <p>展示期間： 令和4.11.28～令和4.12.9 場所：市役所市民ホール NPO法人ママもっと笑って委託</p>	A	<p>広報ふくろいへ各種障がい福祉事業を掲載する。</p> <p>知的障害啓発事業 「障がい者アート・障がい啓発展示会」を実施予定。</p> <p>※作品のカレンダーを作成し、1,000部配布予定。</p> <p>展示期間： 令和5.11.27～令和5.12.8 場所：市役所市民ホール NPO法人ママもっと笑って委託</p>	47
② 住民ニーズ の把握	<p>中東遠圏域・中遠地域自立支援協議会へ参加した。</p> <p>相談支援業務の中で各法人と情報・意見交換を行い、障がいのある人のニーズ等を把握とともに、必要な支援につなげた。</p>	A	<p>中東遠圏域・中遠地域自立支援協議会へ参加する。</p> <p>相談支援業務の中で各法人と情報・意見交換を行い、障がいのある人のニーズ等を把握とともに、必要な支援につなげる。</p>	47
③ 障がい者団 体への加入 促進	係の窓口で各種障害者団体の紹介や説明等を実施、必要に応じ団体に連絡を行った。	A	係の窓口で各種障害者団体の紹介や説明等を実施、必要に応じ団体に連絡を行う。	47
④ 障がい者団 体等の自主 事業への 支援	<p>補助金を交付した。(手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会)</p> <p>市民ホール等での授産製品等の販売協力を行った。</p> <p>障害者優先調達推進法を推進するため、府内への周知や福祉事業所との情報交換を行った。</p>	A	<p>補助金を交付予定。(手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会)</p> <p>市民ホール等での授産製品等の販売協力をを行う。</p> <p>障害者優先調達推進法を推進するため、府内への周知や福祉事業所との情報交換を行う。</p>	48

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
⑤ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の推進	<p>新規採用職員に対して障がい者福祉について学び、職員の資質向上をすすめた。</p> <p>手話奉仕員養成講座や民生委員の研修等で差別解消法についての説明を行った。</p> <p>障がい特性に合わせた人事配置を行い、職員研修等においてコミュニケーション手段の確保を行うなど、環境面での配慮を行った。</p>	A	<p>新規採用職員に対し、障がい者福祉についての研修を行うなど、職員の資質向上に努める。</p> <p>手話奉仕員養成講座や民生委員の研修等で差別解消法についての説明を行う。</p> <p>障がい特性に合わせた人事配置を行うとともに、配属先の所属にも理解を求め、緊密な連携を取りながら、合理的配慮を推進する。</p>	48
(2) 人権の尊重と権利擁護の促進				
① 虐待の防止	しあわせ推進課が「袋井市障害者虐待防止センター」となり、市民からの通報等を受け、関係者等と連携し対応できる体制をとっている。	A	しあわせ推進課が「袋井市障害者虐待防止センター」となり、市民からの通報等を受け、関係者等と連携し対応できる体制をとっている。	48
② 成年後見制度の利用促進	<p>社会福祉協議会と連携し成年後見制度の利用の啓発を図った。</p> <p>成年後見制度支援事業を実施した。</p> <p>必要に応じ、市長申し立てによる申請に対応した。</p> <p>「社協広報誌」により、成年後見制度を啓発した。</p> <p>福祉専門職向けの研修を開催し、成年後見制度を必要とする市民が制度を利用しやすい環境を整備した。</p> <p>市民、専門職を問わず広く成年後見制度についての相談に応じた。</p>	A	<p>成年後見支援センター（社会福祉協議会）と連携し成年後見制度の利用の啓発を図る。</p> <p>成年後見制度支援事業を実施する。</p> <p>必要に応じ、市長申し立てによる申請に対応する。</p> <p>「社協広報誌」により、成年後見制度を啓発する。</p> <p>市民後見人の養成講座を開催し、人材の育成を図る。</p>	48

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
(3) 地域福祉の推進				
① 見守りネットワークの構築	<p>主に高齢者を対象に地域全体の見守りネットワークの構築に取り組んだ。</p> <p>既に袋井東地区、笠原地区、豊沢地区、浅羽北地区、浅羽西地区、浅羽東地区、浅羽南地区、田原地区、袋井南地区、三川地区、今井地区（市内87か所）で実施されている。</p> <p>活動を広げるため各コミュニティセンターに説明会や取組事例の紹介を行い、実施地域の見守りネットワーク協議会等での情報交換を行った。</p>	B	<p>社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し新たなネットワークの立ち上げに向けて取り組むとともに、継続の支援も行う。</p> <p>地域福祉連絡会や地域の研修会等で未実施地区に事例等を紹介していきたい。</p> <p>（すでに地縁型として実施している地区や、サロン・居場所などで見守りを実施している地区もある）</p>	49
② ボランティア・NPO法人の育成・支援	<p>ボランティア通信を年4回発行した。</p> <p>ホームページやFacebookページへボランティア情報を提供した。</p> <p>ボランティア相談を実施した。（月～金、第3日曜日：令和4年度実績 年間相談40件）</p> <p>各種ボランティア講座を開催した。（手話13人、点認9人、地域福祉8人、運転28人、サロン養成32人、災害18人）。</p> <p>ボランティア団体への活動援助を実施した。（11団体）</p> <p>NPO設立に関する相談対応を行った。</p>	B	<p>ボランティア通信を発行する。ホームページやFacebookページへボランティア情報を提供する。</p> <p>ボランティア相談を実施する。各種ボランティア講座を開催する。</p> <p>ボランティア団体への活動援助を実施する。</p> <p>NPO設立に関する相談対応を行う。</p>	49
③ ボランティアの登録制度の推進	<p>ボランティア団体の登録数106団体（全体登録者1,643人）</p> <p>ボランティア連絡協議会（11団体）への事務支援を実施した。</p>	B	<p>ボランティアの把握と増加を図るとともに、ボランティアが安心して活動することができるよう、ボランティア活動保険の内容・情報について案内し、加入を促進する。</p>	50

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
④ 運転ボランティアの育成・支援	運転ボランティア活動支援のため、福祉車両の取扱い方法について、一般社団法人日本自動車連盟静岡支部による安全運転講話及び運転技術の講習会を開催した。(11月9日実施 28人)	B	運転ボランティア活動支援のため、福祉車両の取扱い方法について、一般社団法人日本自動車連盟静岡支部による安全運転講話及び運転技術の講習会を開催する。(10月31日開催)	50
⑤ 点訳・手話・要約筆記等の講習の充実	手話奉仕員養成講座(22回)を開催した。(3人受講) 点訳奉仕員養成講座(8回)を開催した。(9人受講) 要約筆記体験講座(1回)を開催した。(2月17日)	B	手話奉仕員養成講座を開催する。 点訳奉仕員養成講座を開催する。 要約筆記体験講座を開催する。	50
⑥ 市職員の専門性の向上	新規採用職員に対し、障がい者福祉についての研修を行うなど職員の資質向上に努めた。 社会福祉主事資格認定通信課程を1名受講した。 県主催の障害者総合支援法等の研修(オンライン研修)へ出席した。 障害支援区分認定調査員の資格取得研修へ出席した。 県や県社協などが開催した各種研修・会議(オンライン等)へ参加した。	A	新規採用職員に対し、障がい者福祉についての研修を行うなど、職員の資質向上に努める。 社会福祉主事資格認定通信課程を2名受講予定。 県主催の障害者総合支援法等の研修(オンライン研修)へ出席予定。 障害支援区分認定調査員の資格取得研修へ出席。 県や県社協などが開催した各種研修・会議(オンライン等)へ参加予定。	50
(4) 福祉教育等の推進				
① 福祉活動の充実	市内小・中学校の教育目標、教育課程に基づいた、福祉教育の充実・推進を行った。	B	市内小・中学校の教育目標、教育課程に基づいた、福祉教育の充実・推進を行う。	51
② 福祉教育実践校事業の推進	市内小・中・高等学校に福祉教育の充実が図られるよう、福祉教育連絡会の開催や福祉教育実践校助成金を交付した。 市内小・中学校において、福祉体験学習や障がい者による講話・福祉体験(17校)等を実施した。	B	市内小・中・高等学校に福祉教育の充実が図られるよう、福祉教育連絡会の開催や福祉教育実践校助成金を交付していく。 市内小・中学校において、福祉体験学習や障がい者による講話・福祉体験を実施予定。	51

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
③ ふれあい体 験事業の 推進	<p>10月15日に中高生を対象とした聴覚障がい者と手話を使った交流会を開催した。(参加者：8人)</p> <p>2月23日に小学生を対象とした電動車いすユーザーとまち探検を行い、ユニバーサルデザインについて考える講座を開催した。</p>	B	<p>中高生ふれあい体験事業を8月に実施予定。</p> <p>※障がい者団体との交流 小学生ふれあい体験事業を11月に実施予定。</p> <p>※富士ハーネスにおいて盲導犬やユニバーサルデザイン学習など</p>	51
④ 家庭における福祉教育 の推進	<p>学校だより等で児童生徒の福祉活動を紹介した。</p> <p>各コミュニティセンターの家庭教育学級を対象として、障がい者を含む人権・福祉教育（心をはぐくむ講座等）を実施した。</p> <p>各コミュニティセンターの地域福祉部等を中心とした福祉活動を実施した。（コミュニティセンターを会場にした講演会の開催、福祉施設等の見学、コミセンまつり等に福祉施設入所者を招いての交流など）</p>	B	<p>学校だより等で児童生徒の福祉活動を紹介する。</p> <p>各コミュニティセンターにおける社会教育事業（学級、講座、青少年健全育成等）において、障がい者を含む人権・福祉教育（心をはぐくむ講座等）を実施する。</p> <p>各コミュニティセンターの地域福祉部等を中心とした福祉活動を実施する。</p>	51
⑤ ボランティア体験学習 の充実	<p>ボランティア通信及びホームページ等で、ボランティア団体や各種講座を紹介した。</p> <p>中高生を対象とした中高生ふれあい体験事業（8人参加）を開催した。</p> <p>小学生を対象とした小学生ふれあい体験事業を開催した。</p>	B	<p>ボランティア通信やホームページ等でボランティア活動を紹介予定。</p> <p>中高生ふれあい体験事業を8月に実施予定。</p> <p>※障がい者団体との交流 小学生ふれあい体験事業を11月に実施予定。</p> <p>※富士ハーネスにおいて盲導犬やユニバーサルデザイン学習など。</p>	51
<b>(5) 交流機会の拡大</b>				
① 小・中・高等 学校と特別 支援学校 との交流 促進	「交流籍」を活用した交流及び共同学習を推進した。	B	「交流籍」の充実のために、袋井特別支援学校、保護者、交流実施小学校の三者から聞き取りを行う。	52

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
② 施設行事・ 地域行事に おける 相互交流	各施設で行われる行事等への市職員の参加や開催に向けた支援を行った。	B	各施設で行われる行事等への市職員の参加や開催に向けた支援を行う。	52
③ 交流機会の 充実	第18回袋井市ふれあい広場を9月17日（土）にさわやかアリーナで開催し、障がい者や高齢者等との交流を図った。	B	第19回袋井市ふれあい広場を9月16日（土）にさわやかアリーナで開催予定。	52
④ 社会福祉大 会の開催	第18回袋井市社会福祉大会は、新型コロナウイルスの感染対策を講じ、社会福祉事業功労者・協力者（139人 31団体）「やさしい心啓発事業」入賞者（12人）への表彰式を2月18日に実施した。	B	第19回袋井市社会福祉大会は社会福祉事業功労者・協力者、やさしい心啓発事業入賞者への表彰式を2月17日に開催予定。	53
⑤ やさしい心 啓発事業の 実施	市内小学校に福祉・ボランティア体験に関する絵画や標語の出展を依頼し、作品コンクールを実施した。  市内の各小学校より絵画の部応募点数159点うち出展数16点、標語の部応募点数191点うち出展数43点の中から6点ずつを優秀作品として社会福祉大会において表彰した。	B	市内小学校に福祉・ボランティア体験に関する絵画や標語の出展を依頼し、作品コンクールを実施予定。	53
<b>2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）</b>				
<b>（1）総合的な自立支援体制の構築</b>				
① 身体障がい のある人の ための 障害者支援 施設の整備 促進	社会福祉法人等からの施設整備に向けた相談や情報提供等を行った。	A	社会福祉法人等からの施設整備に向けた相談や情報提供等を行う。	54

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
② 知的障がい のある人の ための 障害者支援 施設の整備 促進	(福) なごみかぜ 建設資金 償還金利息補助を行った。  社会福祉法人等からの施設整 備に向けた相談や情報提供等を 行った。	A	(福) なごみかぜ 建設資金 償還金利息補助を行う。  社会福祉法人等からの施設 整備に向けた相談や情報提供 等を行う。	54
③ 精神障がい のある人の ための 障害者支援 施設の整備 促進	(福) ひつじ 建設資金償還 金利息補助を行った。  社会福祉法人等からの施設整 備に向けた相談や情報提供等を 行った。	A	(福) ひつじ 建設資金償 還金利息補助を行う。  社会福祉法人等からの施設 整備に向けた相談や情報提供 等を行う。	55
④ 障害者就労 施設への 支援	障害者優先調達推進法の施行 を積極的に周知するとともに、 福祉事業所との情報交換会を実 施し府内各課からの発注件数及 び金額等の向上に努めた。  市民ホール等での授産製品等 の販売協力を行った。  障害者就労施設の授産製品等 の紹介を行った。	B	障害者優先調達推進法の施 行を積極的に周知するととも に、福祉事業所との情報交換 会を実施し、府内各課から の発注件数及び金額等の向上に 努める。  市民ホール等での授産製品 等の販売協力をを行う。  障害者就労施設の授産製品 等の紹介を行う。	55
⑤ 相談支援体 制の整備	指定特定相談支援事業所 「風の窓」、「相談支援センタ めいわラック」、「生活支援セン ター袋井いろいろ」に相談支援 業務を委託し、相談事業を実施 した。	A	指定特定相談支援事業所 「風の窓」、「相談支援センタ めいわラック」、「生活支援セン ター袋井いろいろ」に相談支援 業務を委託し、相談事業を実施予定。	55
⑥ 訪問相談の 充実	相談支援事業委託機関である 「風の窓」、「相談支援センタ めいわラック」、「生活支援セン ター袋井いろいろ」と連携し訪 問相談を実施した。	A	相談支援事業委託機関であ る「風の窓」、「相談支援セン タめいわラック」、「生活支 援センター袋井いろいろ」と 連携し訪問相談を実施予定。	55
⑦ 相談員等の 資質の向上	民生児童委員障害者福祉部会の 研修に参加し、意見交換を行った。	B	民生児童委員障害者福祉部 会の研修に参加し、意見交換 を行う。	55

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
⑧ 地域自立支援協議会の定期的な協議	中遠地域及び中東遠圏域の自立支援協議会（全体会、専門部会等）に出席し、広域的な視点での協議を行った。	A	中遠地域及び中東遠圏域の自立支援協議会（全体会、専門部会等）に出席し、広域的な視点での協議を行う。	56
⑨ 運賃等助成・割引制度の利用促進	重度障害者タクシー料金割引乗車券助成事業を実施した。 交付者数 418人 助成金額 4,927千円 旅客鉄道運賃、有料道路通行料金、バス運賃等の割引制度の周知と利用促進に努めた。	A	重度障害者タクシー料金割引乗車券助成事業を実施予定。 交付者数 420人 助成金額 5,000千円(見込) 旅客鉄道運賃、有料道路通行料金、バス運賃等の割引制度の周知と利用促進に努める。	56
⑩ 相談支援専門員体制の確立	市内の相談支援事業所と連携し、障がい者の自立に向けた相談支援を実施した。 中遠地域自立支援協議会（袋井支部）の相談支援専門員連絡会において、市内事業所と地域課題等の共有を図った。 高齢障がい者の介護分野へのスムーズな支援の移行を図るため、地域包括支援センターと相談支援事業所との交流会を開催し、意見交換を行った。	A	市内の相談支援事業所と連携し、障がい者の自立に向けた相談支援を実施予定。 中遠地域自立支援協議会（袋井支部）の相談支援専門員連絡会において、市内事業所と地域課題等の共有を図る。 高齢障がい者の介護分野へのスムーズな支援の移行を図るため、地域包括支援センターと相談支援事業所との交流会を開催し、意見交換を行う。	56
⑪ 成年後見制度等の利用推進	成年後見制度の利用支援事業において、給付金の助成を行った。 市長申立による成年後見審判の申請を行い、利用促進を行った。	A	成年後見制度の利用支援事業において、給付金の助成を行う。 市長申立による成年後見審判の申請を行い、利用促進を図る。	56
⑫ 低所得者に対する支援	障害者通所費助成事業を実施した。 助成件数 1,767件 助成金額 3,984千円	B	障害者通所費助成事業を実施し、通所に係る費用を給付する。	57

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
⑬ 介護保険サ ービス事業 者の 参入促進	相談支援業務の中で、介護保 険サービスの提供業者からの問 い合わせ、相談等があれば随時 対応した。  「明和ふかみの里デイサー ビスセンター」で生活介護の支 援を実施。  「ディアコニア」で短期入 所・生活介護の支援を実施。	A	相談支援業務の中で、介護 保険サービスの提供業者から の問い合わせ、相談等があれ ば随時対応する。  「明和ふかみの里デイサー ビスセンター」で生活介護の 支援を実施予定。  「ディアコニア」で短期入所・ 生活介護の支援を実施予定。	57
⑭ 地域生活支 援拠点等の 整備	障がいのある人の生活を地域 全体で支えるサービス提供体制 について、先進事例を踏まえ、 中遠地域で検討した。	B	障がいのある人の生活を地 域全体で支えるサービス提供 体制について、先進事例を踏 まえ、中遠地域で引き続き検 討していく。	57
(2) 発達障害のある人への支援				
① 特別支援教 育の推進	特別支援教育アドバイザーを複 数配置し、特別支援を必要とする 児童生徒への支援についてアドバ イスしたり、発達検査の実施をし たりして支援に生かした。  特別支援教育コーディネーター 研修会を袋井特別支援学校と連携 して実施した。	A	特別支援教育アドバイザー を8名任用し、就学支援に対 する相談、個別のケースに關 する助言を得る。  第1回特別支援教育コーデ ィネーター研修会を袋井特別 支援学校の授業見学、施設見 学などを行う。	58

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
② 相談支援体制の充実	<p>健診（4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）や相談（7か月児相談・2歳6か月児相談・子ども健康相談・心理相談）、療育教室等における異常の早期発見と、適切な早期支援を実施した。</p> <p>幼児教育アドバイザーが園からの依頼を受け、幼児の特性や課題解決に向けてのアドバイスを行った。</p> <p>0歳～18歳の子どもに関わる相談として様々な悩みや不安をもつ保護者や児童生徒等の話を聞き、必要と思われる対応を保護者と相談しながら行った。</p> <p>県立袋井特別支援学校、県立浜松視覚特別支援学校、県立浜松聴覚特別支援学校との連携体制を構築し、指導や支援方法の相談助言を実施した。</p>	A	<p>健診（4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）や相談（7か月児相談・2歳6か月児相談・子ども健康相談・心理相談）、療育教室等における異常の早期発見と、適切な早期支援を実施する。</p> <p>幼児教育アドバイザーが園からの依頼を受け、幼児の特性や問題解決に受けてのアドバイスを行う。</p> <p>0歳～18歳の子どもに関わる相談として様々な悩みや不安をもつ保護者や児童生徒等の話を聞き、必要と思われる対応を保護者と相談しながら行う。</p> <p>県立袋井特別支援学校、県立浜松視覚特別支援学校、県立浜松聴覚特別支援学校との連携体制を構築し、指導や支援方法の相談助言を実施する。</p>	58
③ 発達障害の正しい理解のための啓発	<p>幼稚園・保育園・認定こども園の職員を対象に、インクルーシブ研修会、人権研修会、外国人研修会、放課後児童支援員研修会を行い様々な特性を幅広く理解するとともに支援方法について具体的に学び、実践へ生かした。</p> <p>特別支援教育コーディネーター研修会を、袋井特別支援学校と連携して実施した。</p>	A	<p>幼稚園・保育園・認定こども園の職員を対象に、インクルーシブ研修会、人権研修会、外国人研修会、放課後児童支援員研修会を行い様々な特性を幅広く理解するとともに支援方法について具体的に学び、実践へ生かしていく。</p> <p>特別支援教育コーディネーター研修会を、袋井特別支援学校と連携して実施する。</p>	58

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
<b>(3) 精神保健福祉施策の推進</b>				
① 精神障害者 保健福祉手 帳の啓発	訪問・来所相談の際に手帳を取得することで受けることができる制度についての情報提供を実施した。	A	訪問・来所相談の際に手帳を取得することで受けることができる制度についての情報提供を実施する。	59
② 精神障害者 就労施設等 の運営支援	施設が実施するケース会議等に出席した。 相談支援業務の中で施設職員との情報交換等を実施した。	A	施設が実施するケース会議等に出席する。 相談支援業務の中で施設職員との情報交換等を実施する。	59
③ 精神保健に 関する普及 啓発活動の 推進	ゲートキーパー養成講習会を実施した。	A	こころの講演会、ゲートキーパー養成研修会を開催する。 メンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入する。	59
④ 精神障害の ある人への 自立支援	精神障害者の家族会である丹誠会（磐田市・森町・袋井市）が実施する家族教室の周知を行った。	B	精神障害者の家族会である丹誠会（磐田市・森町・袋井市）が実施する家族教室の周知を行う。	59
⑤ 在宅訪問指 導の推進	しあわせ推進課、相談支援事業所、保健所、医療機関と連携した訪問指導を実施した。	A	しあわせ推進課、相談支援事業所、保健所、医療機関等と連携した訪問指導を実施する。	60
⑥ 相談窓口の 充実	総合相談窓口等による相談支援体制により幅広い相談に対応した。 相談支援対策担当者会議にて共有し、チームアプローチを行った。 こころの相談窓口のカードを配布し、周知を図った。 「生活支援センター袋井いろいろ」が24時間電話相談を受け付けた。	A	総合相談窓口等による相談支援体制により幅広い相談に対応する。 相談支援対策担当者会議にて共有し、チームアプローチを行う。 こころの相談窓口のカードを配布し、周知を図る。 「生活支援センター袋井いろいろ」が24時間電話相談を受け付ける。	60
<b>(4) 難病施策の推進</b>				
① 社会復帰に 向けた支援	相談支援業務において関係機関と連携し支援を行った。 保健所と連携した訪問指導を行った。 日常生活用具給付事業を実施した。	A	相談支援業務において関係機関と連携し支援を行う。 保健所と連携した訪問指導を行う。 日常生活用具給付事業を実施する。	60

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
② 在宅福祉サ ービスの 推進	<p>難病が障害者総合支援法の対象であることについて情報提供を行った。</p> <p>難病患者等人工呼吸器用非常電源給付事業を実施した。</p> <p>小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具の給付を行った。</p>	A	<p>難病が障害者総合支援法の対象であることについて情報提供を行う。</p> <p>難病患者等人工呼吸器用非常電源給付事業を実施する。</p> <p>小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具の給付を行う。</p>	60
③ 在宅訪問指 導の推進	保健所と連携した訪問指導を行った。	B	保健所と連携した訪問指導を行う。	60
3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）				
(1) 健康づくり支援体制の充実				
① がん検診等 の検診の 充実	<p>各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、骨密度検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）… 29,273人</li> <li>・骨密度検診受診者数… 238人</li> <li>・歯周疾患検診受診者数… 342人</li> <li>・肝炎ウイルス検診受診者数… 507人</li> </ul>	A	疾病の早期発見、早期治療を図るため、各種検診（各種がん検診、骨密度検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診）を実施する。	61
② 健康教育の 推進	<p>出張保健センター（ふくろい健康保健室、みんなのよりみち保健室、おやこ保健室）を実施した。</p> <p>（実績 128回 2,945人）</p> <p>公会堂や企業等での出前健康教室を実施した。</p> <p>（実績 110回 2,261人）</p> <p>乳幼児健診等で健康教育を実施した。</p>	A	<p>出張保健センター（ふくろい健康保健室、みんなのよりみち保健室、おやこ保健室）を実施する。</p> <p>公会堂や企業等での出前健康教室を実施する。</p> <p>乳幼児健診等で健康教育を実施する。</p>	61
③ 健康相談の 充実	<p>成人を対象に、来所、電話などによる健康相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの相談 延45件</li> <li>・予約制の栄養相談 168件</li> </ul>	A	<p>成人を対象に、来所、電話などによる健康相談を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの相談の実施</li> <li>・予約制の栄養相談の実施</li> </ul>	61

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
④ 母子保健事業の推進	<p>健診・相談を通して障がいの早期発見と早期の適切な支援を実施した。</p> <p>乳幼児健診（1歳6か月、3歳）・相談（7か月、2歳6か月）を実施した。</p> <p>希望者に子ども健康相談、心理相談の実施……88人</p> <p>子どもの発達が気になる方や関わり方を学びたい方を対象にわんぱく広場・どんぐり教室の実施……わんぱく広場12回84組 どんぐり教室47回293組</p> <p>子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施した。</p>	A	<p>健診・相談における障がいの早期発見と早期の適切な支援を実施する。</p> <p>乳幼児健診（1歳6か月、3歳）・相談（7か月、2歳6か月）を実施する。</p> <p>希望者に子ども健康相談12回、心理相談36回を実施する。</p> <p>子どもの発達が気になる方や関わり方を学びたい方を対象にわんぱく広場・どんぐり教室を実施する…わんぱく広場12回、どんぐり教室44回実施予定。</p> <p>子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する。</p> <p>伴走型相談支援事業を開始し、相談しやすい体制づくりを実施する。</p>	61
(2) 適切な治療が受けられる環境づくり				
① 自立支援 医療（更生 医療・ 育成医療・ 精神通院） 費の給付	<p>日常生活を容易にしたり、障がいを軽くする手術をしたりするなど身体障害者（児）またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある18歳未満の児童に必要な医療費の給付を行った。</p> <p>更生医療受給者数 247人 育成医療受給者数 93人 精神通院受給者数 1,588人</p>	A	<p>日常生活を容易にしたり、障がいを軽くする手術をしたりするなど身体障害者（児）またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある18歳未満の児童に必要な医療費の給付を行う。</p>	62
② 重度障害者 (児) 医療 費の助成	<p>重度障害者(児)に医療費を助成し、経済的負担を軽減し必要な医療費を確保し、助成した。</p> <p>助成対象者約900人（受給者証取得者1300人）に毎月1回助成を実施。ひと月1医療機関500円が自己負担その他を助成した。</p>	A	<p>重度障害者(児)に医療費を助成し、経済的負担を軽減し必要な医療費を確保する。</p> <p>助成対象者約900人（受給者証取得者1300人）に毎月1回助成を実施。ひと月1医療機関500円が自己負担その他を助成する。</p>	62

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
③ 精神障害者 入院医療費 の助成	精神科の病院に引き続き1ヶ月を超えて入院している人に対し、1ヶ月10,000円を限度に助成した。 人数67人 助成件数567件 (令和4年度実績)	B	精神科の病院に引き続き1ヶ月を超えて入院している人に対し、1ヶ月10,000円を限度に助成する。 人数65人 助成件数550件 (令和5年度見込)	62
<b>4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）</b>				
<b>（1）障がいのある人の就労に対する理解促進</b>				
① 障がい者雇用に関する啓発	市のホームページや商工団体の会報等を活用し、県障害者雇用推進コーディネーターを紹介し障害者就労支援等の周知を実施した。 ハローワーク磐田等関係団体と連携し、障害者就職面接会を実施した。 ハローワーク磐田と法定雇用率未達成企業の個別訪問を実施した。	A	市のホームページや商工団体の会報等を活用し、県障害者雇用推進コーディネーターを紹介し障害者就労支援等の周知を実施する。 ハローワーク磐田等関係団体と連携し、障害者就職面接会を実施する。 ハローワーク磐田と法定雇用率未達成企業の個別訪問を実施する。	63
<b>（2）多様な雇用・就労の促進</b>				
① 雇用・就労 の推進	障がい者のみならず、求職者への就職支援を商工会議所や商工会、しづおかジョブステーション西部と連携して実施した。 自立支援協議会就労部会等へ参加し意見・情報交換を行った。	A	障がい者のみならず、求職者への就職支援を商工会議所や商工会、しづおかジョブステーション西部と連携して実施する。 自立支援協議会就労部会等へ参加し意見・情報交換を行う。	64
② 市への雇用 機会の拡充	令和3年度に障がい者4人を正規職員として任用したため、令和4年度は正規採用試験を実施しなかったが、非正規で短時間の任用など、障がいに応じた勤務形態にも配慮し、今後も積極的に雇用機会を拡充予定。	B	令和6年度新規採用に向け、障がい者枠（正規職員：事務職）の採用試験を実施する。 また、非正規での採用についても、短時間の任用など、障がいに応じた勤務形態にも配慮し、ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用機会の拡充に努める。	64
③ 障害者就業・生活支援センターの活用	中東遠ワークセンター（ワークラック）について、ホームページに掲載し、周知を図った。	A	中東遠ワークセンター（ワークラック）について、ホームページに掲載し、周知を図る。	64

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
④ 精神障害の ある人の雇 用促進	相談支援業務の中で、自立支 援医療のみ受けている人で就労 希望のある人や、障害者手帳を 所持している方などに障害者雇 用での就労があることなどを紹 介した。	A	相談支援業務の中で、自立 支援医療のみ受けている人で 就労希望のある人や、障害者 手帳を所持している方などに 障害者雇用での就労支援機関 などを紹介する。	64
⑤ 就労体験機 会の拡大	相談支援業務の中で、中東遠 ワークセンター「ワークラッ ク」を紹介し、就労へ向けた体 験等へつなげた。	B	相談支援業務の中で、中東 遠ワークセンター「ワークラッ ク」を紹介し、就労へ向け た体験等へつなげる。	64
⑥ 障害者就労 施設等への 業務委託や 物品の調達 の推進	<p>府内各課へ目的や効果を積 極的に周知するとともに、府 内関係各課と事業所間の調整 を行った。</p> <p>ホームページで障害者就労施 設等の授産製品等を紹介し、啓 発を行った。発注実績3,264千円</p> <p>障害者優先調達推進法の施 行を積極的に周知するとともに、 福祉事業所との情報交換会を実 施し、府内各課からの発注件数 及び金額等の向上に努めた。</p> <p>市民ホール等での授産製品等 の販売協力を行った。</p> <p>障害者就労施設の授産製品等 の紹介を行った。</p>	A	<p>府内各課へ目的や効果を積 極的に周知するとともに、府 内関係各課と事業所間の調整 を行う。</p> <p>ホームページで障害者就労施 設等の授産製品等を紹介 し、啓発を行う。発注見込 3,300千円</p> <p>障害者優先調達推進法の施 行を積極的に周知するととも に、福祉事業所との情報交換 会を実施し、府内各課から の発注件数及び金額等の向上 に努める。</p> <p>市民ホール等での授産製品 等の販売協力をを行う。</p> <p>障害者就労施設の授産製品 等の紹介を行う。</p>	65
(3) 就労定着支援				
① ジョブコー チの活用 推進	相談支援業務の中で必要に応 じてワークラック等と連携し、 ジョブコーチの紹介を行った。	A	相談支援業務の中で必要に 応じてワークラック等と連携 し、ジョブコーチの紹介を 行う。	65

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
② 福祉的就労 場所の確保	就労継続支援施設などの設置に向けた相談や申請に必要な意見書等の作成を実施した。 【施設設置状況】なごみかぜ工房、ワークショップやくわり、ワークスつばさ、あいまいもこ、すこやかワーク、はたらき、すずらん共同作業所、ういす、すみれの丘、いぶき、ひだまり、つなぐ、ファミール、うるおいCAFE袋井、あんぶれら	A	就労継続支援施設などの設置に向けた相談や申請に必要な意見書等の作成を実施する。	65
5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）				
(1) 発達・療育支援環境の充実				
① 母子保健事 業の推進	健診・相談における障がいの早期発見と早期の適切な支援を実施した。 乳幼児健診（1歳6か月、3歳）・相談（7か月、2歳6か月）の実施。 希望者に子ども健康相談、心理相談の実施……88人 子どもの発達が気になる方や関わり方を学びたい方を対象にわんぱく広場・どんぐり教室の実施…わんぱく広場12回84組、どんぐり教室47回293組 子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施した。	A	健診・相談における障がいの早期発見と早期の適切な支援を実施する。 乳幼児健診（1歳6か月、3歳）・相談（7か月、2歳6か月）の実施。 希望者に子ども健康相談、心理相談を実施する。 子どもの発達が気になる方や関わり方を学びたい方を対象にわんぱく広場12回80組（見込み）・どんぐり教室44回290組（見込み）を実施する。 子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する。 伴走型相談支援事業を開始し、相談しやすい体制づくりを実施する。	66
② 早期療育相 談の実施	子ども支援室「ぬっく」で0歳からの発達に関わる相談や、子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者等へ療育相談を行った。	A	子ども支援室「ぬっく」で0歳からの発達に関わる相談や、子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の利用者等へ療育相談を行う。	66

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
③ 子ども早期 療育支援セ ンター「は ぐくみ」の 充実	<p>療育教室：学齢期前の児童を対象に療育教室〈親子教室・並行教室（半日、一日）〉を実施した。</p> <p>保護者支援：面談・相談、はぐ茶会（保護者研修会）5回、はぐカフェ（保護者交流）月1回を実施した。</p> <p>他機関との連携：保健センターとの情報交換、幼稚園・保育園・こども園への園訪問、施設公開を、小学校への個別支援計画の情報提供を実施した。</p>	A	<p>療育教室：学齢期前の児童を対象に療育教室〈親子教室・並行教室（半日、一日）〉を実施する。</p> <p>保護者支援：面談・相談、はぐカフェ（保護者研修と交流）を月1回行う。</p> <p>他機関との連携：保健センターとの情報交換、幼稚園・保育園・こども園への園訪問、施設公開、小学校への個別支援計画の情報提供を行う。</p>	66
④ 療育支援ネ ットワーク 連絡会の 開催	療育支援ネットワーク連絡会を年4回開催し、幼稚園等から対応が困難な事例を検討、袋井市の療育の在り方について検討した。	B	療育支援ネットワーク連絡会を年4回（見込み）開催し、幼稚園等から対応が困難な事例を検討、袋井市の療育の在り方について検討予定。	66
⑤ 児童発達支 援事業・保 育所等訪問 事業の推進	<p>未就学児を対象に、親子教室、並行（半日・一日）教室を実施した。</p> <p>通所児の通っている幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し、園での状況を把握し療育に活かした。処遇困難な利用児については、園に訪問し担任等と特性と支援についての共通化を図った。</p> <p>（1及び2については、「はぐくみ」実施内容）</p> <p>児童発達支援市内事業所：はぐくみ、すこやか国本、きらり、そよかぜ、こぱんはうすさくら、ここもど、EAC袋井</p>	B	<p>未就学児を対象に、親子教室、並行（半日・一日）教室を実施する。</p> <p>通所児の通っている幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し、園での状況を把握し療育に活かす。処遇困難な利用児については、園に訪問し担任等と特性と支援についての共通化を図る。</p> <p>（1及び2については、「はぐくみ」実施内容）</p> <p>児童発達支援市内事業所：はぐくみ、すこやか国本、きらり、そよかぜ、ここもど、こぱんはうすさくら、EAC袋井</p>	67
⑥ 児童発達支 援センター の検討	圏域内（磐田市）に児童発達支援センターがあり、市内には「子ども早期療育支援センターはぐくみ」があることから、設置の必要性も含め検討した。	B	圏域内（磐田市）に児童発達支援センターがあり、市内には「子ども早期療育支援センターはぐくみ」があることから、今後、設置の必要性も含め検討していく。	67

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
⑦ 障がいのある児童・生徒の放課後等の療育支援の実施	障害児放課後児童クラブ：社会福祉法人等へ委託し、市内3箇所（クラブ）での集団による適用訓練を実施した。（令和4年度実績） はるかぜ：709名、そよかぜ：993名、つばめの家：333名 放課後等デイサービス市内事業所 ひまわり浅羽校・南中前校・袋井駅前校・袋井中央校・袋井山梨校、すこやか国本・旭・山梨、きらり、アソベル袋井・あさひ町・久能・袋井駅前、子どもハウスULU西同笠、こぱんはうすさくら、サンスマイル袋井、EAC袋井	B	障害児放課後児童クラブ：社会福祉法人等へ委託し、市内3箇所（クラブ）での集団による適用訓練を実施する。 放課後等デイサービスを利用することで、放課後に療育支援を受け、児童・生徒の生活能力の向上、社会との交流の促進を図る。 放課後等デイサービス市内事業所 ひまわり浅羽校・南中前校・袋井駅前校・袋井中央校・袋井山梨校、すこやか国本・旭・山梨、きらり、アソベル袋井・あさひ町・久能・袋井駅前、子どもハウスULU浅羽、こぱんはうすさくら、サンスマイル袋井、EAC袋井、りんごの木、Granny袋井	67

## (2) 保育・教育環境の充実

① 保育所(園)、幼稚園、認定こども園への障がい児対応保育士・支援員の配置	配慮を必要とする幼児に対し、適切且つ、安心した園生活を送れるよう支援(保育補助員)の配置など、人的支援環境を整えた。	B	配慮を必要とする幼児に対し、適切且つ、安心で安全な園生活を送れるよう保育補助員の配置など人的支援環境を整える。	68
② 子ども支援室「ぬっく」による教育支援	園、小学校、中学校を対象に園訪問及び学校訪問を実施し、参観や施設職員と情報交換を行い、対応や支援の仕方等について共通理解を図った。	A	園、小学校、中学校を対象に園訪問及び学校訪問を実施し、参観や施設職員と情報交換を行い、対応や支援の仕方等について共通理解を図る。	68
③ 教育相談体制の充実	各園において、子育て相談日を設け、園務支援ソフトによるメールでお知らせするなど、いつでも相談しやすいような対応を行っている。	A	各園において、子育て相談日を設け、園務支援ソフトによるメールでお知らせするなど、いつでも相談しやすいよう、体制の充実を図る。	68
④ 多様な教育の場の提供	特別支援学級（知的学級：46、自閉・情緒学級：32、難聴学級：1、弱視学級：1）を開設。	A	袋井南中に難聴学級、山名小に肢体学級、今井小に通級指導教室を新設する。	68

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
⑤ 小・中学校 への特別支 援学級等支 援員の配置	小学校に47人、中学校に14人 の特別支援学級支援員を配置し た。	A	小学校、中学校に特別支援 学級支援員を配置する。	68
(3)切れ目のない支援の仕組みづくり				
① 関係機関と 連携強化	<p>園や学校、関係機関と相互に連携し、相談内容や児童生徒の状況について共有し、対応した。</p> <p>就学前教育推進会議を開催し、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への接続について共通理解を図って具体的方法を探った。</p> <p>支援センターからの相談については、毎月実施される連絡会にて、報告し合った。</p> <p>母子保健事業の乳幼児健診や子ども健康相談、療育教室から子ども早期療育支援センターでの療育につなげた。</p> <p>通級指導教室設置校校長との連絡協議会を開催した。</p>	A	<p>園や学校、関係機関と相互に連携し、相談内容や児童生徒の状況の共有と対応を図る。</p> <p>就学前教育推進会議を開催し、市内幼稚園・保育園・認定こども園から小学校接続について共通理解を図り、具体的な方法を探り、支援の方法を明確にする。</p> <p>支援センターからの相談については、毎月実施される連絡会にて、報告し合っている。</p> <p>母子保健事業の乳幼児健診や子ども健康相談、療育教室から、子ども早期療育支援センター等での療育につなげる。</p> <p>通級指導教室設置校校長との連絡協議会の開催。</p>	69
② 相談支援の 体制等の 充実	<p>母子保健事業として、乳幼児健康診査、子ども健康相談、心理相談等を実施し、子ども早期療育支援センター等への連携を図った。</p> <p>関係機関との連携を強化し、幼児や児童一人ひとりへの適切な支援について双方が理解し、つながるよう支援体制を整えた。</p> <p>心理士や保健師、幼稚園教諭、教員等の様々な職員体制で0歳～18歳の子どもに関わる相談を実施した。</p> <p>校内組織に特別支援教育コーディネーターを複数配置した。 (令和4年： 69人)</p>	A	<p>母子保健事業として、乳幼児健康診査、子ども健康相談、心理相談等を実施し、子ども早期療育支援センター等への連携を図る。</p> <p>関係機関との連携を強化し、幼児や児童一人ひとりへの適切な支援について双方が理解し、つながるよう支援体制を整え、支援していく。</p> <p>心理士や保健師、幼稚園教諭、教員等の様々な職員体制で0歳～18歳の子どもに関わる相談を実施する。</p> <p>校内組織に特別支援教育コーディネーターを複数配置していく。</p>	69

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
<b>6 地域での参加を促す環境づくり（生涯学習・コミュニケーション）</b>				
<b>(1) 生涯学習の推進</b>				
① 文化・芸術 サークル等 の支援	団体が行う各種活動等に必要 に応じ、周知や会場等の手配など支援をした。	B	団体が行う各種活動等に必 要に応じ、周知や会場等の手 配など支援をする。	70
② 文化・芸術 等に積極的 に参加 できる環境 づくり	市民ギャラリーにて障がい者 アート展を開催し、市内6事業 所から30作品の展示を行った。  年度末に策定した袋井市文化 振興計画の取組に「障がい者の 文化活動の促進」を明記し、障 がい者の文化振興の方向性を定 めた。	B	障がいのある人の社会参加 をアート作品のレンタルを通 じて応援する「まちじゅうア ート事業」を実施する。  市民ギャラリー及び教育会館 にて、袋井特別支援学校の生徒 や市内の福祉事業所に通う方 のアート作品展示を行う。	70
<b>(2) 生涯スポーツ活動の推進</b>				
① 障がい者ス ポーツ教室 の開催	身体障がい者スポーツ教室 (第1回)を開催した。 (参加者11名)  第2回は新型コロナウイルス 感染拡大を受け、教室参加者の 重症化リスクを鑑み開催を中止 した。	B	身体障がい者スポーツ教室 を開催する。	71
② 障がい者ス ポーツ大会 への参加 促進	前回参加者や障害者施設への 周知とともに、本庁、支所での ポスター配架を行った。  静岡県障害者スポーツ大会 (わかふじスポーツ大会)へ参 加した。(競技：陸上、フライン グディスク、水泳、卓球等)	A	前回参加者や障害者施設へ の周知とともに、本庁、支所 でのポスター配架を行う。  静岡県障害者スポーツ大会 (わかふじスポーツ大会)へ 参加予定。(競技：陸上、フ ライングディスク、水泳、卓球 等)	71
③ スポート施 設利用料の 減免	市内体育施設の個人利用にお ける利用料の減免  対象者：身体障がい者、知的障 がい者、精神障がい者、障がい 者介護人  令和4年度実績 4,301人	A	身体障がい者、知的障がい 者、精神障がい者、障がい者 介護人を対象に、市内体育施 設の個人利用における利用料 の減免を行う。	71

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
④ スポーツ指 導員の育成	障がい者スポーツの普及・振 興のため、スポーツ推進委員会 の指導によるボッチャの体験会 の実施や、ボッチャ、ゴルボ ール、車いすバスケットの体験 コーナーを設けたスポーツイベ ントを開催した。	A	パラスポーツの普及・推進 をスポーツ推進委員の指導のもと進めており、今後も継続 する。 ゴルボーグや車いすバスケ ット等の体験をスポーツイベ ントで開催し、多くの人が体 験し、障がい者スポーツの理 解を深める。	71
<b>(3) 情報コミュニケーション支援の充実</b>				
⑤ 障害福祉サ ービス等の 情報提供の 充実	ホームページや「障がい者福 祉のしおり」等による制度や利 用等の周知を実施した。	A	ホームページや「障がい者 福祉のしおり」等による制度 や利用等の周知を実施予定。	72
⑥ 視覚障がい のある人に 対する 情報提供の 拡大	対象者へ選挙時等の点字資料 の送付や声の広報を行い、情報 提供の拡大に努めた。	A	対象者へ選挙時等の点字資 料の送付や声の広報を行い、 情報提供の拡大に努める。	72
⑦ 聴覚障がい のある人に 対する 情報提供の 拡大	聴覚に障がいのある人等から の依頼を受け、手話通訳者や要 約筆記者の派遣の調整等を実施 した。 派遣回数：169件	A	聴覚に障がいのある人等か らの依頼を受け、手話通訳者 や要約筆記者の派遣の調整等 を実施する。	73
⑧ 手話通訳者 の充実	手話通訳者の充実を図るため 手話奉仕員養成講座(22回)を開 催した。 受講生：3人 既に通訳者となっている方に も更なる研鑽の研修等の案内通 知を送付し、拡充に努めた。	B	手話通訳者の充実を図るた め手話奉仕員養成講座を開催 する。 既に通訳者となっている 方にも更なる研鑽の研修等 の案内通知を送付し、拡充に 努める。	73

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
⑨ 情報支援機器やソフトウェア等の整備	<p>本庁舎北玄関及び正面玄関の音声標識ガイド装置、点字ブロック等情報支援設備の維持管理を実施した。引き続き、視覚・聴覚障がい者のための設備の維持管理を実施する。</p> <p>視覚や聴覚などに障がいがある人とも円滑にコミュニケーションが取れるように、タブレット等の機器を配備するとともに、先進団体の事例を研究し、市窓口利用に向けた検討を進めた。</p>	B	本庁舎北玄関及び正面玄関の音声標識ガイド装置、点字ブロック等情報支援設備の維持管理を実施した。引き続き、視覚・聴覚障がい者のための設備の維持管理を実施する。	73
7 すべての人にやさしい街づくり（生活環境）				
(1) 生活環境の整備				
① 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	財政課管理の市役所本庁舎及び東分庁舎における障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、内臓疾患のある人や妊婦の方等の優先駐車スペース、点字ブロック、スロープの維持管理を実施した。引き続き維持管理を実施する。	B	財政課管理の市役所本庁舎及び東分庁舎における障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、内臓疾患のある人や妊婦の方等の優先駐車スペース、点字ブロック、スロープの維持管理を実施した。引き続き維持管理を実施する。	74
② 自主運行バスのバリアフリー化の推進	令和3年度から運行車両を新たなりース車両（全4台）に更新したが、全ての車両に補助ステップや手すりを設置し運行している。	A	令和5年度から運行車両を新たなりース車両（全4台）に更新した。更新前に引き続き、全ての車両に補助ステップ及び手すりを設置している他、新たにハイルーフ仕様で運行する。	74
(2) 住環境の整備				
① 障がい者用住宅改造・改修費助成及び改良相談	住宅改修の相談や申請を受け付け、申請者にあった改修につなげた。 住宅改修（相談1件） 住宅改造（相談3、申請1件）	B	住宅改修、住宅改造とも、1件ずつ支給決定している。 今後の計画： 住宅改修（相談1件、申請1件） 住宅改造（相談1件、申請1件）	75
② グループホームの整備促進	社会福祉法人等からのグループホーム設置に向けた相談や情報提供等を行い、概ね充足している。（1件）	A	社会福祉法人等からのグループホーム設置に向けた相談や情報提供等を行い、概ね充足している。	75

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
③ 施設への 入所	県基準により施設利用評価点の高い人を優先して入所を支援した。 令和4年度 新規入所者2人	A	引き続き、県基準に基づき、施設利用評価点の高い人から優先的に入所を進めていく。	75
<b>(3) 防災・防犯対策の充実</b>				
① 見守りネットワークの推進	<p>地域の見守りネットワーク協議会等に参加し情報交換を行った。</p> <p>主に高齢者を対象に地域全体の見守りネットワークの構築に取り組んだ。</p> <p>既に袋井東地区、笠原地区、豊沢地区、浅羽北地区、浅羽西地区、浅羽東地区、浅羽南地区、田原地区、袋井南地区、三川地区、今井地区（市内87か所）で実施されている。</p> <p>活動が広がるよう各コミュニティセンターに説明会や取組事例の紹介を行い、実施地域の見守りネットワーク協議会等での情報交換を行った。</p>	B	<p>社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し新たなネットワークの立ち上げに向けて取り組むとともに、継続の支援も行う。</p> <p>地域福祉連絡会や地域の研修会等で未実施地区に事例等を紹介する。</p> <p>（すでに地縁型として実施している地区や、サロン・居場所などで見守りを実施している地区もある）</p>	76
② 情報伝達サービスの登録推進	<p>メローねっとと全国瞬時警報システム（Jアラート）の連携訓練により災害情報伝達の充実を図った。</p> <p>自主（連合）防災隊長会議などで、メローねっと登録促進のチラシを配布した。</p>	B	<p>メローねっとと全国瞬時警報システム（Jアラート）の連携訓練により災害情報伝達の充実を図った。</p> <p>自主（連合）防災隊長会議や防災講話などでメローねっと登録促進の啓発活動を展開した。</p>	77
③ 緊急通報システムの利用促進	<p>申請のあった登録者の情報を随時登録した。</p> <p>障がいのある人を対象とした通報システムの実施を周知した。</p>	B	<p>申請のあった登録者の情報を随時登録する。</p> <p>障がいのある人を対象とした通報システムの実施を周知する。</p>	77
④ 障害のある人の防災訓練への参加促進	総合防災訓練、地域防災訓練において、自主防災隊を通して、災害時要支援者の訓練への参加を促し、安否確認訓練等を行った。	B	総合防災訓練、地域防災訓練において、自主防災隊を通して、災害時要支援者の訓練への参加を促し、安否確認訓練等を行う。	77

施策	令和4年度 実績	評価	令和5年度 実施計画	計画 記載 頁
⑤ 福祉避難所 の整備	要配慮者利用施設等と災害発生時における支援体制等について情報交換を行った。	B	要配慮者利用施設等と災害発生時における支援体制等について情報交換を行う。	77
⑥ 要援護者 2次避難体 制の整備	要配慮者利用施設等と災害発生時における支援体制等について情報交換を行った。	B	要配慮者利用施設等と災害発生時における支援体制等について情報交換を行う。	77
⑦ 防災・防犯 意識の高揚	自主（連合）防災隊長会議などで災害用備蓄品や家具固定のチラシを配布し、意識の高揚を図った。	B	自主（連合）防災隊長会議や防災講話などでメローねっと登録推進、家具固定の推進、非常持ち出し品や備蓄品準備について、チラシ用いた啓発活動を展開し各事業を推進する。	77
⑧ 災害時要援 護者避難支 援計画の 作成推進	災害時に備え、計画の更新や未同意書者の個別計画の策定を推進するため、5地区で民生委員に協力を依頼するとともに、個別計画の説明と資料配布を行った。 同意率 71.8%（令和5.1.1現在）	A	災害時に備え、計画の更新や未同意書者の個別計画の策定を推進するため、5地区で民生委員に協力を依頼するとともに、個別計画の説明と資料配布を行う。	77

## 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画値と実績

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における、サービス計画と実績の差異の主な理由は次のとおりです。

- ア 訪問系サービスについては、利用者のニーズに対応するため複数の事業所により支援するなど、事業所間の連携が必要となっています。また利用者数については、同行援護や重度訪問介護などの利用者が増加したことに伴い、計画値を上回る結果となりました。
- イ 日中活動系サービスについては、サービスによっては見込みを大きく上回っている事業や大きく下回っている事業もありますが、日中活動系サービス全体の利用者数では、概ね計画どおりとなりました。
- ウ 居住系サービスについては、施設入所支援の利用者数に大きな変化はなく、見込みより利用者が減少しない傾向となりました。
- エ 障害児通所給付については、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスのサービス提供事業所の開設等により、サービス全体では見込みを大きく上回る数値となりました。

### 自立支援給付

		【訪問系サービス】		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	計画	利用者数	(人)	52	55	60
		利用量／人	(時間)	12	12	12
		見込量A	(時間分)	624	660	720
	実績	利用者数	(人)	53	57	60
		利用量／人	(時間)	12	14	12
		サービス利用量B	(時間分)	636	791	1,135
	増減	増減（B-A）	(時間分)	12	131	80
【日中活動系サービス】				令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画	(通所) 利用者数	(人)	121	126	133
		(通所) 利用量	(日)	20	20	20
		(入所) 利用者数	(人)	64	64	63
		(入所) 利用量	(日)	20	20	20
		見込量A	(人日分)	3,771	3,871	3,991
	実績	(通所) 利用者数	(人)	110	100	110
		(通所) 利用量	(日)	20	20	20
		(入所) 利用者数	(人)	65	69	70
		(入所) 利用量	(日)	20	20	20
		サービス利用量B	(人日分)	3,615	3,353	3,304
	増減	増減（B-A）	(人日分)	△156	△518	△687

【日中活動系サービス】				令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	計画	利用者数	(人)	1	1	1
		利用量／人	(日)	8	8	8
		見込量A	(人日分)	8	8	8
	実績	利用者数	(人)	0	0	0
		利用量／人	(日)	0	0	0
		サービス利用量B	(人日分)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	増減	増減(B-A)	(人日分)	△8	△8	△8
	計画	利用者数	(人)	9	10	12
		利用量／人	(日)	27	27	27
		見込量A	(人日分)	241	268	322
	実績	利用者数	(人)	5	9	10
		利用量／人	(日)	15	17	16
		サービス利用量B	(人日分)	81	151	160
就労移行 支援	増減	増減(B-A)	(人日分)	△160	△117	△162
	計画	利用者数	(人)	22	27	26
		利用量／人	(日)	15	15	15
		見込量A	(人日分)	334	409	394
	実績	利用者数	(人)	16	13	15
		利用量／人	(日)	19	18	20
		サービス利用量B	(人日分)	303	238	300
就労継続 支援A型 (雇用型)	増減	増減(B-A)	(人日分)	△31	△171	△94
	計画	利用者数	(人)	20	27	34
		利用量／人	(日)	20	20	20
		見込量A	(人日分)	399	539	679
	実績	利用者数	(人)	28	38	42
		利用量／人	(日)	19	18	20
		サービス利用量B	(人日分)	515	681	840
就労継続 支援B型 (非雇用型)	増減	増減(B-A)	(人日分)	116	142	161
	計画	利用者数	(人)	216	237	265
		利用量／人	(日)	18	18	18
		見込量A	(人日分)	3,894	4,272	4,776
	実績	利用者数	(人)	223	230	240
		利用量／人	(日)	17	17	17
		サービス利用量B	(人日分)	3,750	3,875	4,590
就労定着 支援	増減	増減(B-A)	(人日分)	△144	△397	△186
	計画	見込者数A	(人分)	4	8	12
	実績	実利用者数B	(人分)	3	3	4
療養介護	増減	増減(B-A)	(人分)	△1	△5	△8
	計画	見込者数A	(人分)	8	8	8
	実績	実利用者数B	(人分)	11	11	10
	増減	増減(B-A)	(人分)	3	3	2

【日中活動系サービス】			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	計画	(福祉型)利用者数 (人)	25	25	25
		(福祉型)利用量 (日)	10	10	10
		(医療型)利用者数 (人)	2	2	2
		(医療型)利用量 (日)	4	4	4
		見込量A (人日分)	266	266	266
	実績	(福祉型)利用者数 (人)	22	22	24
		(福祉型)利用量 (日)	9	7	10
		(医療型)利用者数 (人)	1	1	1
		(医療型)利用量 (日)	2	1	2
		サービス利用量B (人日分)	207	156	266
	増減	増減 (B-A) (人日分)	△59	△110	0
日中活動系サービス全体の利用者数	計画	見込者数A (人分)	492	535	581
	実績	実利用者数B (人分)	484	496	526
	増減	増減 (B-A) (人分)	△8	△39	△55
【居住系サービス】			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	見込者数A (人分)	40	40	50
	実績	実利用者数B (人分)	38	41	40
	増減	増減 (B-A) (人分)	△2	1	△10
施設入所支援	計画	見込者数A (人分)	64	64	63
	実績	実利用者数B (人分)	68	70	71
	増減	増減 (B-A) (人分)	4	6	8
自立生活援助	計画	見込者数A (人分)	1	1	1
	実績	実利用者数B (人分)	1	0	0
	増減	増減 (B-A) (人分)	0	△1	△1
【相談支援】			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	計画	見込者数A (人分)	509	519	529
	実績	実利用者数B (人分)	520	528	530
	増減	増減 (B-A) (人分)	11	9	1
地域相談支援 (サービス利用計画作成)	計画	見込者数A (人分)	1	1	2
	実績	実利用者数B (人分)	0	0	0
	増減	増減 (B-A) (人分)	△1	△1	△2

## 障害児通所給付

【障害児通所給付】			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画	利用者数A (人分)	91	94	98
		利用量／人 (日)	4	4	4
		見込量A (人日分)	378	390	406
	実績	実利用者数B (人分)	98	112	130
		利用量／人 (日)	5	6	6
		サービス利用量B (人日分)	531	655	780
医療型児童発達支援	増減	増減(B-A) (人分)	153	265	374
	計画	利用者数A (人分)	0	0	0
		利用量／人 (日)	0	0	0
		見込量A (人日分)	0	0	0
	実績	実利用者数B (人分)	0	0	0
		利用量／人 (日)	0	0	0
		サービス利用量B (人日分)	0	0	0
放課後等デイサービス	増減	増減(B-A) (人分)	0	0	0
	計画	利用者数A (人分)	230	243	251
		利用量／人 (日)	8	8	8
		見込量A (人日分)	1,834	1,924	1,964
	実績	実利用者数B (人分)	200	228	240
		利用量／人 (日)	13	13	13
		サービス利用量B (人日分)	2,578	2,941	3,120
保育所等訪問支援	増減	増減(B-A) (人分)	744	1,017	1,156
	計画	利用者数A (人分)	1	2	3
	実績	実利用者数B (人分)	2	14	10
居宅訪問型児童発達支援	増減	増減(B-A) (人分)	1	12	7
	計画	利用者数A (人分)	0	0	0
		利用量／人 (日)	0	0	0
		見込量A (人日分)	0	0	0
障害児相談支援	実績	実利用者数B (人分)	0	0	0
		利用量／人 (日)	0	0	0
		サービス利用量B (人日分)	0	0	0
	増減	増減(B-A) (人分)	0	0	0
見込	利用者数A (人分)	322	332	345	
	実績	実利用者数B (人分)	317	368	370
	増減	増減(B-A) (人分)	△5	36	25

(注1) 各サービスの利用者数、利用量については、各年度の実数値より月平均の数値を算出し記載

(注2) サービス利用量については、各年度の実数値を算出し記載

(注3) 令和5年度の実績については、前年度末の実績に当該年度に増減が見込まれる数値を加算し算出



## 本計画の目指すもの

### 1 基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も、同じように生活し、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念と障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、持てる能力を日常生活において最大限に発揮しながら、自分らしく生活できる共生社会を目指して、各種施策を展開するものです。

そのために、基本理念を

**「共に 認め合い 支え合い 自分らしく生活できる  
共生社会を目指して」**

とします。

### 2 基本目標

#### (1) 共生する地域づくり（啓発・広報）

障がいのある人とないとの相互理解や、障がいへの正しい理解を促進するため、啓発活動や交流機会の拡大を推進し、全ての人が安心して生活できる地域づくりを進めます。

#### (2) 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

地域で安心のできる生活を送るために、障がいのある人の、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援と情報提供の充実を図ります。

#### (3) 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

障がいのある人の生涯を通じた健康づくりや自立した生活を送ることができるような支援を行い、住み慣れた地域で健康に生活を送ることができるよう、保健所や医療機関と連携を行うとともに、経済的な支援として医療費の助成を行うなどの支援を引き続き行います。

#### (4) 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、個々の障がいの特性に応じた適切な支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を行います。

#### (5) 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、早期の発達・療育支援や児童の特性に応じた支援を行うとともに、保育・教育環境を充実し、切れ目のない支援の仕組みづくりを行います。また障がいや発達の遅れのある人の家族についても子どもの発達への家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援を行います。

#### (6) 地域での参加を促す環境づくり（生涯学習・コミュニケーション）

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、生涯学習活動やスポーツ活動等を推進します。

また、障がいの特性や必要性に応じた、情報コミュニケーション支援の強化を図ります。

#### (7) すべての人にやさしいまちづくり（生活環境・防災）

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、様々なバリア（社会的障壁）を取り除き、すべての人にやさしいまちづくりを推進するとともに、障がいのある人が災害時等の緊急時に安心・安全が確保されるよう、避難支援体制について地域全体での取組を強化します。

### 3 計画の体系

基本理念

共に認め合い 支え合い 自分らしく生活できる 共生社会を目指して

基本目標（7項目）

基本方針（25項目）

1 共生する地域づくり  
(啓発・広報)

- (1)障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2)人権の尊重と権利擁護の促進
- (3)地域福祉の推進
- (4)福祉教育等の推進
- (5)交流機会の拡大
- (6)障がい福祉の周知の推進

2 地域での生活を支援する体制づくり  
(生活支援)

- (1)総合的な生活支援体制の構築  
(情報提供・総合相談体制の充実)
- (2)発達障害のある人への支援
- (3)精神保健福祉施策の推進
- (4)難病施策の推進

3 健康で安心できる環境づくり  
(保健・医療)

- (1)健康づくり支援体制の充実
- (2)適切な治療が受けられる環境づくり

4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり  
(雇用・就労)

- (1)障がいのある人の就労に対する理解促進
- (2)多様な雇用・就労の促進
- (3)就労定着支援

5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり  
(療育・保育・教育)

- (1)早期発見体制の推進
- (2)相談支援の充実
- (3)発達・療育支援環境の充実
- (4)ライフステージがつながる連携の促進

6 地域での参加を促す環境づくり  
(生涯学習・コミュニケーション)

- (1)生涯学習の推進
- (2)生涯スポーツ活動の推進
- (3)情報コミュニケーション支援の充実

7 すべての人にやさしいまちづくり  
(生活環境・防災)

- (1)生活環境の整備
- (2)住環境の整備
- (3)防災対策の強化

## 4 重点的な取り組み

### (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法（平成28年4月施行）では、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、必要かつ合理的配慮を行うことが義務化されました。

アンケート調査においても、障がいを理由に差別を受けた割合は、2割を超えており、特に療育手帳所持者では4割を超える方が差別を経験しています。共生社会の実現に向けて、地域での障がいへの理解を広める取り組みやノーマライゼーションの理念の普及に加え、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進を図ります。

#### 【関連する施策】

基本目標1 共生する地域づくり（啓発・広報）

基本方針（1） 障がいを理由とする差別の解消の推進

### (2) 障がい福祉の周知の推進

障がいに関する様々な情報がありますが、必要な人に情報が行きわたらないと、受けることができるサービスや相談ができなくなってしまいます。

障がい福祉に関わる団体や制度、相談先の窓口に関する情報について、必要な人に情報が届く仕組みづくりの推進が必要です。

このために、広報ふくろいや市のホームページを活用し、周知を推進していきます。

#### 【関連する施策】

基本目標1 共生する地域づくり（啓発・広報）

基本方針（6） 障がい福祉の周知の推進

### (3) 障がいのある人への就労支援

障がいのある人が就労することは、一人ひとりがもつ能力を發揮し、経済的自立や生きがいづくり、地域・社会に貢献することにつながります。

アンケート調査では、行政に力を入れてほしいこととして、「障がいのある人の働く場の確保」や「障がいのある人への職業紹介の充実」の割合が高くなっています。

障がいのある人への就労の理解促進、多様な就労の場の確保に加え、障がいのある人が継続して就労するために、相談支援や関係機関のジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を充実します。

#### 【関連する施策】

基本目標4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

基本方針（1） 障がいのある人の就労に対する理解促進

基本方針（2） 多様な雇用・就労の促進

基本方針（3） 就労定着支援

### （4）療育における早期発見・相談・支援の充実

本市では、個別の対応や適切な指導を必要とする子どもが増加しています。引き続き、早期発見・早期療育の充実を図り、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育支援を実施するとともに、保護者における障がいや発達の遅れに関する理解を深める活動の推進を図ります。

また、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、療育支援環境の充実や福祉サービスによる支援を行い、関係機関との連携など就学前から高等学校卒業までにわたりライフステージがつながる支援を推進します。

#### 【関連する施策】

基本目標5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）

基本方針（1） 早期発見体制の推進

基本方針（2） 相談支援の充実

基本方針（3） 発達・療育支援環境の充実

基本方針（4） ライフステージがつながる連携の促進

### （5）防災対策の強化

障がいのある人をはじめとする避難行動要支援者については、避難行動や避難後の生活について特別な配慮が必要です。

大規模災害時において、適切な対応が図れるよう、民生委員・児童委員や自主防災隊などと連携し、個別支援計画作成の推進を図りつつ、福祉避難所の設置の検討を行い、障がいのある人等の避難場所の確保や要配慮者に関する理解促進を進めます。

#### 【関連する施策】

基本目標7 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境・防災）

基本方針（3） 防災対策の強化

## 第4章



# 施策の展開

## || 基本目標1 共生する地域づくり（啓発・広報）

### （1）障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすため、広報ふくろいや市のホームページの活用、講演会の開催等の啓発活動に加え、各種行事等さまざまな機会を捉えて啓発活動を推進していきます。

#### 【施策】

##### ① ノーマライゼーションの理念の普及

市民一人ひとりが障がいのある人をとりまく環境を自らの問題として認識し、あらゆる人権が尊重される地域づくりを目指し、行動することが求められています。このため、障がいのある人に対する理解を深め、市民を対象とした福祉教育を推進するとともに、広報ふくろいや市のホームページの活用、福祉ガイドブック、福祉講演会や障がい理解のための啓発展示の開催等により、計画的な広報や啓発活動を推進します。

##### ② 不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の推進

障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて学ぶ機会として講演会を実施し、障がい及び障がいのある人への理解促進を図ります。

##### ③ 「心のバリアフリー」の推進

障がいに対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）し、社会の中で障がいがあることによる不利益を受けることなく、障がいのある人もない人も共に生活できるよう、「心のバリアフリー」を推進していきます。

##### ④ 住民ニーズの把握

障がい者団体、ボランティア団体及び行政が常に連携を図り、刻々と変化する住民ニーズを的確に把握をしていきます。

## ⑤「情報アクセシビリティ」の推進

障がいのある人の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図ります。

## ⑥障がい者団体への加入促進

障がいのある人に、障害者手帳の交付時や広報紙等を利用して障がい者団体の活動を広く周知し、住みよいまちづくりに貢献する障がい者団体への加入促進を図ります。

## ⑦障がい者団体等の自主事業への支援

障がい者団体が主催する福祉講演会やレクリエーション事業等の自主的活動を支援し、障がい者団体等の活性化を図ります。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
障がいを理由に差別を受けた人の割合	23.2%	-	0%
ヘルプマークの交付者数	79人	85人	100人

## （2）人権の尊重と権利擁護の促進

障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加に向け、人権の尊重と権利擁護を促進していきます。

### 【施策】

#### ①虐待の防止

障がいのある人に対する虐待は、その人の尊厳を脅かすものであり、虐待を防止することが障がいのある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、虐待の早期発見に努めるとともに、障がい者虐待の対応マニュアルに基づいて、虐待を受けた障がい者を支援します。

## ②成年後見制度の利用促進

障がい等で十分な判断能力のない人を擁護し、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用契約の支援や日常的な金銭管理、書類管理等を行う日常生活自立支援事業の周知を図ります。

また、袋井市成年後見制度利用促進協議会が、令和5年度に設置されたことから、法律面や生活面の支援を行う成年後見制度の利用の促進を行い、関係機関等の情報共有及び連絡調整を図るとともに、身寄りがない、親族がいても関係が希薄であったり、親族による財産等の侵害があつたりするなど、親族による申し立てができる場合には、市長が成年後見の申し立てを行います。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
障がい者虐待件数	0件	0件	0件
成年後見申立件数（市長申立）	0件	2件	2件

### ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

#### 【地域生活支援事業における目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	4件	4件	4件

### (3) 地域福祉の推進

地域住民が福祉について理解できるよう、情報提供等を行っていくとともに地域住民のボランティアに対する意識の向上を図り、ボランティア団体等との連携を強化し、一人ひとりが地域福祉の担い手として円滑に活動できる環境を整備していきます。

#### 【施策】

##### ①見守りネットワークとの連携

障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して生活できるよう、各地区の「見守りネットワーク」と連携し、障がいのある人やない人の支援を推進します。

##### ②ボランティア・NPO法人の育成・支援

社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成を図るため、各種のボランティア養成講座を充実するとともに、ボランティアやNPO法人の活動に関する情報提供、相談、調整を行います。

また、障がいのある人を支えるボランティア養成講座を開催し、障がいのある人への理解を図るとともに、思いやりの心を育てるための福祉施設等での体験学習を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。

さらに、ボランティア活動の活性化とともに、必要な活動資材（機材、設備）等を充実します。

##### ③ボランティアの登録制度の推進

社会福祉協議会と連携して、地域住民のボランティア意識の向上、団体活動の活性化、相互のネットワーク化を通じて、ボランティア人口の拡充及び継続的なボランティア活動の展開を支援するため、ボランティアの登録制度を推進します。

##### ④運転ボランティアの育成・支援

社会福祉協議会と連携して、車椅子対応の福祉車両を運行するボランティアの養成講座を開催し、運転ボランティアとして活動できる支援者の増員と組織化に努め、歩行が困難な人の移動支援と社会参加を促進します。

##### ⑤点訳・手話・要約筆記等の講座の充実

社会福祉協議会と連携して、点訳・手話・要約筆記等奉仕員の各種講座の充実を図ります。

## ⑥市職員の専門性の向上

各種研修を通じて市職員の福祉意識の向上に努め、特に、障がい関連業務に携わる市職員については、適切な業務が推進できるよう、障害程度区分認定調査員や社会福祉主事の資格取得など、専門性の向上を図ります。

また精神保健福祉士や社会福祉士など専門的職員を配置し、きめ細やかな相談支援を行うことができるよう体制の強化を図ります。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
見守りネットワーク実施箇所数	102箇所	114箇所	123箇所
各種ボランティアの養成講座の参加者数	132人	145人	145人
ボランティア登録者数 (社協スマイルボランティア)	1,643人	2,000人	2,200人

## ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

### 【地域生活支援事業における目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成講座の参加者数	15人	15人	15人

## (4) 福祉教育等の推進

小・中・高等学校においては、今後も、人権・福祉学習、交流活動や体験学習、ボランティア活動等の充実を図り、子どものころから障がいに対する正しい理解と認識を深めていくための教育を促進していきます。

### 【施策】

#### ① 福祉活動の充実

障がいのある人への差別や偏見をなくすために、小・中学生と障がい者福祉施設等との交流や学校の授業の中で視覚または聴覚等に障がいのある人を講師として招き、障がいのある人と接する授業の機会を設ける等、総合的な学習の時間や道徳・特別活動等を通じて、福祉活動の充実を図ります。

#### ② 福祉教育実践校事業の推進

社会福祉協議会と連携して、小・中・高等学校において福祉教育を実践し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、幅広く福祉教育・学習の機会を提供し、社会連帯の精神を養い、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への福祉意識の高揚を図ります。

#### ③ ふれあい体験事業の推進

社会福祉協議会と連携して、小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、それぞれの年代に合った、地域や人との関わりを持った講座を開催し、地域福祉教育を推進します。

#### ④ 家庭における福祉教育の推進

障がいのある人への理解と共感の気持ちを養うために、学校と連携して、家庭における福祉教育を推進します。

#### ⑤ ボランティア体験学習の充実

社会福祉協議会と連携して、障がいのある人とのふれあいを大切にしたボランティア活動等の体験学習により、個性や多様性を認め合う福祉教育を推進します。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
ボランティア体験学習への参加者数	40人	50人	60人

## (5) 交流機会の拡大

障がいのある人が地域での生活を充実していくために、地域住民とのさまざまな交流の場づくりに努めます。

### 【施策】

#### ①小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進

障がいのある児童や生徒に対する正しい理解と認識を深めるため、地域の小・中・高等学校の児童・生徒と特別支援学校との交流促進に努めます。

#### ②施設行事・地域行事における相互交流の支援

地域住民の福祉施設行事への参加や、施設入所している人の地域行事への参加による相互交流を通じて、施設や障がいのある人への理解を深めるよう努めます。

#### ③交流機会の充実

「社会福祉大会」、「ふれあい広場」、「ふれあい夢市場」等の開催・運営にあたり、障がいのある人とない人による共同のプログラムづくり等内容の充実に努めます。

#### ④社会福祉大会の開催

社会福祉協議会が開催する「社会福祉大会」において、社会福祉の貢献者に対し、その功績をたたえ、社会福祉活動への意欲の高揚に努めます。

#### ⑤やさしい心啓発事業の実施

社会福祉協議会と連携して、児童が福祉ボランティア体験を通じて作成した作品を募集する「やさしい心啓発事業」を実施し、「社会福祉大会」で優秀作品を表彰するなど福祉意識の向上に努めます。

## (6) 障がい福祉の周知の推進

障がい福祉に関する制度や相談窓口などの情報について、必要な人に情報が届くように、広報ふくろいや市のホームページなどを活用し、情報提供の充実を図ります。

### 【施策】

#### ① 障がい福祉の周知活動の実施

障がい福祉の制度について、障がいのある人やその保護者、支援者に対して、講話や研修を行うなどの周知活動を行うとともに、広報ふくろいや市のホームページ、障がい福祉のしおりなどを活用し、周知していきます。

#### ② 相談窓口の明確化

障がいのある人が、地域で自らの意思により自立した生活を送るために相談支援は非常に重要です。障害福祉サービスの利用調整や家族支援など相談内容は多種多様であるため、市や福祉事業所等の相談機関の役割を整理体系化し、相談窓口の明確化を図ります。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
障がい福祉の制度に関する講話の 実施回数	2回	3回	5回
相談機関の役割を整理体系化し、 相談窓口の明確化を図る	未実施	実施	実施

## || 基本目標2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

### （1）総合的な生活支援体制の構築（施設整備・総合相談体制の充実）

障がいのある人とその家族が安心して生活を送るために、障がいのある人が、自分の住み慣れた地域で自立能力を高め、その地域の中で生活できるよう、施設整備や在宅サービスの充実など適切な福祉サービスを提供していきます。

#### 【施策】

##### ①身体障がいのある人のための障がい者支援施設の整備促進

重度障がい者（児）通所施設の整備については、他の障がいの通所施設の利用や近隣市町、社会福祉法人との連携による支援を検討するとともに、短期入所施設については、介護サービス事業所等との相互利用について協議します。

##### ②知的障がいのある人のための障がい者支援施設の整備促進

日常生活における規則正しい習慣を身につけ、社会生活への適応性を高め、自立した生活を営むことができるよう、生活指導や作業指導を行う日中活動の場の確保に努めます。

##### ③精神障がいのある人のための障がい者支援施設の整備促進

地域活動支援センター等を活用し、精神障がいのある人が地域や社会生活への適応性を高め、個々の状態に応じた社会復帰を支援します。

また、就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援し、精神障がいのある人個々の能力に応じた職業的訓練の場を提供して地域や社会生活への適応を促します。

##### ④障がい者就労施設への支援

障がいのある人の就労支援、日常生活の相談や地域との交流活動を行う障がい者就労施設の運営を支援し、障がいのある人の自立と社会参加を促します。

##### ⑤相談支援体制の整備

地域生活支援事業の円滑な推進を図るとともに、障がいのある人やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行う体制を整備し、障がいのある人の自立した日常生活を支援します。

また、病院からの退院や福祉施設から退所した障がいのある人が、地域での生活に円滑に移行できるよう総合的に支援します。

## ⑥訪問相談の充実

在宅で生活する障がいのある人の不安を解消するため、保健師等による定期的な訪問活動を充実し、健康相談、日常生活への指導を推進します。

## ⑦相談員等の資質の向上

障がいのある人に身近できめ細やかな相談指導を行うため、地域に密着した相談支援体制を充実します。このため、身体・知的障害者相談員、民生委員児童委員等に対して、福祉サービスの具体的な内容や利用方法等に関する研修を行うとともに、必要な情報を提供し、相談員等の資質の向上に努めます。

## ⑧地域自立支援協議会での定期的な協議

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、ハローワーク及び保健、医療、福祉、教育等の団体代表者で構成する中東遠地域自立支援協議会で、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて定期的に協議します。また、必要に応じて市内の関係団体と協議します。

## ⑨運賃等助成・割引制度の利用促進

障がいのある人の社会参加や通院、外出に対する支援制度であるタクシー料金の助成、身体障害者自動車改造費の助成、旅客鉄道運賃・有料道路通行料金・バス運賃等の割引制度について案内したしおりを作成し、身体障害者手帳取得者等へ配布することで制度の周知と利用促進に努めます。

## ⑩相談支援専門員体制の確立

障がいのある人の地域における自立を支えるため、相談支援業務の中核的な役割を果たすよう相談支援専門員の専門性を高めるとともに、必要な人員の確保を図ることにより、相談支援専門員体制の確立を目指します。

## ⑪介護保険サービス事業者の参入促進

精神障がいや重度障がいのある人に対する障害福祉サービスの実施事業所は少ないため、介護保険サービスの提供事業者が行う居宅介護サービスなどの障がい福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

## ⑫地域生活支援拠点等の整備

高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。

また、国は、障がいのある人に対し、相談、緊急時の受入・対応等の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、市内又は圏域に1つの拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討するよう求めています。

本市では、令和5年度に中遠地域自立支援協議会において設置に向けた検討をおこなったことから、令和8年度に地域生活支援拠点の整備ができるように、一層、検討を進めます。

## ⑬高齢化に伴った支援体制の整備

障がい者の高齢化に対応するため、相談から支援まで切れ目のない伴走支援ができるように障害者支援事業所、介護事業所、地域包括支援センター等で情報共有や支援方法等を協議する場を設け、地域で安心して暮らすことのできる支援体制を整備していきます。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
市内の相談支援事業所数	7力所	8力所	8力所
介護保険サービス事業者の障害福祉 サービス事業への登録件数	2件	2件	3件
地域生活支援拠点の整備 または 地域生活支援拠点の機能確保	未整備	整備	整備

## ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

### 【障がい福祉の支援体制における目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1人	1人	1人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	2人	2人	2人
地域生活拠点の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の検討回数	2回	2回	2回
相談支援事業者への指導・助言回数	2回	2回	2回
人材育成のための支援の回数	1回	1回	1回
相談支援機関との連携強化の取り組みの実施	12回	12回	12回

### 【地域生活支援事業における目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	3力所	4力所	4力所
指定特定相談支援事業	7力所	7力所	7力所
地域自立支援協議会	実施	実施	実施
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
移動支援事業（外出介護事業）	1,200時間	1,200時間	1,200時間
地域活動支援センター事業（基礎的）	50人	55人	60人
地域活動支援センター事業（機能強化）	1力所	1力所	1力所

### 【障害福祉サービスにおける計画値（訪問系）】

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用者数	65人	67人	69人
	利用量	12時間	12時間	12時間
	サービス量	1,210時間分	998時間分	1,028時間分

### 【障害福祉サービスにおける計画値（日中活動系）】

項目		区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	通所	利用者数	112人	114人	116人
		利用量	20日	20日	20日
	入所	利用者数	68人	66人	63人
		利用量	20日	20日	20日
	合計	サービス量	3,600人日分	3,600人日分	3,600人日分
	自立訓練 (機能訓練)		利用者数	1人	1人
		利用量	8日	8日	8日
		サービス量	8人日分	8人日分	8人日分
自立訓練 (生活訓練)		利用者数	10人	11人	12人
		利用量	16日	16日	16日
		サービス量	160人日分	176人日分	192人日分
短期入所	福祉型	利用者数	25人	25人	25人
		利用量	10日	10日	10日
	医療型	利用者数	2人	2人	2人
		利用量	4日	4日	4日
	合計	サービス量	262人日分	262人日分	262人日分

### 【障害福祉サービスにおける計画値（計画相談）】

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	利用者数	535人	540人	545人
地域相談支援 (サービス利用計画作成)	利用者数	2人	2人	2人

## (2) 発達障害のある人への支援

大人の発達障害のある人が多く存在していることから、自立した社会生活がおくることができるように、成人期の人への障がいの早期発見と相談支援、関係機関との連携等を支援していきます。

### 【施策】

#### ①相談支援体制の充実

発達障害のある人とその家族が抱えている悩みや不安について、身近なところで相談への対応、助言・指導、情報提供が行えるよう、市内の障害者相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。

また、国は、基幹相談支援センターを市内又は圏域で1カ所以上設置し、市内又は圏域において相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保するよう求めていることから、令和11年度までに基幹相談支援センターの設置ができるよう、本市では、中遠地域自立支援協議会袋井支部において相談業務の現状、課題、支援方法等の情報共有を図り、課題解決、支援体制の強化に取り組みます。

#### ②発達障害の正しい理解のための啓発

発達障害のある人が、地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、専門家を招いた講演会や研修会等を実施し、発達障害を正しく理解するための啓発活動を推進します。

#### ③強度行動障害のある人に対する支援

強度行動障害のある人に対し、安定して通える日中活動の提供やひとりで過ごせる活動の場の提供、移動手段の確保など、強度行動障害のある人が落ち着いて過ごすことのできる支援を行います。

また、強度行動障害のある人に対し、相談、緊急時の受入・対応等の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点を整備できるよう、中遠地域自立支援協議会において、検討していきます。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
基幹相談支援センターの整備	未整備	未整備	整備
発達障害等への正しい理解を啓発するための研修会等の実施回数	3回	3回	3回

### (3) 精神保健福祉施策の推進

精神障がいのある人の社会復帰や社会活動を支援し、精神的健康の保持・増進を図るなど、相談支援体制の整備をはじめ、精神保健を総合的に進めています。

#### 【施策】

##### ①精神障害者保健福祉手帳の啓発

精神障がいのある人が、社会復帰や社会参加のために、各種サービスを受けやすくする精神障害者保健福祉手帳の交付制度を啓発します。

##### ②精神障がい者就労施設等の運営支援

精神障がいのある人の就労支援を行う施設（精神障がい者就労施設）と日常生活の相談や地域との交流活動を行う施設（地域活動支援センター）の運営を支援するとともに、精神障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

##### ③精神保健に関する普及啓発活動の推進

市民に対して、精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発活動を推進します。

また、精神障がいのある人を見守り、専門相談機関による相談につなげるゲートキーパーの養成を実施し、自殺予防などの保健活動に努めます。

##### ④精神障がいのある人の自立支援

精神障がいのある人やその家族に対し、保健福祉に関する情報や交流の機会を提供し、障がいに対する理解や適切な対応ができるよう支援するとともに、社会復帰と自立を促進します。

また、相談支援事業所と連携して、精神障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援します。

国は、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市又は圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するよう求めており、中東遠圏域自立支援協議会の地域移行・地域定着部会を協議の場として位置づけてまいります。

##### ⑤在宅訪問指導の推進

保健所、医療機関との連携により、精神障がいのある人とその家族に対する在宅訪問指導を推進します。

## ⑥相談窓口の充実

保健師や精神保健福祉士等の専門職を配置し、精神障がいのある人やその家族にとって、相談しやすい体制づくりに努めます。

## ⑦ひきこもり対策の推進

「人と人との関係性」を再び取り戻すことができるよう、ひきこもり状態の方やそのご家族に対して、居場所「ほっといっぽ」や、ひきこもり家族等交流会「すきっぷ・いっぽ」等を通じて、包括的にひきこもり対策を推進していきます。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
保健所、医療機関等と連携した 在宅訪問回数	130回	160回	200回
ひきこもりに関する相談件数	5件	7件	9件

## (4) 難病施策の推進

難病の人の相談や情報提供、身体状況等に応じた適切なサービスの提供、生活の質の向上につながる支援をするとともに、難病に対する正しい理解を促進していきます。

### 【施策】

#### ①社会復帰に向けた支援

難病の人の社会復帰に向けて、福祉用具の支給などにより日常生活の改善を図り、社会生活に対応できるよう支援します。

#### ②在宅福祉サービスの推進

在宅で生活する難病の人の生活の質の向上を図るために、社会福祉法人などが行うホームヘルパーの派遣や短期入所（ショートステイ）事業を支援するとともに、日常生活用具の給付を行います。

また、在宅で介護している家族の負担を軽減するため、自宅に看護師を派遣する難病患者等介護家族リフレッシュ事業を行います。

#### ③在宅訪問指導の推進

保健所、医療機関との連携により、難病の人とその家族に対する在宅訪問指導を推進します。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
難病患者等介護家族リフレッシュ事業 の利用者数	1人	2人	3人

## 【基本目標3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）】

### （1）健康づくり支援体制の充実

生涯を通じた健康診査・健康相談等を充実することで、疾病及び障がいを早期発見・早期対応できる体制を整え、障がいの軽減や重症化予防を図るとともに、望ましい生活習慣の普及など広く市民の健康づくりを支援します。

#### 【施策】

##### ①がん検診等の検診の充実

がんの予防及び早期発見のため、検診を受診しやすい環境を整備していきます。

##### ②健康教育の推進

健康の維持・増進のために、障がいのある人が、コミュニティセンターや公会堂の身近な地域で、さまざまな機会を捉えて健康教育が受けられるように、生活習慣病を予防するための望ましい生活習慣の定着、健康増進に関する正しい知識の普及、啓発を図ります。

##### ③健康相談の充実

心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な指導及び助言を行い、健康相談の充実を図ります。また、相談者の状況にきめ細やかに対応できるよう、電話や面談による健康相談及び保健師、栄養士が自宅やコミュニティセンター等に出向いて行う相談など、さまざまな方法で相談窓口を充実するとともに、広く周知し、利用者の拡大に努めます。

## (2) 適切な治療が受けられる環境づくり

障がいのある人が自立した生活を送り、必要なときに適切な治療が受けられるよう、経済的負担を軽減するなどの医療支援を図っていきます。

### 【施策】

#### ①自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）費の給付

身体障がいのある人の経済的負担を軽減するため、関節を人工関節に置き換える手術や狭心症の心臓手術、人工透析、口唇口蓋裂、精神疾患の治療等に必要な自立支援医療費を給付します。

#### ②重度障がい者（児）医療費の助成

重度障がいのある人の経済的負担を軽減するため、その治療や療養を続けることができるよう、医療費の一部を助成します。

#### ③精神障害者入院医療費の助成

精神障がいのある人の経済的負担を軽減し、適正な医療を受けられるよう、自立支援医療費の対象にならない精神科病院の入院医療費の一部を助成します。

### ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

#### 【障害福祉サービスにおける計画値（月当たり）】

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	サービス量	9人分	9人分	9人分

## || 基本目標4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

### （1）障がいのある人の就労に対する理解促進

障がいのある人の雇用を拡大していくため、事業主や従業員への障がいのある人にに対する理解の促進を図っていきます。

#### 【施策】

##### ①企業に対する障害者雇用の理解の促進

広報ふくろいや市のホームページ等を活用するとともに、巡回訪問等の機会を利用し、企業に企業実習等を依頼するなど障害者雇用について理解の促進に努めます。  
また、毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、雇用促進活動を行います。

##### ②障がい特性や就労環境の理解促進

障がいのある人が働きやすい環境の整備を促進するため、市内事業所に対し、障がい特性や就労環境の理解を促進していくための支援をしていきます。

#### 【参考】国が示す障害者雇用率の推移

項目	令和5年度	令和6年度	令和8年度
民間企業における障害者雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
地方公共団体における障害者雇用率	2.6%	2.8%	3.0%

## (2) 多様な雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用機会を拡大していくため、ハローワークや障害者就労支援事業所等と連携して就労に関する情報提供、相談・支援を充実します。

また、民間事業所に対する雇用の促進とともに障がいのある人が職場に定着ができるための支援と職場環境の整備、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援していきます。

### 【施策】

#### ①雇用・就労の推進

ハローワークや障害者就労支援事業所等と連携し、障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めるとともに、重度障がいのある人の雇用促進については、在宅就労、短時間勤務等さまざまな勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。

#### ②市への雇用機会の拡充

働く意欲や能力がある障がいのある人の就労の機会を拡大するため、採用区分に障がい者枠を設けて、市職員の雇用機会を拡充します。

#### ③障害者就業・生活支援センターの活用

静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）及び中東遠ワークセンター（ワークラック）と連携し、在宅で障がいのある人の就業及び生活に関する指導や助言、職業準備訓練等職業生活における自立を支援します。

また、障がいのある人の就労促進を図るため、静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）が、市内事業所等に就労相談や就労情報を提供します。

#### ④精神障がいのある人の雇用促進

精神障がいのある人と雇用しようとする事業主または雇用している事業主に対して、主治医との連携のもとで、静岡障害者職業センターによる雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援（精神障害者総合雇用支援）制度について、周知、啓発をします。

#### ⑤就労体験機会の拡大

静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）、商工会議所や商工会等と連携を図り、市内事業所等に対して障がいのある人の雇用に関する各種支援制度の情報提供を行い、障がいのある人の就労体験機会の拡大を支援します。

## ⑥就労移行支援の利用推進

障害者雇用につなげるため、障がいのある人の就労訓練の場として、就労移行支援の利用を促進します。

## ⑦障がい者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進

障がい者就労施設の代表者等による連絡会を開催して、市の業務委託や物品の調達について意見交換するとともに、共同受注窓口や製品カタログの周知などの支援を行うことで障がい者就労施設等からの調達を推進し、受注の拡大を図ります。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
市職員の障害者雇用率	2.62%	2.8%	3.0%
障害者就労施設等からの 物品や役務の調達額	3,134千円	4,600千円	4,600千円

## ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

### ア 福祉施設から一般就労への移行

#### 【目標値の設定】

令和8年度の年間一般就労移行者数6人は、国の指針に合わせ、令和3年度実績の1.28倍以上に求められておりますが、2倍に設定しました。

#### 【福祉施設から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
基準年度 一般就労者数	3人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和8年度の年間 一般就労者数	6人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数

### イ 就労移行支援事業所から一般就労への移行

#### 【目標値の設定】

令和8年度の年間一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業所から一般就労者数2人は、国の指針に合わせ、令和3年度実績の1.31倍以上に設定しました。

#### 【就労移行支援事業所から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
基準年度 就労移行支援事業所から の一般就労者数	1人	令和3年度において就労移行支援事業所から一般就労した人の数
【目標値】 令和8年度の 一般就労者数	2人	令和8年度末時点の一般就労者数を見込む

## ウ 就労継続支援A型事業所から一般就労への移行

### 【目標値の設定】

国の指標では、令和3年度実績の1.29倍以上が就労継続支援A型事業所から一般就労となるよう求めております。

就労継続支援A型事業所から一般就労者数2人は、国の指針に合わせ、令和3年度実績の1.29倍以上に設定しました。

### 【就労継続支援A型事業所から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
基準年度 就労継続支援A型事業所 からの一般就労者数	1人	令和3年度において就労継続支援A型事業所から一般就労した人の数
【目標値】 令和8年度の 一般就労者数	2人	令和8年度末時点の一般就労者数を見込む

## エ 就労継続支援B型事業所から一般就労への移行

### 【目標値の設定】

令和5年度の年間一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業所からの一般就労者数2人は、国の指針に合わせ、令和3年度実績の1.28倍以上に設定しました。

### 【就労継続支援B型事業所から一般就労への移行】

項目	数値	考え方
基準年度 就労継続支援B型事業所 からの一般就労者数	1人	令和3年度において就労継続支援B型事業所から一般就労した人の数
【目標値】 令和8年度の 一般就労者数	2人	令和8年度末時点の一般就労者数を見込む

### (3) 就労定着支援

静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）や事業所と連携を図り、障がいのある人が、長期に就労できるよう支援をしていきます。

#### 【施策】

##### ①ジョブコーチの活用推進

障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を働きかけるとともに、静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）と連携し推進します。

##### ②就労定着への支援

就労することにより生じる生活面の課題について、事業所や家族との連絡調整などにより就労定着を支援します。

##### ③就労継続支援の利用促進

一般就労が困難な障がいのある人に対し、知識や能力に応じた福祉的就労活動の場を提供します。

また、生産活動などを通して安定した生活が送れるよう支援します。

#### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	100%	100%	100%

## ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

### 【目標値の設定】

国の指針では、令和3年度実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用することをもとめており、国の指針に合わせて令和8年度における目標値を設定しました。

### 【就労定着支援事業利用者数】

項目	数値	考え方
基準年度 令和3年度における就労定着支援利用実績	3人	令和3年度において就労定着支援を利用した人数
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業利用者数	6人	令和8年度末時点の就労定着支援事業利用者数を見込む

### 【就労定着率について】

項目	数値	考え方
就労定着支援事業者数	2箇所	令和4年3月末の事業者数
【目標値】 就労定着率8割以上の事業者数	2箇所	令和8年度末時点における事業者数を見込む

### 【基盤整備に関する目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型事業所の整備数 (定員数)	0件 (0人)	1件 (20人)	0件 (0人)

### 【障害福祉サービスにおける計画値（月当たり）】

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数	18人	21人	24人
	利用量	15日	15日	15日
	サービス量	270人日分	315人日分	360人日分
就労継続支援 (A型=雇用型)	利用者数	44人	46人	48人
	利用量	20日	20日	20日
	サービス量	880人日分	920人日分	960人日分
就労継続支援 (B型=非雇用型)	利用者数	250人	257人	265人
	利用量	17日	17日	17日
	サービス量	4,250人日分	4,369人日分	4,505人日分
就労定着支援	利用者数	4人	5人	6人

## || 基本目標5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）

### （1）早期発見体制の推進

障がいのある人やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、早期発見と早期療育が重要となります。家庭等の各場面において早期発見につながる体制を構築し、推進していきます。

#### 【施策】

##### ①母子保健事業の推進

母子保健事業の推進により、出産前から育児不安を抱えるなどの要支援家庭を早期に発見し、心身の不安や育児負担の軽減を図るため、家庭の状況に応じて育児支援サービスにつなげます。

##### ②早期発見対策（家庭・保育・就学現場での発見）

乳幼児期の発達の遅れなどに関する支援の充実と障がいの早期発見、早期支援につなげていきます。

##### ③療育・発達支援についての周知

発達に障がい、もしくは遅れや偏りのある児童やその家族に対し、市や関係機関等で実施している療育・発達支援や事業の周知を図ります。

#### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
各種健康相談の相談者数 (乳幼児、子ども健康、心理、栄養など)	5,374人	5,300人	5,300人
乳幼児健診の受診率	99.3%	100%	100%
早期療育相談の相談件数 (子ども支援室「ぬっく」、はぐくみ)	3,631件	4,980件	4,980件

## (2) 相談支援の充実

---

障がいのある人の暮らしを豊かにしていくためには、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。

そのため、相談支援体制の充実や、相談機関等との連携強化などに取り組んでいきます。

### 【施策】

#### ①母子保健事業からの療育相談の充実

母子保健事業を通じ、療育に関する相談を受ける体制を整備していくとともに、市内の相談窓口の周知を図ります。

#### ②保育・教育現場からの相談体制の充実

保育・教育現場において、悩みや不安を相談できる体制を整備していくとともに、保育・教育現場からの相談を関係機関につなぐことのできる体制を構築してきます。

#### ③家庭からの療育相談支援の充実

障がいのある子どもの家族から、療育に関する相談がしやすい体制を整えていくとともに、その相談を関係機関につなぐことのできる体制を構築していきます。

### (3) 発達・療育支援環境の充実

障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで一貫して支援をし続ける療育・保育・教育が提供できる環境の整備や支援体制を構築し、発達・療育支援の環境を充実していきます。

#### 【施策】

##### ①児童発達支援センターを拠点とした支援体制の充実

国は、児童発達支援センターを市内又は圏域で1カ所以上設置することを求めていることから、市内の設置を目指していきます。設置後は、総合的な療育支援の窓口、地域生活の支援、機関連携の要としての役割を担うとともに、公設の子ども早期療育支援センター「はぐくみ」や民間の児童発達支援事業所、さらには保育園、幼稚園、認定こども園との連携により、地域における早期療育支援体制の充実に努めます。

また、学齢期以降も引き続き放課後等デイサービス事業所及び小・中・高等学校と連携することにより、切れ目のない支援を行います。

##### ②質の高い療育支援の提供

児童発達支援センターに療育支援専門職として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等を配置し、相談支援専門職として社会福祉士、精神保健福祉士等を配置するとともに、精神科及び小児科等医療機関と連携することで質の高い療育支援の提供を目指します。

##### ③幼稚園や認定こども園の障がい児対応保育士・支援員の配置

幼稚園や認定こども園において、障がいの程度に応じた適切な指導ができる保育士・支援員を配置し、障がいのある乳幼児の療育を支援します。

##### ④障がいのある児童・生徒の放課後等の療育支援の実施

学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のため、学齢期の障がい児の放課後活動の充実や療育支援を実施していきます。

##### ⑤子ども支援室「ぬっく」による教育支援

子ども支援室「ぬっく」において、0歳から18歳までの子どもとその保護者・家族の方の子育てに関する相談支援とともに、教育支援を充実していきます。

## ⑥多様な教育の場の提供

障がいのある児童・生徒に対して、特別支援学級やことばの教室、通級指導教室等、一人ひとりの発達段階や保護者のニーズに応じた個別の教育支援計画を作成し、多様な教育の場の提供し、合理的配慮をおこなうとともに、教員に対して言語学習や学習障害に関する研修に参加し、支援体制を充実します。

また医療的ケア児についても、常時看護師を配置するとともに、医療的ケア児支援運営協議会を開催し、適切な支援を行っていきます。

## ⑦特別支援教育の推進

教育の充実に向けて、特別支援学校と連携を行うための覚書を袋井特別支援学校と交わし、特別支援教育コーディネーター研修会や支援方法の相談を行います。また、保育園・こども園・幼稚園、小・中学校の特別支援学級などの支援関係者の障がいに対する理解の促進など、障がいに関するスキルアップの支援を行い、教育の場で活用できるようにしていきます。

## ⑧小・中学校への特別支援学級等支援員の配置

小・中学校において、障がいの程度に応じた適切な指導ができるよう、特別支援学級等支援員を配置します。

## ⑨重症心身障がい児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援

重症心身障がい児(者)・医療的ケア児(者)とその保護者が、適切な支援を受けられるよう支援をしていきます。

また国は、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内又は圏域に1カ所以上確保するよう求めています。

くわえて、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を市又は圏域で設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するよう求めています。

本市では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所が確保されています。また中東遠圏域自立支援協議会の重心部会において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置していることから、コーディネーターの配置についても、同協議会において検討してまいります。

## ⑩障がいのある児童と障がいのない児童がともに学び成長する機会の推進

障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ共生教育の理念を踏まえ、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行うとともに、教育、医療、福祉の連携を図った支援体制を構築していきます。

また「サポートノート」の作成を推進し、教育の場における情報共有を図ります。

## ⑪障がいのある子どもの家族に対する支援

障がいのある子どもの家族が、子どもの特性や対応方法等の理解を深めることで子育てのストレスが軽減できるように、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の支援方法などを周知していきます。

また、これらの支援方法を習得するための研修や講習会などを関係機関と連携し、開催してまいります。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
子ども支援室「ぬっく」による訪問件数 (幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校)	137件 1,046人	140件 1,100人	140件 1,100人
特別支援教育コーディネーターの配置人数	各校複数以上配置 54人	各校複数以上配置 54人	各校複数以上配置 54人

## ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

### 【障がい福祉に関する目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

★ペアレントトレーニングとは

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること

★ペアレントプログラムとは

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

★ペアレントメンターとは

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親

★ピアサポートとは

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み

【基盤整備に関する目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援事業所の整備数 (定員数)	1件 (20人)	1件 (30人)	0件 (0人)
放課後等デイサービス事業所の整備数 (定員数)	0件 (0人)	1件 (15人)	0件 (0人)
保育所等訪問支援事業所の整備数 (定員数)	1件 (5人)	1件 (5人)	0件 (0人)
障害児相談支援の整備数	0件	0件	1件

【障害児福祉サービスにおける目標値（月当たり、相談支援のみ年当たり）】

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	140人	145人	150人
	利用量	6日	6日	6日
	サービス量	840人日分	870人日分	900人日分
医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
	サービス量	0人日分	0人日分	0人日分
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
	サービス量	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等 デイサービス	利用者数	250人	265人	280人
	利用量	13日	13日	13日
	サービス量	3,250人日分	3,445人日分	3,640人日分
保育所等訪問支援	利用者数	15人	18人	20人
障害児相談支援	利用者数	390人	410人	430人

## (4) ライフステージがつながる連携の促進

発達障害や医療的ケアを必要とする方への、ライフステージに応じた切れ目のない支援として、行政・関係機関・地域が連携して対応できる環境を整備していきます。

### 【施策】

#### ①療育支援ネットワーク連絡会の開催

適切な療育や発達支援、家族支援を行うため、保健、医療、福祉、教育等の関係者で構成する療育支援ネットワーク連絡会を開催し、障がいのある乳幼児、児童・生徒に対する個別ケースの支援策や関係者の連携体制等について協議します。

また子どもの発達に関する支援について、保健、医療、福祉、教育等の支援者が意見交換を行うことで、相互の機関の役割を明確化し、早期からの支援を連携して行うことができる体制を構築します。

#### ②関係機関と連携強化

特別支援学校、保育園・こども園・幼稚園、小・中学校、障害福祉事業所等の関係機関と連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。また、教育機関と障害福祉事業所との連携を図るために、相互の活動内容を共有する機会を創出し、支援者の子どもに対する理解を深めていきます。

#### ③相談支援の体制等の充実

障がいのある乳幼児、児童・生徒の教育相談に適切に対応するため、療育関係機関や特別支援学校、保育園・こども園・幼稚園、小・中学校等の関係者からなる保健、医療、福祉、教育の連携した相談体制の充実に努めます。

#### ④多領域・多職種によるライフステージを通した支援体制の構築

障がいのある子どもの進路相談や教育相談等を適切に対応するため、Q-SACCSを用い、療育機関や教育機関、医療機関などにおいて、連携した支援体制の構築を図ります。

## 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
療育支援ネットワーク連絡会の開催回数	4回	4回	4回

### ★Q-SACCSとは

「発達障害の地域支援システムの簡易構造評価 (Quick Structural Assessment of Community Care System for neurodevelopmental disorders:Q-SACCS)」のこと。

Q-SACCS を用いることによって、市内の支援体制を見るようにし、現状の強みや課題が明らかになります。また、市内で展開されている多領域、多職種の支援がどのような役割を果たしているのか時間軸と空間軸で点検することができます。点検を行うことで、各事業における【つなぎ・連携】を見える化し、子どもの支援体制を一層幅広く検討することができます。

## || 基本目標6 地域での参加を促す環境づくり（生涯学習・コミュニケーション）

### （1）生涯学習の推進

障がいのある人が文化・芸術のサークル活動に参加し、趣味、生きがい等をみつけることができるよう、障がいの有無を問わず幅広い文化・芸術活動に参加できる機会を拡充していきます。

#### 【施策】

##### ①文化・芸術サークル等の支援

障がいのある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障がいのある人が参加する文化・芸術サークル等を支援します。

また、こうした活動を通して障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進します。

##### ②文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくり

障がいのある人の学習成果の発表の場として、障がい者団体等に呼びかけ、公共施設での展示やコミュニティセンターまつり等への参加を促進します。

##### ③読書環境と利用支援の充実

市立図書館や学校図書館等が連携し、視覚障がいのある人などが利用しやすい（以下、「アクセシブル」）電子書籍や大活字本等の充実を図ります。あわせて、アクセシブルに館内を整備するとともに、司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上のための研修等を実施するほか、点訳者や音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成に努めます。

また、市立図書館においては、デイジー図書やマルチメディアデイジー図書の利用について、国立国会図書館やサピエン図書館のサービスの周知や利用促進を図ります。学校図書館においては、司書教諭・学校司書を配置するとともに、教員間の連携を行い、障がいがある児童生徒に対する図書館利用の促進を図ります。

#### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
アクセシブルな書籍等の所蔵点数	2,456点	4,000点	4,500点
バリアフリー読書支援サービス理解 のための研修	180人	200人	220人

★音声デイジーグラフ・マルチメディアデイジーグラフとは

デイジー（DAISY）とは「Digital Accessible Information System」の略。デジタル録音図書の国際標準規格。音声デイジーグラフは図書や雑誌の内容を録音して音声にした録音図書。マルチメディアデイジーグラフは、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書。

★サピエント図書館とは

視覚障がい者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、点字、音声データで様々な情報提供するネットワーク。

## （2）生涯スポーツ活動の推進

障がいのある人のスポーツやレクリエーション活動への参加は、健康増進だけでなく、生きがいづくりや社会参加の促進など、生活の質の向上につながり、人間関係を深めるよい機会になります。

障がいのある人がスポーツに参加することのできる機会を拡充していくとともに、障がいの種類や程度に応じた適切なスポーツを指導できる指導者の確保、周辺環境の整備を進めていきます。

### 【施策】

#### ①パラスポーツの推進

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムと連携し、障がいのある人もない人もパラスポーツに親しみ多様性を認め合う機会を図るとともに、日常的にスポーツを楽しむことにより、心身機能の維持と向上を図ります。

#### ②障がい者スポーツ教室の開催

静岡県障害者スポーツ協会や袋井市スポーツ推進委員等と連携し、障がい者スポーツ教室を開催して、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。

#### ③障がい者スポーツ大会等への参加促進

静岡県障害者スポーツ大会等の開催を広くPRし、積極的な参加を呼びかけることで、障がいのある人の社会参加と健康の維持・向上を推進します。

#### ④スポーツ施設利用料の減免

障がいのある人が気軽にスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設利用料の減免を行うとともに、減免制度の周知に努めます。

## ⑤スポーツ指導員の育成

障がい者スポーツの普及・振興のため、県が実施している障害者スポーツ指導員養成講座等の受講を広く市民に呼び掛ける等、指導員の育成に努めます。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
袋井市障がい者スポーツ教室の参加者数	11人	40人	40人
静岡県障害者スポーツ大会 (わかふじスポーツ大会)への参加者数	27人	60人	60人

#### ★パラスポーツとは

障がいのある人が行うスポーツのこと。

#### ★ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムとは

いきいきと健康で暮らせる多様性のある共生社会の実現を目指すために、障がい者団体や企業、医療機関、自治体など官民が連携し、静岡県のパラスポーツを推進する組織。

## （3）情報コミュニケーション支援の充実

障害福祉制度の大幅な変更、障がいの多様化、障がいのある人や家族の高齢化など、障がいのある人が地域で生活するうえで直面するさまざまな問題に対して、的確にニーズを把握し、問題を解決するための適切な情報を提供していきます。

### 【施策】

#### ①視覚障がいのある人に対する情報提供の拡大

視覚障がいのある人に対する情報提供を確保するため、広報ふくろい等広報紙の音訳データや点字図書給付事業の利用の促進を図ります。

また、市立図書館や学校図書館において、電子書籍等の整備を行うとともに、利用促進を図ります。

#### ②聴覚障がいのある人に対する情報提供の拡大

聴覚障がいのある人に対する情報提供のため、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣とともに、講演会等における手話通訳者や要約筆記者の有無について、パンフレットやチラシに掲載します。

### ③手話通訳者の充実

市役所に来庁される聴覚障がいのある人の窓口対応や手話通訳者派遣の調整を目的として、手話通訳者を配置します。

また、手話のできる市職員を養成し、福祉関係窓口を中心に配置できるよう努めます。

### ④情報支援機器やソフトウェア等の整備

視覚障がいのある人に、点字や音声による情報支援機器の整備を推進します。

また、聴覚障がいのある人には、手話による情報支援のみならず、音声認識を利用した文字の表示装置などの情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。

#### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
手話通訳者や要約筆記者の派遣回数	169回	250回	250回

### ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

#### 【地域生活支援事業における目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者や要約筆記者の派遣事業 (実人数)	22人	23人	24人

## || 基本目標7 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境・防災）

### (1) 生活環境の整備

すべての人にやさしいまちを目指し、建物、公園、公共交通機関、道路等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を促進していきます。

#### 【施策】

##### ①公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設を目指し、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。

また、バリアフリー法（令和3年4月1日改正施行）に基づき、小・中学校におけるバリアフリー化の推進を行うとともに児童・生徒の理解促進を図ります。

##### ②公共交通機関のバリアフリー化の推進

自主運行バス（「フーちゃん号」、「メローバス」）を障がいのある人を含めたすべての人にとって、利用しやすいものにするため、車両の低床化や車両への補助ステップ等の設置により、自主運行バスの一層の利用促進を図ります。

また、市内の乗合バスにおいては、ノンステップバスの導入によるバリアフリー化を推進します。

さらに、市内のタクシー事業においては、福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）の導入を推進するとともに、福祉車両による移動支援の推進を図ります。

#### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
自主運行バスの低床化、補助ステップ等の設置車両数	4台	4台	4台

## (2) 住環境の整備

障がいのある人の自宅での生活を快適にし、介助者の負担を軽減するため、関係機関と連携しながら住宅改修の相談や助成制度について啓発を行い、利用促進を図ります。また、障がいのある人の住まいを充実化するためにグループホームの支援体制の整備を進めています。

### 【施策】

#### ①障がい者用住宅改造・改修費助成相談

障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、(社)静岡県建築士会西部ブロック中遠地区等と連携を図り、住宅改修に対する相談や助言を行うとともに、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。

#### ②グループホームの整備

市内若しくは近隣市町で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、グループホームの整備促進を働きかけるとともに、支援体制や利用促進を図ります。

#### ③施設への入所

施設入所者の決定は、入所待機者の中から、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の入所を優先します。

### 【目標値】

項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
障がい者用住宅改造・改修費助成件数	1件	2件	2件
グループホームの定員数 (設置数)	89人 (12カ所)	99人 (13カ所)	99人 (13カ所)

### ◎第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標値

#### 【基盤整備に関する目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
グループホームの整備数 (定員数)	0件 (0人)	0件 (0人)	1件 (10人)

## 【地域生活支援事業における目標値】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	10件	10件	10件
在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
情報・意思疎通支援用具	90件	90件	90件
排泄管理支援用具	1,650件	1,670件	1,690件
住宅改修費助成事業	3件	3件	3件
点字図書給付事業	5件	5件	5件

## 【障害福祉サービスにおける計画値（月当たり）】

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	44人	48人	52人
施設入所支援	利用者数	64人	63人	61人
自立生活援助	利用者数	1人	1人	1人

## 【施設への入所における目標値の設定】

- (ア) 入所者数（A）の数値について、令和5年3月末を基準日として、令和8度の目標値を設定することとされており、令和5年3月末の入所者数は、65人となっております。
- (イ) 削減の見込み（B - A）については、国の指針は令和5年3月末時点の入所者数5%削減であり、地域移行が見込まれるものや通過施設を利用するものなどを見込み、国の方針に合わせ、4人減の61人と目標値を設定しました。
- (ウ) 地域生活移行数は、令和5年3月末に入所施設に入所しているもので地域移行が見込まれるもの2人と、新たに通過施設に入所するもの2人を移行者として見込み4人に設定しました。

項目	数値	考え方
入所者数（A）	65人	令和5年3月末の数
令和8年度 入所者数（B）	61人	令和8年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込（B - A）	△4人	差引増減見込数
【目標値】 地域生活移行数	4人	令和8年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）

◆ 施設入所待機者数 12人（令和5年3月31日現在）

### (3) 防災対策の強化

障がいのある人の特性に応じたきめ細やかな対応をするとともに、速やかに避難・援助ができるよう、日頃の防災訓練等を通して、要配慮者の現状を把握し、地域支援体制の強化を図っていきます。

#### 【施策】

##### ①地域との連携による災害時の支援体制の整備

障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、各地区の地域福祉推進組織と連携して要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」との連携を行い、日常の見守りや災害等緊急時の避難誘導体制の整備に努めます。

##### ②情報伝達体制の整備

障がいのある人が緊急時に通報できる「ネット119」や緊急時の情報伝達として「メローねっと」、「緊急速報メール（エリアメール）」の効果的な利用促進を図ります。

##### ③緊急通報システムの利用促進

安否確認や急病等の緊急時に対応するため、一人で生活する高齢者や障がいのある人等を対象に実施している緊急用通報装置を貸与するとともに、利用促進を図ります。

##### ④障がいのある人の防災訓練への参加促進

災害時に障がいのある人の安否確認や避難支援活動が円滑に行われるよう自主防災隊や民生委員児童委員と連携し、障がいのある人が防災訓練にヘルパー派遣の支援を受けて参加する機会をつくるなど、障がいのある人とない人が地域でともに支え合う防災組織の取組を支援します。

## ⑤福祉避難所の設置

障がいのある人は、それぞれの障がいの特性や状況などによって、災害時の避難所での生活に必要な機材や設備など特別な配慮が必要になるため、福祉避難所の設置が重要となります。

現在、市において福祉避難所は設置されておりませんが、災害時における要配慮者の避難場所として市内11福祉施設の各事業所と災害時応援協定施設として協定を締結しております。

課題として、支援者の確保、資機材の調達、運営方法、要配慮者受入施設の不足などがあることから、内閣府が策定した福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）を参考に、福祉避難所の機能を確立させつつ、福祉避難所の運営に必要な資機材等を整備し、増設に向けて取り組んでいきます。

## ⑥防災意識の高揚

障がいのある人の防災に関する知識の普及と災害時における自助・共助について意識向上を図るため、パンフレットの配布等により啓発に努めます。

## ⑦災害時避難行動要支援者計画の作成推進

民生委員児童委員や自主防災隊と連携し、災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の作成を推進するとともに、不同意者や未提出者が減少するよう相談支援事業所や地域包括支援センターとも連携を図り、制度の周知に努めます。

## ⑧施設における感染症対策の充実

施設内における感染症の拡大を防ぐための対策に関して、平常時から感染症の流行に備え、衛生物品等の備蓄など必要な準備について、普及啓発を行います。

## ⑨避難場所での要配慮者理解の促進

公会堂や指定避難所等で生活する障がいのある人とそのご家族への支援については、障がい特性等により特段の配慮が必要であることから、障がいのある人が、安心して避難することができるよう、障がいのある人への理解を促進します。

【目標値】

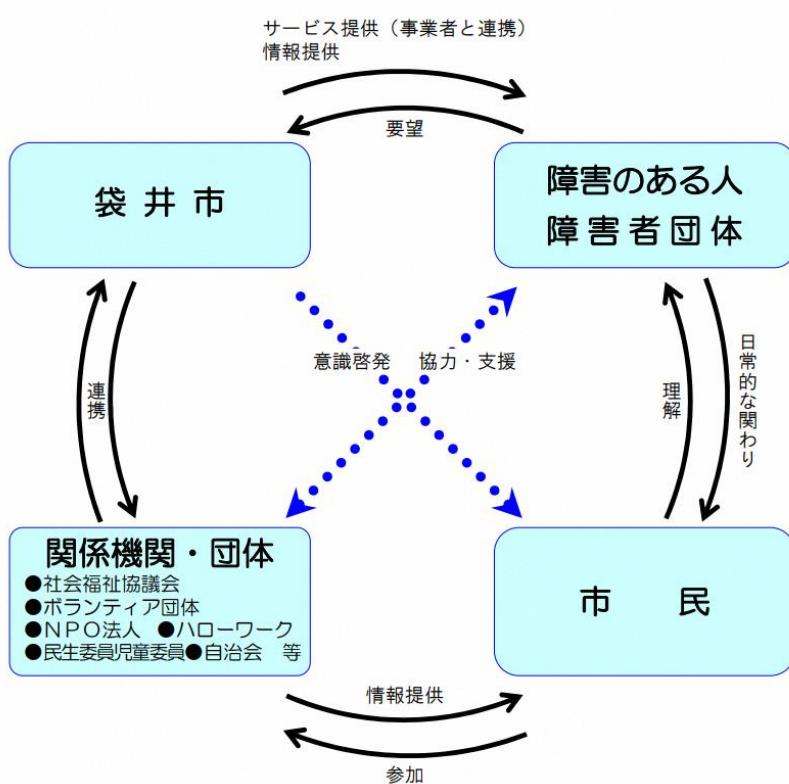
項目	現状値 令和5年度	中間年度 令和8年度	最終年度 令和11年度
ネット119の登録件数	11件	25件	30件
緊急通報システム機器貸与件数	6 件	10件	10件
要配慮者が必要に応じて避難できる 避難場所の確保 (災害時支援協定、福祉避難所の指定)	協定11力所 指定0 力所	協定13力所 指定 1 力所	協定13力所 指定 1 力所
災害時避難行動要支援者計画の 同意率	71.7%	82.5%	83.0%



# 計画の推進体制

## 1 計画を推進するための各々の役割

本計画が効果的・効率的に推進されるよう体制を整備し、袋井市、関係機関・団体、障がいのある人や障害者団体、市民が相互に役割を分担し、連携・協力して計画的に施策を推進していきます。



## || 2 計画の進行管理と評価

本計画は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境等のさまざまな分野にわたっています。

計画を全庁的に推進するため、しあわせ推進課が中心となって、関係各課、関係機関・団体、障がいのある人等と連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。また、必要に応じて連絡会議等を開催し連携を図ります。

### (1) 計画の進行管理

「袋井市障害者計画推進協議会」を開催し、施策の実施状況及び進捗状況を確認するとともに、計画の進行管理を行います。

### (2) 計画の評価

計画の最終年度の施策目標を設定し、各年度の進捗状況等により計画の評価を行います。

# 資料



## 計画策定の経過

年月日等	会議名等	内容
令和5年4月19日～ 令和5年5月8日	袋井市第4次障がい者計画策定のためのアンケート調査	対象者： 市内在住の障がい者(児)1,500名
令和5年7月1日	サービス提供事業所等への アンケート調査	69 法人 (148 事業所)
令和5年8月24日	第1回障害者計画推進協議会	第4次障がい者計画等の策定 について
令和5年9月28日	第2回障害者計画推進協議会	第4次障がい者計画等の素案 について
令和5年10月20日	県ヒアリング	見込み値等の確認
令和5年10月25日	市議会民生文教委員会	計画(素案)の概要説明及び協議
令和5年11月6日	市議会全員協議会	計画(素案)の概要説明及び協議
令和5年12月14日	第3回障害者計画推進協議会	第4次障がい者計画等の案について
令和5年12月26日	中東遠圏域自立支援協議会 全体会	県圏域案の承認
令和5年12月27日 ～ 令和6年1月26日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のホームページ</li> <li>・しあわせ推進課</li> <li>・総合健康センター</li> <li>・市役所情報公開コーナー</li> <li>・浅羽支所市民口ビー</li> <li>・山名コミュニティセンター</li> </ul>
令和6年3月	市議会民生文教委員会	第4次障がい者計画等の最終案 の報告
令和6年3月	計画決定	—

# 袋井市障害者計画推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 袋井市は、障害者計画(以下「計画」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袋井市障害者計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 地域住民組織の代表者
  - (2) 福祉関係団体の代表者
  - (3) 保健・医療に関する者
  - (4) 教育に関する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部しあわせ推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第49号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第50号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第54号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## 袋井市障害者計画推進協議会委員名簿

	氏 名	役 職 等	選出区分
会長	村松 尚	袋井市社会福祉協議会会长	福祉関係団体
副会長	早川 俊之	袋井市手をつなぐ育成会会长	
委員	渡邊 豊	袋井市自治会連合会 (駅前自治会連合会長)	地域住民組織
委員	小澤 武司	袋井市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会(部会長)	
委員	萩原 章治郎		
委員	久野 哲夫	袋井市身体障害者福祉会会长	
委員	鈴木 昇七	袋井市身体障害者福祉会視覚障害者部	
委員	飯田 靖子	袋井市身体障害者福祉会聴覚障害者部	
委員	鈴木 なほこ	中遠地域精神保健福祉会丹誠会副会長	福祉関係団体
委員	大田 佳代	社会福祉法人ひつじ	
委員	鈴木 直子	社会福祉法人なごみかぜ	
委員	杉山 ふじ子	社会福祉法人明和会	
委員	伊藤 政孝	磐周医師会袋井支部 (青葉こどもクリニック)	保健・医療
委員	山田 英徳	日本作業療法士協会静岡県士会	
委員	鈴木 滋夫	袋井特別支援学校校長	教育
委員	大橋 美由紀	HOT合同会社 りんごの木	市長が必要と認める者
委員	小谷野 守弘	磐田公共職業安定所 所長	

## 市内障害福祉サービス等提供施設一覧

令和6年1月現在

サービス種別	施設・事業所名	所在地	施設数
訪問系サービス (居宅介護、同行援護等)	ニチイケアセンター袋井 袋井市社会福祉協議会 セントケア袋井 土屋訪問介護事業所 袋井センター	袋井市新屋 袋井市浅名 袋井市新屋 袋井市堀越	4
生活介護	袋井学園 あきは寮 あきは寮あゆみの家分場 風の森 風里 ケアハウスやくわり ディアコニア・ディサービス ワークスつばさ	袋井市広岡 袋井市横井 袋井市堀越 袋井市村松 袋井市高尾 袋井市大野 袋井市山崎 袋井市泉町	8
就労移行支援	はたらき 学び舎 あいまいもこ	袋井市久能 袋井市久能	2
就労継続支援A型	すみれの丘 いぶき あんぶれら	袋井市栄町 袋井市山崎 袋井市小山	3
就労継続支援B型	すずらん共同作業所 可睡すずらん共同作業所 なごみかぜ工房 さわや家(きんもくせい) NAGOMI カフェ ワークショップやくわり はたらき すこやかワーク ういす ファミール いぶき 学び舎 あいまいもこ ワークスつばさ つなぐ ひだまり すこやかワーク山梨 うるおいCAFÉ袋井	袋井市久能 袋井市久能 袋井市小山 袋井市小山 袋井市堀越 袋井市大野 袋井市久能 袋井市旭町 袋井市浅羽 袋井市中 袋井市山崎 袋井市久能 袋井市泉町 袋井市浅羽 袋井市大門 袋井市下山梨 袋井市高尾町	17
就労定着支援	はたらき 学び舎 あいまいもこ	袋井市久能 袋井市久能	2

サービス種別	施設・事業所名	所在地	施設数
短期入所	袋井学園 あきは寮 風の駅壱番館 あぼろん ディアコニア・ショートステイ ソーシャルインクルーホーム袋井深見 ソーシャルインクルーホーム袋井久能	袋井市広岡 袋井市横井 袋井市田町 袋井市久能 袋井市山崎 袋井市深見 袋井市久能	7
共同生活援助	オランチ はなきりん 風の駅壱番館 あぼろん グループホームからし種 ソーシャルインクルーホーム袋井深見 あわもり ソーシャルインクルーホーム袋井久能	袋井市泉町等 6カ所 袋井市小山 袋井市田町 袋井市久能 袋井市川井 袋井市深見 袋井市旭町 袋井市久能	8
施設入所支援	袋井学園 あきは寮	袋井市広岡 袋井市横井	2

サービス種別	施設・事業所名	所在地	施設数
計画相談支援 障害児相談支援	袋井いろいろ 風の窓 めいわラック 未来サポート ファミリア ディアコニア支援センター スターティット	袋井市久能 袋井市小山 袋井市泉町 袋井市方丈 袋井市国本 袋井市山崎 袋井市川井	7
地域相談支援 (地域移行支援・ 地域定着支援)	袋井いろいろ	袋井市久能	1
児童発達支援	すこやか国本 きらり はぐくみ こぱんはうすくら袋井川井教室 そよかぜ こども発達サポートセンターここもど E A C袋井	袋井市国本 袋井市堀越 袋井市高尾 袋井市川井 袋井市上田町 袋井市神長 袋井市松原	7
放課後等デイサービス	ひまわり 浅羽校 ひまわり 袋井南中前校 ひまわり 袋井駅前校 ひまわり 袋井山梨校 ひまわり 袋井中央校 アソベル袋井 アソベルあさひ町 アソベル久能 アソベル袋井駅前 すこやか国本 すこやか旭 すこやか山梨 きらり 子どもハウスU L U浅羽 こぱんはうすくら袋井川井教室 サンスマイル袋井駅前教室 E A C袋井 りんごの木 G r a n n y袋井	袋井市浅羽 袋井市大門 袋井市高尾町 袋井市下山梨 袋井市葵町 袋井市旭町 袋井市久能 袋井市三門町 袋井市国本 袋井市旭町 袋井市下山梨 袋井市堀越 袋井市浅羽 袋井市川井 袋井市高尾町 袋井市松原 袋井市愛野東 袋井市諸井	19

## あ行

### 一般就労（P4他）

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

### 意思疎通支援（P5他）

障がいのある人とない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代読や代筆等の意思の伝達の支援を図ること。

### 移動支援（P5他）

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

### 医療的ケア児（P106他）

医学の進歩を背景として、N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども。

### インクルーシブ（P53他）

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことで、お互いの能力を最大限発達させる仕組み。障害者権利条約では、「人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み」と定義され、①障がいのある人が教育制度一般から排除されること、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が要請される。

### NPO（P44他）

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

## か行

### 強度行動障害 ( P90 他 )

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態。また、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

### 居住介護 ( P5 他 )

ヘルパーが居宅において入浴、排泄等の身体介護と、食事の用意、部屋の掃除、洗濯等の家事援助等の介助をすること。

### ゲートキーパー ( P54 他 )

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

### 権利擁護 ( P32 他 )

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

### 心のバリアフリー ( P33 他 )

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、偏見や思い込みなどの意識を改め必要な行動を続けること。

### 合理的配慮 ( P1 他 )

障がいのある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

## さ行

### 作業療法 ( P105 他 )

身体、精神、発達、高齢期の障がいや、環境への不適応により、日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される人や集団に対し、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助のこと。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

## **施設入所支援**　（ P 5 他 ）

入所施設で、主として夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うこと。

## **児童発達支援**　（ P 5 他 ）

障がいのある未就学の子どもに日常生活で体をうまく動かすための指導、知識技能の習得、集団生活に馴染むための訓練を行うこと。

## **児童発達支援センター**　（ P 60 他 ）

児童発達支援事業に加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がいのある子どもやその家族からの相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

## **社会的障壁**　（ P 1 他 ）

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

## **社会福祉協議会**　（ P 45 他 ）

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

## **重度訪問介護**　（ P 5 他 ）

ヘルパーが常に介護が必要な重度の肢体不自由者、知的・精神に障がいのある人の家に行き、入浴、排泄、食事等の介護や、外出時の介護を行うこと。

## **就労定着支援**　（ P 5 他 ）

一般就職した障がいのある人が、職場に定着できるように支援を行うこと。  
就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うこと。（平成 30 年 4 月から新たに創設）

## **手話通訳者**　（ P 64 他 ）

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳すること。

「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）、「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）、「手話奉仕員」（市町村が実施する手話養成講座修了者）がある。

## **障害支援区分**　（ P 47 他 ）

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、表す 6 段階の区分（区分 1 ~ 6 : 区分 6 の方が必要とされる支援の度合いが高い）がある。各市町村に設置される審査会において、調査員による認定調査の内容、医師意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定するものである。

## 障害児通所支援（P4他）

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うこと。

障害児通所支援には児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。

## 障害者基本法（P1他）

「障害者の権利に関する条約」に基づく、障がい者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

## 障害者雇用率（P96他）

障害者雇用促進法に基づき、一定割合の障がいのある人を雇用するように義務づけられている割合で、雇用義務のある障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者であるが、平成30年4月から新たに精神障がい者が追加される。

## 障害者差別解消法（P31他）

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

## 障害者総合支援法（P2他）

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。

正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
→障害者自立支援法

## 障害者の権利に関する条約（P1）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

## **ジョブコーチ ( P38 他 )**

障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ること。

## **自立支援医療 ( P5 他 )**

心身の障がいを除去・軽減するための医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。(原則1割負担で、所得に応じて月額上限額が決められている。)

「更生医療」(対象:身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人)、「育成医療」(対象:身体に障がいのある子ども)、「精神通院医療」(対象:精神疾患のある人)、「療養介護医療」(対象:療養介護利用者の医療分)がある。

## **自立生活援助 ( P5 他 )**

入所施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的・精神に障がいのある人等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間・定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等の適切な支援を行うこと。(平成30年4月から新たに創設)

## **身体障害者手帳 ( P7 他 )**

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がい程度に該当すると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳の等級は重い方から1級~6級に区分され、さらに障がい種別により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸又は免疫機能)に分けられる。

## **生活習慣病 ( P94 )**

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常(高脂血症)、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。

## **精神障害者保健福祉手帳 ( P7 他 )**

精神疾患がある人が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のあると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳は2年ごとに更新が必要で、障がいの程度により、重い方から1・2・3級がある。

## **成年後見制度 ( P5 他 )**

知的障がい、精神障がい、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者(成年後見人等)を選ぶことにより、法律的に支援する制度。判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。

## た行

### 短期入所（ショートステイ）（P5他）

障がいのある人を短期間、施設に入所（宿泊を伴う）して入浴・排せつ及び食事等の介護をすること。

自宅で介護している人の病気や、休養等を理由に利用することが多い。

### 地域活動支援センター（P5他）

施設において、障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し自立した生活を支援すること。

### 地域共生社会（P4）

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すという考え方。

### 地域自立支援協議会（P44他）

障がいのある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。

### 地域包括ケアシステム（P4）

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域での有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方の仕組み。

### 通級（P61）

日本の義務教育における特別支援教育の制度の一つで、通常の学級に在籍しながら個別的な特別支援教育を受けることの出来る制度。

### 特別支援教育（P39他）

子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指し、学校全体で支援する。通常の学級に在籍している障がいのある子どもにも、障がいに配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行う。また、特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりする。

## な行

### 難病 ( P3 )

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとって経済的・精神的な負担が大きくなる。

### 日常生活自立支援事業 ( P79 )

認知症高齢者・知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

### 日常生活用具 ( P5他 )

障がいのある人等の日常生活上の困難を改善・自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものとして6種類に分類。これらを給付すること。

#### ①介護・訓練支援用具

：特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具。

#### ②自立生活支援用具

：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

#### ③在宅療養等支援用具

：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人の在宅療養などを支援する用具。

#### ④情報・意思疎通支援用具

：点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

#### ⑤排せつ管理支援用具

：ストマ用装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。

#### ⑥居宅生活動作補助用具

：障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

### ノーマライゼーション ( P44他 )

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

# は行

## 発達障害（P3他）

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関する障がい。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手だが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくいとされる。

## バリアフリー（P24他）

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去をしたりすることなどを指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

## 避難行動要支援者（P43他）

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

## ピアサポート（P107他）

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組みのこと。

## 福祉的就労（P37）

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がいのある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。（対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等）。

## ペアレントトレーニング（P107他）

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

## ペアレントプログラム（P107他）

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラムをいう。

## ペアレントメンター（P107他）

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をいう。

## 放課後等デイサービス（P5他）

学校に通う障がいのある子どもに、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練などを継続的に提供する。

自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りともなっている。

## や行

### ユニバーサルデザイン ( P48 他 )

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### 要約筆記者 ( P64 他 )

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

「要約筆記者」（都道府県認定、全国統一試験合格者）と、「要約筆記奉仕員」（都道府県が実施する養成課程修了者）がある。

## ら行

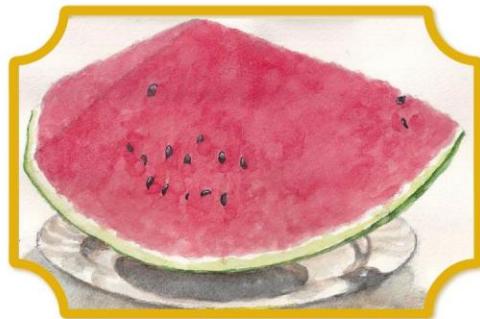
### ライフステージ ( P39 他 )

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

### 療育手帳 ( P7 他 )

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された人に対して都道府県知事等が交付する手帳。手帳を取得することで各種のサービスが受けやすくなる。障がいの程度は、重い方から A 判定、B 判定と記載される。地域によっては、手帳の名称や障がい程度の区分が異なる。





袋井市第4次障がい者計画  
(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

令和6年3月策定  
袋井市 市民生活部 しあわせ推進課  
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1  
TEL: 0538-44-3114 FAX: 0538-43-6285  
e-mail: shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp